

参議院大蔵委員会會議録第四号

平成五年三月二十九日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十六日

山田 健一君

下村 泰君

三月二十九日

志苦 裕君

堀 利和君

補欠選任

堀 利和君

島袋 宗康君

補欠選任

堀 利和君

山田 健一君

出席者は左のとおり。

委員長

野末 陳平君

理事

竹山 裕君

藤田 雄山君

鈴木 和美君

前畑 幸子君

及川 順郎君

委員

大河原 太一郎君

河本 英典君

北澤 俊美君

佐藤 泰三君

清水 達雄君

植崎 泰昌君

藤井 孝男君

久保 亘君

堀上 貞雄君

堀 利和君

本岡 昭次君

山田 健一君

牛嶋 正君

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

政府委員

内閣法制局第三部長

国際平和協力本部事務局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁総合計画局長

経済企画庁調査局長

環境庁企画調整局長

国土庁土地局長

大蔵政務次官

大蔵省主計局長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

国税庁課税部長

国税庁徴収部長

国税庁調査部長

建設省道路局長

自治大臣官房審議官

事務局側

常任委員会専門員

説明員

経済企画庁調整局長

局産業経済課長

局物産調査課長

沖縄開発庁総務局企画課長

法務省民事局参事官

労働省労政局労政課長

下村 純典君

梅村 美明君

小菅 伸彦君

勝野 堅介君

吉戒 修一君

太田 俊明君

本日の会議に付した案件

○国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野末陳平君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十六日、山田健一君及び下村泰君が委員を辞任され、その補欠として堀利和君、島袋宗康君が選任されました。

○委員長(野末陳平君) 国の補助金等の整理及び

合理化等に関する法律案及び平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案は、去る二十五日に質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表し、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案並びに平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案について、反対の討論を行います。

まず、補助金整理合理化法案についてであります。

本法案は、公共事業関係補助金に関して八五年以来暫定的にとられてきた補助金一括カット措置について、恒久化を図るものですが、直轄事業についてはカット前の八四年水準に戻しているものもあり、補助事業については、過去の教次にわたって切り下げられてきた最低の水準、あるいは新たにそれ以下に切り下げています。この結果生じることになる六千九百億円の地方への影響額について、平成五年度については補てん措置がとられていますが、それ以降については原則として地方負担とされるのであります。これは地方に負担を転嫁してはならないという地方財政法の精神に反し、地方財政に支えを要するものであります。

第二に、義務教育国庫負担の一部の一般財源化についてであります。政府は行革審答申に基づいて、地方に同化定着したものは一般財源化するという方針のもとに、社会保障、文教などの分野における補助制度を廃止していこうとしていますが、今回の措置はその一環として行われているものであります。このような政府の一般財源化方針

は、教育、社会保障など国が当然行われなければならない責務を放棄し、専ら地方にその負担を押しつけようとするものであります。

第三に、地震再保険特別会計、自賠責保険特別会計への一般会計繰り延べ措置は、これら特別会計に対する国の責任を回避するものであり、いずれは後年の国の負担となる負担の繰り延べであります。

次に、一般会計承継債務の償還特例法案についてであります。

本法案は、交付税特別会計などから一般会計が承継している債務の償還を繰り延べるとともに、政管健保への国庫補助を減額するものであります。償還先送りは赤字国債発行回避のためとはいえ、後年度にそのツケを回すだけであり、金利支払いは累増し、新たな負担増をもたらすものであります。また、政管健保への補助減額の口実となつて同会計の赤字は、健保改悪による患者負担増等によるものであり、これを理由に補助の削減を図ることは認められません。

以上をもって反対の討論といたします。

○委員長(野末陳平君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野末陳平君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

前畑幸子君から発言を求められておりますので、これを許します。前畑君。

○前畑幸子君 私は、ただいま可決されました国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 公共事業等に係る国庫補助負担率の見直しの結果生じる地方負担については、今後の地方財政計画の策定を通じて地方財政運営上支障がないよう適切な措置を講じるとともに、公共事業等臨時特例債については、後年度における国の所定の負担を行うこと。

一 国庫補助金の整理合理化に当たっては、地方公共団体への事務権限の移譲、適切な地方財政措置を併せ検討するとともに、地方財政法の趣旨を踏まえ、その事務事業の性格及び国と地方との間の財政秩序を維持するため特に配慮すること。また、今後とも国会における審議の経緯等を踏まえ、国の補助負担金の補助単価などの適正な設定に努めること。

一 国民のナショナルミニマムに関する制度及び負担の変更に当たっては、地方公共団体等との関係団体の意見を十分聞くとともに、国と地方の行財政の再配分に係る国の施策の変更に際しては、地方自治の本旨に則り、地方財政の運営上支障がないよう十分留意すること。

一 地震再保険及び自賠責再保険に係る事務費の一般会計からの繰り入れ停止措置については、その他の特別会計への事務費繰り入れ状況との整合性を図りつつ、地震再保険特別会計及び自賠責再保険特別会計に係る保険事業の運用状況・収支状況等に照らし、そのあり方について引き続き検討すること。

一 法律の改廃に当たっては、立法の趣旨と制定の経緯を踏まえ、国会審議のあり方について十分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(野末陳平君) ただいま前畑君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野末陳平君) 全会一致と認めます。

よつて、前畑君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林大蔵大臣。

○国務大臣(林義郎君) ただいま御決議がありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(野末陳平君) 次に、平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野末陳平君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

及川順郎君から発言を求められておりますので、これを許します。及川君。

○及川順郎君 私は、ただいま可決されました平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 承継債務の繰延べ等は、あくまで臨時緊急

の措置として慎重に取り扱い、それぞれの制度・施策の運営に支障を生じない範囲で行われ、歯止めを有しているものに限りよう配慮するとともに、各歳出項目についての徹底した洗い直しや、制度・施策の根本に踏み込んだ見直しを幅広く進めること。

一 財政投融资の運用に当たっては、社会経済情勢や国民のニーズの変化に的確に対応して、対象分野や対象事業について見直しを行うこと。

一 政府管掌健康保険事業に係る国庫補助の繰入特例措置及びその利子については、同保険事業に対する国民の信頼保持のため、国及び政府管掌健康保険の財政状況等を勘案しつつ、できる限り速やかな繰戻しに努めるとともに、保健福祉施設事業について、質的な充実はもとより、その計画的推進を図ること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(野末陳平君) ただいま及川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野末陳平君) 全会一致と認めます。よつて、及川君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林大蔵大臣。

○国務大臣(林義郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(野末陳平君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野末陳平君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。林大蔵大臣。

○国務大臣(林義郎君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、現下の厳しい財政状況及び最近の社会経済情勢の変化に顧み、課税の適正、公平を確保する観点から、租税特別措置の整理合理化を行うほか、当面早急に実施すべき所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、課税の適正、公平の確保を推進する観点から、企業関係の租税特別措置等につきまして、平成五年度におきましても特別償却制度等の整理合理化を行うことといたしております。

一方、農業経営の基盤の強化を推進する等のため、農用地利用集積準備金及び営農の規模を拡大した場合の割増し償却制度の創設等の措置を講ずるとともに、環境保全、資源エネルギー対策に資するため、エネルギー使用の合理化等の技術に係る試験研究費に関する特別措置、再生資源利用促進準備金の創設等の措置を講ずることといたしております。

第二に、土地税制につきまして、土地政策との整合性を図りつつ、住みかえによる居住水準の向上を図る等のため、特定の居住用財産の買いかえ等の場合の長期譲渡所得の課税の特例の創設等を行うことといたしております。

第三に、老人等の利子非課税制度及び勤労者財産形成住宅、年金貯蓄非課税制度の非課税限度額の引き上げを行うことといたしております。

第四に、第十一次道路整備五カ年計画に必要な

財源確保等の観点から、揮発油税及び地方道路税の税率の改正等を行うことといたしております。

その他、法人税における源泉所得税額の控除不足額の還付に関する特別措置の創設、不動産等に係る相続税の延納利子税の引き下げ等の措置を講ずるとともに、中小企業者等の機械の特別償却制度、住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の特例等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしております。

以上が租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(野末陳平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保亘君 最初に、経済企画庁にお尋ねいたします。

消費の現況と今後の見通し、特に一月二十二日に発表されました経済企画庁の平成五年度経済見通しについて、これは修正する必要があるのかどうか。今もこのとおりで経企庁としては見通しを持っておられるか。その点を最初にお尋ねいたします。

○説明員(梅村美明君) お答えいたします。

現在、我が国経済は引き続き低迷しているわけでごいまして、設備投資のストック調整や在庫調整の循環的な要因のほか、資産価値の下落もあつて厳しい状況に直面しているわけでございまして、こうしたことを踏まえまして、政府といたしましては、昨年三月の緊急経済対策あるいは昨年八月に行いました総合経済対策等の実施により、さらにはまた、五年度の政府予算におきまして景気の対策を盛り込みました予算を講ずることによりまして景気の回復に努めてまいりたい、かように考えております。

今後とも経済情勢の変化に細心の注意を払いながら機動的な対応に努めてまいりたい、かように考えているわけでございまして、政府経済見通しを現在修正するというようなことは必要ないと考えているところでございます。

○久保亘君 あなたの方の見通しでは、平成五年度GNP四百九十五兆の中で民間最終消費支出を二百八十兆、そしてその伸びは四・九％となっております。そして、その民間最終消費支出の四・九％の伸びを見ていく中で、雇用者所得が同じく四・九％伸びることになっておりますが、こういう点について、経企庁が出されておられる数字は今も見通しとして非常に正確なものであるというお考えなんでしょうか。

○説明員(梅村美明君) 民間最終消費支出の要因といたしましては、三つの要素から成り立っているのだらうと思います。

一つには、国民が得ました所得をどのように使用するかという消費性向の問題。これは景況観にまた大きく左右されるところでございます。もう一つは、雇用者数の全体の動向でございます。それから、もう一つの要因といたしましては、一人頭雇用者所得。

このような要因でございまして、雇用者数につきましてははややその伸び率は鈍化傾向にあるものの、平成二年度、三年度、三％台の雇用者数の伸びをしていただけてございますけれども、来年は二・一％の伸びを見ているわけでございまして、足下も大体そのような動きで推移していると思われま。

それから、一人当たり雇用者所得、これは今後の所定外労働時間、あるいは賞与等々の要因によつて変更する要因はまだあるわけでございまして、けれども、我々としては、そういう雇用者数、雇用者所得の動向等から判断いたしますと、来年度の所得の動向につきましてはの見通しというのは現在適切なものであると、かように考えている次第でございまして。

○久保亘君 この問題は、いずれまた経企庁の責任ある方に出ていただいて、実情とあわせて私の

方からお尋ねしなければならぬときが必ずやってくると思っております。

大蔵大臣にお尋ねしたいのは、現下の消費の非常な低迷の状況というものと、景気対策の上から見た消費を引き上げていく問題についての課題、政治課題として見た場合に、消費の問題をどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(林義郎君) 久保委員御指摘のように、消費が低迷しておるじやないかという御議論は、ことしの初めぐらい、特に年末の商戦がなかなか伸びないというようなお話もありました。

しかしながら、私は、昨年の総合経済対策が昨年暮れの補正予算の成立等で固まつてまいりましたし、また平成五年度の予算を御審議をしていただいておりますので、ことしになりましてから徐々に景気の方は上向きになっていくような感じがしているわけでありまして、もちろん、これで確実にというふうな話まではいえないかもしれませんが、けれども、昨年の暮れぐらいとはやはり相当感じが変わってきているということは正直言つて事実だらうと思ひます。

明るい指標も見られるところでありまして、マネーサプライが回復をしてきたということもありまして、自動車の販売につきましても、昨年は落ち込んでおりましたけれども、ことしになりましてから伸びを示しているというところでありますし、また機械受注などというの、本当は機械受注なんていうのはなかなか私は伸びないんだらうと思うんですが、それも伸びてきた。それから鉱工業生産指数もふえてきた、こういうふうなことでございまして、私はいろんな点で感じ方が変わってきているようなことになってきているだらう、こう思つておるところであります。

現在予算案の御審議を最終的に参議院でお願いをしているところでございますが、五年度の予算におきましても景気に十分配慮した予算になっておりますし、この予算を成立させていただきたならば年度初めから直ちに執行できるようにやりたい、こう考えておるところでございまして、

ぜひと予算案の成立をお願いをしたい、こう思います。

こうした施策によりまして、私はことは、平成五年度の前半には公共工事に支えられ、また後半には個人消費等も回復をしてくんではないかという形で着実な成長路線に入っていくんだらう、こういうふうなことで考えているところでございます。

○久保亘君 非常に楽観的な見通しを経企庁も大蔵省もお持ちのようでありまして、実際に発表されてまいります統計上の数字では、消費は前年度対比でマイナス、こういう状況が出ているんではないでしょうか。

私は、やはりGNPの中の非常に大きな部分を占める消費の拡大というのが景気対策の重要な一つの決め手であらう、こう思っております。だから、その消費を拡大していく手段として何があるのか。そうならば、勤労者を中心として生活大

国の豊かさを実感ができるようになりたいという国民の希望は非常に強いわけですから、それにこたえるような実質可処分所得の増加、これは何かと言えば賃金のアップと税金と公的負担の軽減。それからもう一つは消費意欲の増加といえます

か、このことは何があるのかと言え、雇用の安定と社会保障の確立。これらの問題が総合的に考えられなければならない問題であります。とりわけ賃金のアップ、それから公的負担の軽減、その最も代表的なものは所得税、住民税の軽減、こういうことになっていこうかと思っております。

そういうことについては、消費拡大の決め手として私が申し上げたようなことについて、何か御異論はございますか。

○国務大臣(林義郎君) 全体として、経済運営の中でなかなか経済成長に持っていく場合におきましては、それぞれところでバランスをとりながら私はやっていくことが必要だろうと思っております。

雇用の水準、いろんな問題があると思っておりますけれども、雇用の問題につきましてはどうするか、

これはやはり基本となりますのは企業の方の生産活動というものが相当ふえていかなければならぬか、もういかにいかなければ雇用の水準というものが上がっていくか、雇用人所得も上がっていくか、こういうふうな思っております。

また、所得税を初めとするところのいろんな諸問題につきましても、私は問題がなしとはしませんが、これはこの前税制の抜本改革をやりまして、我が国におきましては課税最低水準におきましては世界で最も高いところの水準にまで持ってきておるわけでございまして、それからそういうふうな形で税制というものをどう考えていくかというのには常に頭の中に置いておかなければならない考え方はないかな、こう思っております。

また、社会保障費その他の問題におきまして、これからの高齢化社会、また全体としての社会保障制度をどうするかという中でのいろんな点を考えていかなければならぬ、そういう点でバランスをとりながら発展を図っていくというのが我々の考え方でございます。

○久保亘君 大変用心深いお答えをいただきましたけれども、私は、やはり民間最終消費支出が経企庁が見通しとして出しておりますような大きな伸びを示すという点については、政策的な減税、それから税金の負担の軽減、こういうものが非常に重要な要素だと思っております。

とりわけ、労働省にお尋ねいたしますが、まだ春闘は進行中でありまして、ことしの春闘の現状からかんがみて、労働者の実質可処分所得は経企庁の見通しのような方向で大きく上昇するよう結果になっていこうかと思っております。

か、お答えいただきたいと思っております。

○説明員(太田俊明君) お答え申し上げます。今春闘における賃上げの水準につきましては、今後まだ多くの交渉が残されていることから、現段階では確定的なことは申し上げられない状況にございますが、ただ、これまでの回答、要結状況

を見ますと、鉄鋼、電機、自動車、造船、電力、私鉄、NTTといった民間の主要企業で、率とも昨年の下回る状況となっております。

今春闘の賃上げ水準が実質賃金を向上させるものかどうかというお尋ねでございますが、春闘の賃上げ率をめぐりましては、マスコミ、労使などで実質賃金について議論する場合には定期昇給プラス消費者物価上昇率で考えることが多いわけ

でございます。この場合、消費者物価上昇につきましては平成四年度の政府見込みでは一・八%となっております。また、定期昇給につきましては企業の賃金体系によつて大きく異なるわけ

でございます。これを何%と見るかは難しい問題でございます。また、これを何%と見るかは難しい問題でございます。また、これを何%と見るかは難しい問題でございます。

またさらに、今春闘の賃上げ安堵を受けて国民生活の水準が向上するかどうかは、今後の景気の動向や所定外給与、ボーナスの動向にも大きく左右されるのではないかと考えているところでございます。

○久保亘君 昨年、大変不況の年と言われながら、春闘はJCを例にとりまして四・九五%程度の安堵になったと思っておりますが、ことしは四%を切っております。これは経企庁の出されております資料等と対比いたします場合に大変問題があるように私は思っております。物価の上昇率を平成五年度で二・一という見込みを立てておられるし、定昇分というのは、これはそれだけ生活費その他が膨らんでいくことに対応するものでありまして、実質可処分所得がふえて生活が豊かになるというものは直接は結びつかない。そうすると、定昇分と物価上昇分と合わせると四・二%というときに安堵が四%を切るということになります。大変厳しい状況だと言わなければならぬと思っております。

一方、税制改正についても、今大蔵大臣は六十三年度の税制改正を取り上げておっしゃいましたけれども、六十三年からそれじゃ今日まで物価がど

れだけ上がっているのか、名目賃金の上昇によつて公租公課の実質的な負担がどれだけ重くなったのか。この点は経企庁が大蔵省からどちらかわかりの方で答えていただきたい。

○説明員(小曾伸彦君) まず、消費者物価の上昇率についてお答え申し上げます。

昭和六十三年税制改正以後の五年間の物価上昇率ということでございまして、昭和六十三年と六十三年の消費物価の上昇率〇・八%の上昇でございまして、これ以降、平成元年度二・九%、平成二年度三・三%、平成三年度二・八%、それぞれ上昇となつてございまして、平成四年度につきましては、東京都支部の速報値で一・六%の上昇となつてございまして、政府経済見通しの実績見込み一・八%程度の範囲内におさまる見込みでございまして、ちなみに、六十三年度を仮に一〇〇としたとしますと、平成四年度は実績見込みベースでおよそ一一でございまして、

○久保亘君 要するに、税制改正が行われて以来、物価は、今はつきり聞かえなかつたけれども、累積一%上昇した、こういうことですね。それに平成五年度の二・一がまた加わってくるわけでしょう。そうすると一三%以上の物価の上昇です。

それから、名目賃金は上がった分だけ税の負担は重くなっているわけですから、これで国民生活と結びつく消費が拡大してくるはずはないのでありまして、私は減税の問題は国民生活の視点、それから物価調整の視点、もう一つはGNPの中の六割近い部分を占める民間最終消費支出を引き上げるという意味において景気対策の視点、こういう立場から見て、今ぐらい減税が重要な問題として考えられなければならないとは思いません、こう思

うのですが、大蔵大臣はやはり否定されますか。

○国務大臣(林義郎君) 先ほど申しましたように、経済全体の運営に当たりまして、雇用の問題であるとかあるいは公租公課というような負担の問題であるとか、そういう諸問題を考えると同時に、物価水準等というものも当然に考えていか

なければならないと思っております。

○久保亘君 要するに、税制改正が行われて以来、物価は、今はつきり聞かえなかつたけれども、累積一%上昇した、こういうことですね。それに平成五年度の二・一がまた加わってくるわけでしょう。そうすると一三%以上の物価の上昇です。

それから、名目賃金は上がった分だけ税の負担は重くなっているわけですから、これで国民生活と結びつく消費が拡大してくるはずはないのでありまして、私は減税の問題は国民生活の視点、それから物価調整の視点、もう一つはGNPの中の六割近い部分を占める民間最終消費支出を引き上げるという意味において景気対策の視点、こういう立場から見て、今ぐらい減税が重要な問題として考えられなければならないとは思いません、こう思

うのですが、大蔵大臣はやはり否定されますか。

○国務大臣(林義郎君) 先ほど申しましたように、経済全体の運営に当たりまして、雇用の問題であるとかあるいは公租公課というような負担の問題であるとか、そういう諸問題を考えると同時に、物価水準等というものも当然に考えていか

なければならないと思っております。

なければならぬ話だろと思ひますが、いわゆる所得減税、あるいは消費のための所得減税、こういうことになりますと、私は、今減税をしたときにどういふふうな効果をもたらすかということも考えておかなければならぬ話だろ、こう思うのであります。

今の状況からいいますと、先般もこの御議論がありましたけれども、所得になったものの中で貯蓄に回る方が多くて消費に回る方がだんだん少なくなつてきているんじゃないか、こういうふうな御議論もありますし、また第二の問題といたしまして、やはりその財源をどこから捻出してくるかという大きな問題があるところでございます。国の置かれてある財政状況からいいますと、赤字国債に頼らざるを得ないとするならば、私はこれは大変な問題ではないだろうか、こう思つておるところでございます。赤字国債によりまして一たび特例公債の道を開くとするならば、長い間苦しんできたその状況を再び繰り返すという形になることでありまして、これはもちろんでさういふところでございまして、

そのほかどういった形のものでやっていくか。いわゆる戻し減税でやるのかどうするのかねと、こういうふうないろいろな議論もあるところでありまして、いわゆる所得減税ということであるならば、まだまだ御議論をいたさなければならぬという問題がたゞさんある。こういうふうな考へておりますし、予算委員会でもまた衆議院の各委員会でも私はたびたび御説明しているところでございますが、今申し上げたような諸問題がある。そういう意味で軽々に所得減税の話に乗るわけにはまいらないということでございます。

ただ、与野党、衆議院の予算委員会でも予算を成立させるに当たりまして、四党間の合意ができておりまして、その合意でいろいろな御議論をされるということとは承つておるところでございますし、そういうものを見詰めてやっていかねばならぬが、私の気持ちをどうだと、こうおっしゃるならば、今申し上げたようなことであると

いうことを申し上げざるを得ないということでございます。

○久保巨君　そういうお答えをきつていただくらうと思つておりましたが、私は、減税が貯蓄に回るといふ考え方、これは現実にはそういう面がないとは申しません。

しかし、それならば、国際的に比較して日本は世帯別平均貯蓄額というのが決して低くない、非常に高いですね。その上に減税効果が貯蓄に回つて景気対策にあらわれぬという言い方があるならば、政府はなぜ貯蓄にさらに回るかというその原因を追求しなければならぬのであります。これは教育費、住宅取得、社会保障、年金、医療、こういうふうな問題に対して、政策上非常に問題があるから貯蓄に回さざるを得ないということがあるんじゃないでしょうか。

したがつて、所得税の減税を効果あらしめるためにも、教育、住宅、そういったような問題に対する政策減税が一体的に取り組まれる必要があると私は思つております。また、特に高齢者世帯などを中心とする社会保障政策のおくれをどうやって進めていくか、こういうことと一体的に考えていけば、一方的に減税はやはり貯蓄になるよという言い方で退けることは政府の責任ある言い方ではない、私はこう思つております。これは反論をいたしておきます。

それから、もう一つの問題は財源論です。

私は、財源を無視して何でもやればよいと考へてはおりません。しかし、今日、後世にツケを回すという理由でもって財源措置を公債等に頼ることについての批判的意見が特に政府を中心にして強いのであります。実際には、今日のような生活大の豊かさを実感できない状況をこのまま続けおおくことが後世に対する責任を果たすことにならない。それならば、景気対策上優先的に必要な課題は、私はそれを遂行することが後世に対する責任でもあらう、こう思つております。

したがつて、減税を中心とする措置と財源論というものは切り離して論ずることはできないけ

れども、財源論がすべてに優先するという考え方は間違ひだと思つております。その証拠に、例えば政府は、湾岸戦争のときには九十億ドル、前の年も合わせますと二百十億ドルでしたか、これを支出することについては、我々は反対いたしましたが、そのことが必要だという政策が優先して、財源は後から追つかけたはずで。

そういうことを考へてまいりますと、今日減税が重要であるかどうかという国民生活の立場に立つて、景気対策の立場に立つて考へて、その結論に基づいて、では財源がどう考えられるかという問題を議論しなければならぬんじゃないでしょうか。

それからもう一つの問題は、私は昨年の臨時国会でも本会議で宮澤総理に申し上げたことがございまして、教育費などをすべて消費的経費として片づけてしまつて日本の財政立論というのは正しくないのかどうか。アメリカのクリントン大統領が言つてゐるように、教育費というのは後世にツケを残すのではない、これは未来への投資である、だからこのことに對して公債を発行して賄うというこれは決して間違ひではない、それをやるべきだ、こういう一つの政治哲学を持つて進められてゐるわけでありまして、財源論というのを大蔵省がいかにしてお金を出さなくて済むかという立場で考へるといふことは間違ひではないか。政策上必要なこと、優先すべきことについては、そのことをどうやってやるかという立場で必要な財源について考へるといふことでなければならぬと思ふんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(林義郎君)　今お話がございまして、なぜ国民の中で貯蓄が非常に高いか云々と、こういうふうなお話がありました。日本の貯蓄率は割と高い。ヨーロッパに比較いたしますと、ドイツが日本とほとんど同じぐらいのところまであります。イギリスやアメリカなんというのは割と低い、こういうことであります。

それは、やっぱりそれぞれの国にそれぞれの状況があるんだろと思ひますが、よく言われてお

りますのは、やはり将来に対する不安がある、あるいは病氣になつたときの介護をどうするかという形で貯蓄をしておかなければならぬだろう、いろいろな原因があつて日本は高いんだろと思ひますが、そういうことをうまくやっていくためにこそ経済全体をうまくバランスをとつて成長させるということが必要だろと思ふんです。

例えば病氣になつたときにどうするかという形におきまして、健康保険制度というものがあるわけでございますし、それから住宅の不安、こういうふうな話がありまして、住宅に對しましては税制のみならずいろいろな施策を私たちはやってきてゐるところでございます。そういったような形のものでできておるわけでありまして、すぐに消費をそのまま刺激をせよと、こういうことになつて、全体経済の運営の中でおのづからなる形で国民の消費が伸びていくような形をやつていくことの方が望ましいのではないかと。

先ほど申しました所得減税でいろいろな問題がある、時にばらまき税制などというふうないろいろな問題があると申しましたのは、単にそこだけをいたすに刺激することでは、かえつて将来に禍根を残すことになるのではないだろうかという感じを持つてゐるところでございます。

それで、財源論のお話がございました。私も財源につきまして、やはり赤字国債はいかぬ、こういふふうに申しましたのは、やっぱりそのことを考へてやつていかなければならぬ。御指摘のありましたような湾岸のときにおきまして、二百十億ドルですか、出しました。その出した金額と

いうのは、やはりそのときに税法上特別の措置をいたしまして、ガソリン及び特別法人税等々で措置をしてその財源を調達してきたところでございます。決してこれを将来にわたつて残したという話ではないわけでございます。そういうふうなことを考へてやるというのは私は一つの方法だろ、こう思つておるところでございます。なかなかそれがすぐにできやうもないということから、私どもはこういうふうな、先ほど来申し上げ

ているようなことを申し上げておるところでございます。

それから、教育費の問題につきましても、私たちもこれは配慮しております。十六歳から二十二歳までの子供を持つている人につきましては特別扶養控除という形のものを持つております。これは、そのぐらゐの子供さんを持ちますと高等学校なり大学に行かれる、こういう形でありまして、そういった子供さんを持つておられるところならばやはりいろいろなお金もかかるであろうという形で、基礎控除制度に類するようなものを設けておるところでございます。決して教育の問題を無視しているとかということではありません。

ただ、教育費という形でやりますと、大学や上のその他の学校に行かれる子供を持つていられる方と、それからそういった子供がいない、また子供があつてもなかなか大学に行かれないという形のアンバランスをどうするかという問題もあるだろう、こう思います。教育費という形ですべてのものをやると、一体教育費というのはどの範囲までを控除の対象にしていくのかねと、学校に行く費用を全部というような話になると、私はその費用たるやどういふような形で考えていくかという技術的な問題もあるだろう、こう思っております。先ほど申し上げたような控除制度というものでこの辺を考えておるところでございます。決して教育を無視したりなんかしているということでは全然ないことだけは御理解を賜りたい、こう思っております。

○久保亘君 大蔵大臣は、教育問題について大変理解の深い方だと私は思っておりますから、今お答えになりましたことはよく理解できますが、私が申し上げているのは、教育予算にかかわつてこれを投資的経費と見ていくことが先進諸国間の中においてもだんだん常識化しつつあるのではないかと、このことを申し上げたのであります。

時間がありませんので、もう一つどうしてもお聞きしておきたいことがあります。資本金一億円以上の法人の中で、建設業の法人の数と、この

建設業法人のうち赤字法人が幾つあるのか、国税庁、おわかりでしたら数字を教えてください。

○政府委員(松川隆志君) 当庁で公表しております平成三年分の会社標準調査結果によりますと、資本金一億円以上の法人数は全部で三万八千八百四十社でございます。そのうち赤字法人は九千八百四十社でございます。そして、このうち資本金一億円以上の赤字法人の建設業は百五十六社でございます。

○久保亘君 建設業の赤字法人百五十六社の中には、今話題のゼネコンと称する法人が含まれておりますか。

○政府委員(松川隆志君) ゼネコンという業種分類はこの統計ではしていません。ただし、総合建設業、これは非常に広い概念でございます。いわゆる建設業に元請と下請というのがございますが、その下請以外のものということで、非常に零細なものから含んでおるわけでございます。そうした総合建設業という定義であります。平成三年につきましては十九万四千八百二十二社でございます。ただし、黒字、赤字の内訳については把握しておりません。

○久保亘君 それでは、今回資料の提出や捜査を受けた十八社について、これは私申し上げてありますのでおわかりだろうと思うんですが、十八社の中で赤字法人がおりますか、ありませんか。

○政府委員(松川隆志君) ちょっと手元にその資料を用意しておりませんので、後で調べてお答えしたいと思います。

○久保亘君 調べていただくように私は申し上げます。

もし赤字法人がおります場合に、使途不明金というのが、最近新聞に報道されたものでは、十八社分かどうか知りませんが三百八十二億ということが言われておりますが、使途不明金に対しては当然に課税されているわけではありますね、国税庁の扱いとしては。

しかし、この使途不明金を持つ法人が赤字法人

であつた場合には、使途不明金は課税されますか、されませんか。

○政府委員(松川隆志君) 法人税の計算におきまして損金を否認するというところでございますので、御指摘のように赤字の場合には利益が出てこないということ、結果として課税されないということになります。

○久保亘君 そうすると、使途不明金ということではいろいろなところに支出されたお金がありまして、会社の経理全体として調査所得欠損、こうなりました場合には、この使途不明金は課税対象となり得ない、こういうことだと思いますが、そのとおりですか。

○政府委員(松川隆志君) 御指摘のとおりでございます。

○久保亘君 建設業の法人というのは、資本金一億円以上ということになれば、私が政府の資料を見ておりますところでは、全体では平成二年度に三十二万五千六百七十四社でございます。そして、これが平成三年度になりますと三十六万五千七百七十五社になっております。一年間の間に建設業法人が四万九千一百一社あつておりますが、これはそのとおりですか。

○政府委員(松川隆志君) 御指摘の統計の種類が何かちょっと我が方では把握しておりませんが、例えば資本金一億円以上の法人で申しますと、平成二年分が千五百十四社、平成三年分が千六百三十一社ということでございます。一億円以上の法人につきましては百七十七社増加しております。

○久保亘君 一億円以上じゃなくて、私が申し上げておりますのは、国税庁会社標準調査結果に基づく資料によれば、建設業法人というのは平成二年に三十二万社余りあるんです。そして平成三年になりますと、これは三十六万以上になつていくわけですから、一億円以上というのはそんなにありませんよ。

全体として建設業法人が上げました営業収入は、平成三年度で百五十四兆余りです。これは営業収入ですから利益ではありませんけれども、そ

のうち法人税として負担されたのは二兆二千億。これはあなた方が出された資料ですよ。間違いありませんか。

○政府委員(松川隆志君) 会社標準調査の数字は、今御指摘のとおりでございます。

○久保亘君 先ほど後で調べて報告するということではございましたが、取り調べを受けた十八社について、この十八社の調査所得利益、調査所得欠損別に、それから赤字法人というのがどれだけあるのか、できれば納付された法人税額、こういうものをぜひ後で資料として提出していただきたいと思ひます。それだけあなたの方に私の方から要求しておきます。

時間がなくなりましたので、大蔵大臣に一つだけ。今度の租特法の中に老人マル優の限度額引き上げがございまして、老人マル優の限度額引き上げが五十万円と今度決められた根拠は何か。

これを私がお聞きいたしますのは、一体高齢者に対する税制上の措置というのはどのようなものかと考えておられるのか。私もこの限度額を七百万とするよう求めていたものであります。実際には高齢者世帯の公的年金、恩給に依存する率というのは非常に勢いで高くなつてきているわけでありまして。

今日では、既に公的年金、恩給に依存する高齢者世帯の所得の構成は五十数%に達しております。昭和五十年には二六%であつたものであります。稼得所得というのは六〇%近くあつたものが、十数年の間に三〇%に減つております。そして財産所得というのが大体一割程度ですと来ているわけでありまして。

だから、年金生活者にもいろいろあるからと、政府税調の答申にございましてけれども、しかし私は大部分の人たちはそういう格差で考えるような状況にはない。そのときに財産所得が、財産所得というのはわずかな退職金等を貯金に回してその利息を生活費に回しているということなんであります。この利息が公定歩合の相次ぐ引き下げによつて金利が低下してどんどん収入が減つてい

る。そうなればますます公的年金、恩給に依存する率が高まって、その公的年金や恩給は必ずしも所得を膨らます方向には行っていない。

こういう中で、一体高齢者対策というものをいかにすべきだという方針を持って、その中で五十万円引き上げようと考えられたのか、そのことを伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(林義郎君) 委員御指摘のとおり、高齢者の所得をどうするかというのは私は大問題だと、こう思っております。御指摘がございましたように、昭和四十年代、五十年代、ずっと変わってきました。昭和四十八年でしたか、福祉元年とかいうような話になりました。そのころからいろいろとやっておりますし、私も厚生大臣やっておりますときに年金制度の一元化云々というような話も提案をしたりしてきたところであります。

高齢者の所得の基本は、やはり御指摘のように稼得収入、自分が働いて得るところの収入ではなくて、年金がだんだん中心になっていくということとは、私はこれはもうあるべき姿としてそうだろう、こう思っているところであります。御指摘のように、退職金をもらつた、あるいはそのほかの収入がありました、その貯蓄をというものは、それに比べて第二義的な話であらう。また、お年寄りが働いて得るところのも第三的なことで考えていくのが方向ではないか。

そういう意味で、将来にわたりましてやつぱり年金というものを中核的に考えていく話ではないだらうかな、こう思っております。ございまして、年金制度につきましても、いろんな形での一元化を図っていくことであるとか、どうするかというような問題が私はあると思ひます。租税及び社会保険負担というような格好のものをどうしていくかという話もあります。負担を高くしていくならばあるいはできるかもしれないが、その辺をどうやっていくのか。特に高齢化社会に對してどうしていくのかというのはいくらから必ず大議論していかなければならない問題だらうと思ひます。

いすが、今のところ基本的な認識として申し上げますならば、今のような考え方を私は持つておるということを率直に申し上げておきたいと思ひます。

そういう前提でこの問題を考えますと、いわゆる老人マル優制度というものをどうしますか。確かに社会党の方からも御提案ありまして、相当上げるといふようなお話もありました。しかし、このマル優制度というのは貯金を持っている人についてやれるわけでありまして、郵便貯金もありまして、それから一般の銀行預金もあります。それから国債もありますから、それを全部合計しますと九百万ぐらいになりまして、それを全部上げると千五百万ぐらいになる、こういうふうな話でもあるわけですね。

そういうような形でやっていくということでございますから、これをさらにふやしていくということになると、またどういふふうにするかという問題が私はもう一つあると思ひます。例えば、生命保険で老後年金とかというふうな話の問題のいろいろんことが出てくる。あるいは信託の方からまたいろいろんな仕組みを考へて老後のやつをやっていくという問題があると思ひます。そして、いわば年金という形で公的にあるいは制度的にやっていくというふうな話のものと、それだけの人が自助努力でやっていくところとはやはりちよつと違うところの問題を考へておかなければいかぬのじゃないか。それがないと、全体としての整理がなかなかつけられないんじゃないかなという感じが一つの問題としてございします。

それからもう一つは、第二番目の問題としてありますのは、貯蓄の中でのいろいろな形の貯蓄が加わりましたから、それを整理してやるときに、やつぱりキャピタルゲインと申しますかインカムゲインと申しますか、それと勤労者所得とのバランスをどうとっていくかということも考へておかなければならぬでしょうと、こういうふうな話もございしますし、いわばグリーンカードと申しますか背番号制度と申しますか、そういうものをやっていくときに、やはりその辺をどう考へていくかというのを考へておかなければいかぬという問題が、私はこのマル優制度なりあるいは財形貯蓄の非課税制度の問題につきましても問題としてあるんじゃないか。

こういうことでございまして、今回につきましては、財政上の問題もございまして限度額は一応五十万円ぐらいにしておこう。それはある程度まで、相当時間もたつておりますし、物価の値上がりもありまして、そういうことを考へてやらなければならぬ。しかし、税の制度として申し上げますならばこの制度はいかかなものであろうかというふうな感じを持つていかなければならぬ。さらにこれから検討をしていかなければならぬ。当面は五十万円をやつていくという形で、これ以上の引き上げを考へるとかいうことはございしません。

もう一つ、最後に申し上げますけれども、将来のそういう形のものをご考へていくかというときに、税の議論として私は申し上げますならば、やはり長い年代にわたつたところの貯蓄その他についてどうするかというのは、貯蓄をするときに税金を付けて、そのかわり後で戻らうときには税金をまける。それから、貯蓄をするときには税金は払わなければならないけれども、後で老齢者がもらうときに税金を払う。これは税の理論としては私は両方あると思ひます。どちらか全部免税というの私は私はちよつと行き過ぎではないかな、その辺の調整を税としてどう図っていくかということをご考へておかなければいかぬのじゃないか。

やはりすべての方々に公平に税というものはやつていくという話の基本だろふと思ひますから、そういう運営の中で、今申し上げましたような議論というのをどう組み立てていくかというのはいくらから考へていかなければならない問題だらう、こう思つていましてございします。○久保君 いろいろまた意見もありますが、時間が参りましたので、前畑委員と交代いたします。

す。

○前畑幸子君 法案の質問をする前に、今先輩の久保先生から使途不明金に対する大変鋭い質問をされましたので、私、もう少し納得させていたたく意味で細かいことを聞いてみたいと思ひます。

今この法案参考資料の中の六十八、六十九のところを見させていただいていられるんですけど、その中で、建設業に關しましては大体三三・七%が赤字法人割合ということで説明がされております。そのほか大体半分というものが赤字法人の割合を占めているようでございます。

使途不明金というものは赤字法人ならば課税されないという御説明がありましたけれども、例えば五千億の損益、赤字を出された場合に、使途不明金が五千億あつたならば差し引き課税所得はゼロということになります。五千億の赤字が出て使途不明金が六千億あれば、一千億に対して法人税がかかるのではないのでしょうか。そうしますと、ほとんど経常利益をゼロというか、要するに使途不明金の金額ぐらいが赤になるという決算書ができて初めて法人税がかからないという状況になるのではないのでしょうか。

○政府委員(野村興児君) お答えいたします。ただいま先生の御指摘、確かに赤字の場合には納税額、課税額は生じないケースもございしますが、使途不明金なるものは損金算入を認めておりませんので、その分につきましてはその分だけ赤字が減少する、こういうことになるかと思ひます。

そしてまた、いろいろな事情がございしますが、私どもで使途不明を調査いたしまして、例えば法人の役員の賞与になつていまして、こういった事例も実は使途不明解明の段階であるわけでございますが、そういった場合にはその役員個人に對しまして所得税が課税される、こういった事例も十分あり得るわけでございます。そういった場合は、個人の所得税を課税いたしますとともに、その相当額については、これは損金算入を認めませんので、法人税上もそれについては課税をする、こう

いうことになろうかと思ひます。

○前畑幸子君 大法人で、役員の認定賞与に対応するということは、会社の金の流用ということでは、大変会社法に損失を与えている詐欺行為になると思ひますので、そんなことが許されては困るわけですから、私が言いたいのは、要するに五千億の使途不明金を、役員賞与にしろ手数料にしろ交際費にしろ使つて、そしてマイナス五千億の利益を出したら、別表四で五千億の使途不明金を足しても課税所得はゼロという結果になるというところが私は納得できないんです。

商法からいいますと、要するに株主総会は損益計算書、貸借対照表で株主への当期の営業成績を説明されるわけですから、その中の給料のうちに使途不明金として計上するものがどれだけあるとか、交際費の中にこうしたおもしろくない数字がたくさんあるとか、手数料の中に金丸さんのところへ行った金額があるとかいう説明は、株主総会では説明されないわけですね。その後、決算を組み、申告書をつくるところでそのやましい金額を利益加算するわけです。そうしますと、株主に対する説明の中でも、質問をされなかったから答えなくてもいいという結論になると思ひますけれども、私は株主に対してもこれは背任行為ではないかなという気がいたします。

そして、今赤字法人に対しては使途不明金に対しても課税されないということは、かなりの赤字欠損を組んで、使途不明金を五千億足してもなおかつ法人税の課税所得がゼロであるということでは、大変な使途不明金が認められているんだという気がいたします。そして、今久保先生がおっしゃったように、利益が百五十兆兆もありながら法人税が二兆二千億しか計算されないという、この辺の不思議なところを少し御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(野村興児君) 一般的に申し上げますれば、今おっしゃいました計数、収入とそして課税額、この関係については、特に建設業についてこれが著しく低いとか、そういう実態はないかと

思ひます。

ただ、今御指摘ございましたいろいろな点、例えば株主総会におけるいろいろな問題、これはまさに商法上の監査の問題かと思ひます。私も所管外でございますけれども、私も国税といたしましては、こういった使途不明については、本来税務行政上の立場からいいますれば、真実の所得者に課税をする、これが原則でございます。私もはあらゆる機会をとらえまして、任意調査という限界はございますけれども、そういった努力をしているところでございます。

したがいまして、今御指摘の点、あるいは今回のいろいろな事件を踏まえまして、そういった今後の取り扱い、厳正にこれを行つていきたい、こういうふうな考え方をしているところでございます。

○前畑幸子君 株主への説明の中ではそういうことはされないと思ひますけれども、その辺は法務省としてはそれでいいんでしょうか。

○説明員(吉成修一君) それでは御説明申し上げます。

先ほど来御議論されております使途不明金でございますけれども、これは租税行政に對しまして使途を秘匿する支出といたしまして、費用ということ証明できないというところのために損金算入を認められないものと私どもとしては承知いたしておりますけれども、商法上はこういうふうな概念はございません。

したがいまして、商法上作成が要請されております、先ほど来御指摘のありました貸借対照表及び損益計算書でございますが、これは会社の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載するというのが求められております。その中で、いわゆる使途不明金とされるものもいづれかの費目、例えば一般には交際費でありますとか諸会費、雑費などに分類されて会計帳簿に記載されているものでございます。

そして、このいわゆる使途不明金につきまして、会社の計算書類等にいわたる不実の記載、事

実に反する記載をいたしたというような場合には、これに關与した取締役、これは計算書類等の虚偽記載について過料の制裁を受けます。さらに、会社または第三者に使途不明金の支出によりまして損害を及ぼしたという場合には損害の賠償責任を負うということになります。それからまたさらに、今委員御指摘のとおり、使途不明金の支出によりまして自己または第三者の利益を害するということでは粉飾の經理を行つたというような場合には、商法上の特別背任罪ということで刑事上の処罰がされるということでございます。

○前畑幸子君 そうしますと、今の使途不明金の中に、おもしろくないものはこれはやはり刑事上の責任もとなさなければいけないということと判断していいですか。

○説明員(吉成修一君) 今御説明申し上げましたように、いわゆる自己または第三者の利益を害する、また会社を害する目的で粉飾經理を行ひまして会社に財産上の損害を与えた、このような構成要件に該当する場合には特別背任罪として処罰されるわけでございます。

○前畑幸子君 交際費というのは、大資本の会社はみんなこれは利益加算をしなければなりませんし、寄附金も利益加算をしなければならぬわけですから、そうしますと、そのほかに使途不明金というのはどの科目に入っているか私にはわかりませんけれども、それを使つた人というのは代表者もしくは一部の責任ある立場の方ではないでしょうか。

中小企業におきましては、代表者の認定賞与にほとんどされるのが現状でございますので、法人税も払い、そして個人としても認定賞与で源泉を払っているわけですから、大法人において、赤字であるならば税金はゼロで、全部使途不明金という利益加算さしておけばいい。そしてまた、利益が出ていても法人税半分払っておけばそれで認められる。そして、それが会社の要するに経営上必要なお金であると役員が認めればそれで通るわけですから、よほどそれが個人的に使つ

たということ以外は利益加算すればそれで済むんではないでしょうか。

○政府委員(野村興児君) 今委員お尋ねの中小法人に對します、あるいは零細法人に對します取り扱いは認定賞与という形で非常に厳しくなつておる。にもかかわらず大法人についてはそういった取り扱いはないのではないかと御質問かと思ひますが、実は法人税法上、あるいは取り扱いは、原則といたしまして使途不明金についての問題は、大企業であれ中小企業であれ取り扱いを異にするものではないわけでございます。ただ、今おっしゃいましたように、調査をしました結果、例えばそれが支出法人の役員に帰属したと認められるようなもの、結果が出てきた場合には、御指摘のように役員賞与として課税をする。これは役員個人に對して所得税を課す。かつ、その法人の取り扱いといたしましては、その法人の損金として認められませんが、これは損金不算入という取り扱いになります。

一般的に今零細法人についてはそういうふうなことになるんじゃないかと、こういうお尋ねでございますが、これは私の推測でございますが、恐らく零細法人は同族法人が非常に多いと思ひます。同族法人の場合は往々にして役員の私的な支出にそういう隠れた経費が使われておる、こういうこともあるかと思ひます。そういったことで第一線の取り扱いがそういった事例が多いのではないかと、そういう事例が散見されるのではないかと、こういう御懸念かと思ひます。

○前畑幸子君 今部長のおっしゃることはよく理解できますけれども、現実には中小企業の方が、使途不明金という名のもとなのか、認定賞与にされようとも、上納金として大会社が出す裏金の負担をさせられているのが現状なんです。中小企業は下請会社として決まった金額を上納させられるわけですから、自分の役員賞与を五十万上乗せして源泉を払っておくか、あるいは仮払い計上しておいて使途不明金なり利益加算をして法人税を払って大企業に上納しているわけです。しかし、調査

が入ったときには、どんなことがあっても自分の会社をつぶすわけにはいかないわけですから、それが言えないわけですね。そうしたときにはやはり代表者の認定賞与としてのまざるを得ないというのが現状なんです。

ところが、じゃ大法人も自分の会社のためにその使途不明金は使った金であるはずですから、これは会社の存続のために、成長のために必要なお金であるということで法人税だけをかけられたんでは、そこに差があるのではないかと。それならば代表者への認定賞与に全部すべきではないかと私は言いたかったのですが、今後の問題としてしっかりと御検討をいただきたいと思ひます。

次に私は土地の地価税、居住用財産のことについてちょっとお聞きいたします。

居住用財産の買いかえ特例の復活についてお尋ねをいたします。

この制度は、都心部の地価高騰を地方の住宅地に波及させる引き金となつたわけでございまして、で、バブルをおおった元凶として昭和六十三年事実上一部を残しまして廃止となつたものであります。最近都市部ではやうと地価が下がつてきたやうな報道がされておりますけれども、今回再び一億という範囲とか十年居住の住宅とか、いろいろな諸条件はつけられたものの、復活されようとしておりますけれども、その目的、意図はどのにあるのでしょうか。

○政府委員(濱本英輔君) 居住用財産の買いかえの特例制度、これを一定の要件を付しまして今法案として法案審査に供しておりますゆえんは、建設行政におきまして、国民の住みかえということが過程におきまして、国民の住みかえということがよります居住水準の向上ということが非常に重要な政策課題となつておつて、この政策課題を支えるためにどのような方策があるか、これをいろいろ検討いたします過程におきまして、既にこれまでも存在しております制度によつてカバーし得る部分というものもあるかと存じますけれども、

さらにこの制度を一つ加えることによりまして、より政策としての力をつけたいという要請からとりましたものと、このように私どもは受けとめております。

○前畑幸子君 新聞とか不動産屋さんの情報によりまして、現実には高値で売れ残つていようようなマンションも随分あります。そして、値下げがどんどん進んでおります土地もあります。しかし、こうしたものが値下げを妨げたり地価の値下げに歯どめがかつたりしたのでは大変後悔を残すことになるわけですね。

この日曜日の日経新聞によりまして、「模索続く土地政策」というところで、監視規制緩和の声も出ていて、自民党や産業界の一部にはバブル期以前の状況に戻すべきだ、これだけ景気が落ち込んだのは大変だ、地価税の廃止とか土地譲渡所得税の軽減とか、監視区域の撤廃までも考えているというやうなことが新聞に載つておりますけれども、宮澤総理大臣の言われる生活大国の目標を何としても成功させるためにはこの問題がネックになつては困ると思ひますが、その辺は大丈夫でしょうか。

○国務大臣(林義郎君) いろいろと御議論あるところだと思ひますが、この居住用財産買いかえ特例というのは随分歴史のある制度でありまして、東京で家を持つていて、土地を持つていて、その人が老後になつたら、東京の町のと真ん中におつてもしやうがないから田舎に行つてちよつと家を建てたい、そういうときに、買いかえして持つていくことも一つの方法ではないか。一つには、そういう形でやりまして新しい住宅ができるわけでありまして、経済効果としても出てくるじやないかというやうな話があるんであります。

しかし、ちよつと委員長の税調と一緒にやっておられましたのですが、土地高騰のときに田舎へ持つていくと、東京の土地がめっちゃくちゃに上がつていくものですか、二億、三億持つていってばつと買つと田舎の土地が皆上がつちやうなやうなものにもなるか、こういうやうな話がありまして、

で、これこそやつぱり土地高騰の元凶じゃないかという形があつたものですから、そのときに整理をしようという形をやつたんです。そういうやうないきさつがあつてやつたんですが、今やつていますのは、そういう基本的な考え方は私は変えるべきではないだろう。

ただ、いわゆる東京やその他のところにおられる一般のサラリーマンの方々が住みかえをしてゆく、こういうやうな話のつづきやかなところのものについてはまた制度をやつてみていいじやないか、またそれが土地の高騰を再び来すことのないやうなことでやるならば一つの考え方ではないか、こういう形でひとつその辺を考えながらやつていこう。

それですら、譲渡するところの土地は十年以上持つていられるものでなくちゃなりません。それから価格も何億円というやうな話じゃなくて、一億一億円以下のものにいたしましょう。それから譲渡者が今まで住んでいたところも十年以上住んでいたというやうなことでやる。単に土地の転売をしたりなんかしてやるやつはだめでございます。しかも、こういうことで制度を組みまして、なかなか問題もあるし、土地の対策の、今動かしていかなければならぬ、こういうときでありますから、適用期限を二年間でもつてやつてみよう、こういうことで始めたところのものでございまして。

決してこれでもつて土地の高騰をやろうとか何とかというやうなことはもちろん考えていないし、またそういうやうなことになつてくるならば、この制度というものは当然見直しを二年後においていかなければならぬものだろう、こういうやうに考えているところでございまして。

○前畑幸子君 今までの土地税制を眺めてみますと、今回の特例の歴史が示しますように、朝令暮改を繰り返してきたということではないかと思ひます。

土地政策の欠陥は、こうした短期的に変更を繰り返してきたということに本質的問題があるやう

な気がする。土地政策というものは、都市計画というものとあわせてもつと長いビジョンで、生活の最も基盤として考えていただくのであつて、税制で三年か四年したらもう変えるというやうなことでは、やはりそこに不公平が出てくるのではないかなと思ひますので、どうしても基本的にきちつとした生活大國に向けて、そして年収の五倍以内で普通のサラリーマンが土地が持てるやうな政策というものに落ちついていただきたいと思います。

今回、二年という期限であり、そして一億という、これは東京、大阪、名古屋でいえば一億なんて大した金額でないという感覚もありますし、また、地方へ行けば一億なんてとてもない金額だという感覚もあるでしようけれども、やはりもう少し落ちついて土地税制というものを考えていただきたいと思います。

この特例をどうしても復活させなければならぬ理由は、やはり経済の精神的な、マインド的な落ち込みというものに寄与するところがあるかと思ひますけれども、大臣の御意見をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(林義郎君) 先ほど申しましたやうに、この制度の沿革をちよつとお話し申しましたけれども、私も土地税制を長い目で見ておると、正直なことを申し上げて、いろいろ変わつてきたという歴史だと思ひます。そういう意味で、今までやつてきた土地政策における税制のあり方というのは果たしてよかつたのかな、素直に私は反省をしいていいんじゃないか、こう思つておるんです。

しかしながら、現実にありますところの税制で言いますと、やはり今の土地基本法に基づきまして土地の価格の安定を図つていくというやうなことが一つの大きな柱でございまして、もう一つ申し上げますならば、土地神話をやつぱりやめていくということが私は土地政策の一つの大きな柱ではないかと思ひます。ところでございまして、そういう方向でこれからもいろいろなことを進め

ていくことがぜひ必要であらう。

しかしながら、それだからといって何でもかんでも皆というわけにいきませんし、先ほどお話がありましたように、東京では一億円は大したことがない。しかし、私らのところへ来ましたら、それは一億円の土地というのは大変なことですわ。正直申しましてそれは大変なことである。先生のところの名古屋ならそうでもないのかもしれませんが、よ、正直言つて。だけれども、違いますが、生活大国という形で年収の五倍という形でやるということならば、やっぱり土地を土地神話から解放していい形に持っていくということが私は必要なことだろう、こう思っています。

そういつた中で、今やっていますところの先ほど申しましたサラリーマン云々というような形のものもやはり考えていつてみたかどうか。これが弊害を及ぼすような形になったならばやめていかなければならぬものだろう、そういうふうを考えて、あえてお願いをしているところでございます。

○前畑幸子君 今でも三千万控除というものもございまして、税率も低いわけですから、さしてという気もしないでもありませんけれども、やはりこれだけ経済が落ち込んでいって、少しでも精神的に、そうした動きがどれだけの人が対象になるかということですが、間違ったのにならぬように、再び高騰につながることをないように歯どめをかけていただきたいと思います。

それと同時に、地価税の問題も、今新聞に書かれていたように大変苦しいという各業界からの声が上がってきているようです。これは大変論議をした末、税負担が一部の特定業者に偏るとか、不況のため地価税の負担が重いか、導入後一年で早くもそうした見直しだとか廃止だとかという声が上がっているようですけれども、私は、むしろ平成五年度は正規の本則にきちっと戻るように頑張っていた方がいいと思うわけです。

今おっしゃいましたように、土地神話を完全に封じ込めるため地価税の本格的な定着を図っている

ただかなきゃいけないのではないかなと思います。が、その決意と、それから実際に地価税が納税されてみたら、当初見積もりより実収というものがかなり多く入ったようにお聞きしておりますが、その辺の数字をお聞かせいただきたいと思

○国務大臣(林義郎君) 地価税というのは、いろんな議論を積み重ねた上でこの制度をつくったわけでありまして、土地の保有に対して一定の負担を求めるということが地価の安定に寄与していくんではないかということでやっておりますし、それは、先ほど私も申し上げましたし前畑委員からも御指摘のありましたように、土地神話を崩壊させていく、土地神話をなくしていくという一つの大きな柱だと思っております。今回、これが本則税率〇・三%に移行するわけでございますけれども、そういった形で長期的な問題というふうには考えて、ぜひこの定着を図っていかなくてはならない、そういうふうにご考えておるところでございます。

それからもう一つのお話は、税収の予算が四千二百億円であるが、相当ふえたんじゃないかと、こういうふうな話。正直申しまして、税を取

○前畑幸子君 当初見積もりから実際の収入が随分ふえていたようですけれども、この使い道はど

のように使われているのでしょうか。

○政府委員(濱本英輔君) 御指摘のように、四年度の収入見込み額を四千二百億円と見積もっておりましたところ、先ほどのように増収になったということでございますけれども、地価税収の使い道につきましては、これまでこの委員会でも御議論を賜りまして、本来土地関係の使途ということに見合った使い方がなされて当然であるということが何度も御注意がございました。

平成五年度の予算編成に当たりまして、その点は予算当局におきまして十分重く頭に置きまして予算編成に当たったわけでございまして、若干具体的に申し上げますと、公営住宅用の土地の先行取得のための緊急整備事業の創設を初めとした公共用地の先行取得に充てますお金、あるいは土地の基本調査の新たな実施、地価公示やあるいは都道府県の地価調査の充実というものに回しますお金、あるいは住宅地関連の公共施設等の整備促進事業の増額を初めとします住宅地の供給促進のために回しますもの、さらに市街地再開発事業や駐車場整備事業の拡充のために土地を有効利用する、より高度利用する、そのために回します予算、そういったものにそれぞれ充てておりました、御要請がございました意図に即応できた予算ができたというふうにご考えております。

○前畑幸子君 地価税として入った税金をやはり土地に関連したそういう諸整備のためにきちっと使っていただくことをお願いしたいと思

それから、聞きますところによりますと、要するに実際の課税対象となった法人がごく一部の法人に偏っていたという結果が出たようにお聞きしておりますけれども、法人と個人の保有の実態というものを少し御説明いただきたいと思います。

我々の当局におきまして極めて乏しいものでございました。したがって、先ほどの地価税収の見積もりに当たりましたが、今までの実績ももちろんございせんし、よるべきデータが極めて不足しているという中で模索してつくった税収見積もりであったということを、過ぎた話ではございますけれども、先ほど大臣の御答弁にも述べられておったわけでございます。

今回、この地価税収が明らかに増えてまいりまして、いろいろな事実が明らかになってまいりました。その中から幾つか申し上げてみますと、例えば地価税の課税対象となりました法人分の土地と申しますのは、法人が所有しております土地の約六割強を占めるということが判明いたしました。地価税の納税者となった法人というのが二万八千社ぐらいございます。これは、全体の法人数が今二百五十万社と云われておりますけれども、その一%ぐらい、つまり一%ぐらいの法人が地価税を納税されたということになるかと思

が、その場合、この二万八千社なる法人の有しております土地の価格というのが約四百八兆円、公示価格ベースで四百八兆円と云われております。これに対して、先ほど申し上げました我が国の法人全体が持つております土地の資産価額というのが約六百四十四兆と云われておりますから、納税法人の割合は一%強でございますけれども、価格ベースで考えますと法人の土地全体の約六三%強が今回の対象になったということが言えるかと思

それから、先ほどちょっとお尋ねがございましたけれども、法人、個人の別を見ますと、地価税の課税対象土地のうちで法人所有分というのが九割強でございます。居住用の土地を除きました一定以上の資産価値を有する土地保有はほぼ法人に偏しておるといふ実態も明らかになったような気がいたします。

それから、法人の内訳につきましても一言申し上げておきますと、法人の資本金階級別に今の状況を分析しますと、やはり大法人に土地資産

が集中しているという実態が鮮明となったように
思います。例えば、資本金が百億円以上という大
きな法人、これは全体の申告件数から申しますと
全体の三％程度のものではないかと申しますが、課
税価格で見ますと全体の約四割、三％の法人が全
体の四割をカバーするという実態も明らかになっ
てまいりました。

以上でございます。

○前畑幸子君 今御説明をいたさんと、本当にな
るほど大法人の一部が大変な土地を所有してい
て今回の地価税の対象になったという結果が出てき
たような気がいたしますので、大臣におかれまし
ては、経済界そしてそういう業界の言葉に惑わさ
れることのないように、信念を持って土地保有に
対する地価税の導入の意義をきちっと御理解いた
だいて貰っていたらいいと思いますので、お願
いをお願いします。

それに関連をいたしまして、もう一つ土地に関
連して、相続税の御質問をさせていただきますとい
います。

これも地価高騰のあたりから、都心部における
相続税の負担が大変強くなってきたと申します。

朝日の夕刊に載っていたわけですが、五
年二月十五日、東京で相続税の重圧に耐えかねて
自殺という心の傷む事件が載っております。相続
税が払えない夫婦は死を選んだというこ
とでございます。これは、中を讀ましていただくと、
問題点もありませんけれども、相続した土地を
売却して納税する予定でいたものが、ちょうどパ
ブルの終えんに当たってしまつて買手がつかず、
税務署からは督促は来る、差し押さえは来るとい
うことで、老夫婦が自殺をしてしまったというこ
とでございます。

ここで、私もちょっと不思議な気がいたしま
す。一億九千万の納税額ですので、申告を持って
いったときに税務署の職員が、あなた、きょうこ
れだけ納められるんですか、納められなかったら
ら、あした納めても五％の罰金がつくんですよ、
そうしたら、延納申請なり物納の申請なりをして

くださいと言つてやっていたらよかったな
という気がいたします。本人は自助努力で一カ月
か二カ月のうちに売って納税をするつもりだった
と思ひますけれども、納税の方法は大変厳しゅう
ございますので、その辺をきちっと指導してあげ
ていただきたかったなと、この紙面を見た中では
そう思います。

この中に、「形状から切り売りは難しく、税金
の物納も無理」であると言われたということのよ
うです。それから、借地権のついている物件が
あつたようですから、借地権のついているものは
物納として税務署はとつていただけないわけでは
ね。そういうことが重なつて、この方は大変な目
に遭われたわけですが、大臣、この新聞で
御意見がありましたら、ちょっとお聞きしたいと
思います。

○国務大臣(林義郎君) 私新聞でその話を拜見
させていただきましたし、またいろんなところで
過酷な税の取り方ではないかというおしかりを
賜っていることは事実でございます。私もそう
いった形で亡くなれたということに對しまして
は、心からお悔やみを申し上げたいし、追悼の気
持ちは新たにすることは当然でございますが、税
の執行という問題からすればやっぱりいろいろ問
題があつたんだではないかと思ひます。

委員御指摘のような物の考え方がありますが、
税の方からすればまた考え方もあるわけござい
ますから、事務当局からその辺の話もちょっと聞
いておいていただいた方が私はいいい。これは別に
非難をするとか何とかじゃありませんが、相続
税というのを御議論していただくために、いろん
な問題の角度からお話を聞いておいていただいた
方が私はいいいんじゃないか、こう思ひますので、
あえてお願いいたしまして政府委員から答弁をさ
せます。

○政府委員(濱本英輔君) ただいま御指摘がござ
いました記事のことでございますけれども、特定
の納税者の事案でございますし、関係者の当然プ
ライバシーの問題もございしますから、具体的な事

実関係に立ち入つたことをここで御説明するのは
適当でないと思ひます。大臣が先ほど冒頭でお断
りになったような気持ちを私も同じく持つて
おるわけでございますけれども、前畑先生のお尋
ねがせつかくございましたので、ちょっとあの記
事等から想定されますこと、あるいはそれに伴い
まして、私どもの方から私どもの内部の状況等も
一、二申し上げて、お聞きいただいた方がいいか
と存じますので、お許しをいただきたいと存じま
す。

あそこにごさしましたのは、相続財産が、これ
は一般論としてお考えいただいてよろしいのでご
ざいしますが、例えば三百二十平米の土地で、その
平米当たりの単価が仮に九十五万円であつたとい
ふと、相続税額を計算いたしますと五千万
円弱という計算になるかと思ひます。報道され
ております額は、先ほどお話しございましたよう
に二億四千万近い大きな額でございましたので、今私
が申し上げました額は、その四分の一ぐらいの額
になつてしまつたわけでございます。

したがしまして、推察されますのに、このケー
スでは、三百二十平米の自宅の土地以外に相続財
産がほかになんかありになつたことが考えられ
る。個別の事案について申し上げることは適当で
ございせんので、一般論的に受けとめていただ
きたいのでございしますけれども、そういうことが
考えられる。したがつて、相続税が払えない状況
というものであつたといひまして、それがどう
いう状況であつたかといひるいろいろな思ひめ
ぐらせるわけでございます。

いずれにしましても、先生おっしゃいましたよ
うに、相続税の納付につきまして、延納制度でござ
いますとか物納制度でございしますとか、そうい
う制度が現にあつて、税務署でこのような事案に
接しました場合に、そのような納付制度があるん
だということを納税者にきちんとして御説明する、そ
して、納税者のいろいろな個別の事情に即応してど
ういうやり方が適切かといひることを親身になつて
相談に乗るといひることは絶対必要なことござい

まして、それは本件も含めまして、国税当局とし
ては十分指導させていただいていふというふう
に私も聞いております。

そういう中で、こういった事件というものが、
いずれの内情によるにしましても起こりましたこ
とは、とても残念なことでございます。今後と
もそういった意味での税務署の窓口での配慮とい
うものには重々意を用いていかなければならない
というふうにしてまいります。

○前畑幸子君 主税局長の細かい御説明ですけれ
ども、この方の場合には借地権のつきの物件がほかに
あつたようでして、それは物納の対象にはできな
いわけですので、御自分の居住していたところを
売却して納税しようという御意向だつたような気
がいたします。ですから、この物件しか納税の対
象にする物件がなかったように私は感じておりま
す。

それはさておきまして、もう一つ私がお訴えし
たいのは、私は、名古屋市の名東区といひまして
名古屋市の東部の外れ、昔ですとイノシシが出る
ような田舎でございしましたけれども、地下鉄が引
けまして、そして東名名古屋インターチェンジ
ができまして、大変なところになつてしまひまし
た。昔はウグイスが鳴いていたところですが、今
はもう高速道路が東京並みに高架で走るところに
なつてしまひました。

それは土地区画整理というものをしていただ
い、社会資本の整備によつて大変地価の値上げを
していただいたわけですから、ありがたいことだ
といひることなんですけれども、そこに住んでいま
す一人の五十ぐらいの御主人が、二年前に八十
幾つの父親が亡くなつて相続が発生したわけ
です。

彼いわく、私にしみじみと言ふんです。代々
地主で、跡取りで、どんなに土地が高値なものに
なつても、わたしたちにとってはただの土だ。親に
残してもらつた土地を、先祖の土地を一生懸命
守つて維持していくことで精いっぱいできようま
で来てしまつた。それを売つて楽な生活をすれば

いいけれども、それではもうこの町に住んでいられないぐらい放蕩息子として非難される。だから、固定資産税を維持するために駐車場とか少々の貸しビルをつくって一生懸命維持してきたのがきょう現在だ。

自分では一回も高くなった土地を売っていないわけですけども、近所がほとんどパブルで売り買いされて、きのう二百万がきょう三百万、一ヵ月したら五百万というふうな状況になってしまった。こんなことで、相続のときには全部土地を失わなきゃならないと思っていたけれども、一番パブルの高いところでおやじが死んだ、時を選んでくれなかったものだから、大変な相続税になってしまったということなんです。私が胸を打たれるのは、跡取りというのは土地を売ったら笑われるわけですし、そしてまた自分が一回も売ってしまつたわけでもない土地がすごい評価になってしまったと嘆いているんです。

それはさておきまして、そういうまじめに人生を歩んできた人が、一生懸命これから売って相続税を納めていこうと思つたわけですけども、父親の亡くなった年が悪かつたために、申告するころには実勢価格がどん、どん、どんと、こう下がつてまいりまして、例えば一千万で売っていたものが評価額で六百五十万、今はそれが四百万でも売れないんですね。

ですから、頼むに、お国の税務署さん、物納で取つてくれと言ふんですけれども、税務署は延納申請をして自助努力でお金で納めると言つた以上、物納を認められないんです。ですから、銀行はお金をなかなか貸してはくれませんし、今だけ土地の単価を下げていっても買つていただく方もないわけなんです、もう二年繰り越して利息を払つて耐えているんですけれども、そういう状況があるんですが、延納と物納の柔軟な対応は大臣、いかがなものでしょうか。

○政府委員(濱本英輔君) 相続税の延納適用者に物納への切りかえを認めてはどうかというお話でございます。このお話はたしか以前にもこの席

で前畑先生から御指摘をいただいたことを私よく記憶させていただいております。

少しお時間をいただきまして、私どもの考え方を聞いていただきたいのでございますけれども、相続税というのはあくまでも金銭による納付が原則でございますから、財産課税である相続税におきましては、もちろんそれが原則でございます。ただ例外として相続税の場合には物納というものを認めている。相続税の物納というのは金銭による納付がもちろん困難であるほかに、延納によつてしばらく時間をかけて納付していくという形をとることも困難であるという事由があります場合に、一定の申告期限までの納税者の申請に基づきまして税務署長がお認めをすると、そういうルールにしておるわけでございます。

今の御提案は、異常な地価高騰とその後の急落という現象の中で、土地を売却して相続税を納付するつもりで延納を選択しておつたところが、土地が売れないもんだから、売れずに納付が困難となるとというケースに限りまして物納への切りかえを認めてはどうかということかと存じます。

この場合、その趣旨なりお気持ちは非常によくわかるのでございますが、今までのプリンスホテルに照らしてどういふことになるかと申しますと、まず相続税は金銭納付を原則とするといふこの原則、これは近代の相続税制度といふものをどう構築していくかという上におきましては基幹となる部分でございまして、重い原則だと思ひますが、まずその原則に対する例外、これが一つ現にあるわけでございます。

それから二番目に、申告期限後に一たび自己の責任といふんです、自己の計算で納付方法を選択された納税者が、再度例外の納付の物納をされることについて選択権をお与えするということになりますので、そこに二重のといふんです、重ねての例外の選択といふものを認めるといふ事態が生ずるといふことが二番目にあるかと存じます。

さらに、物納は相続開始時点の価格で収納いた

しますことから、課税時期以降のリスクを当該財産を管理しておらない主体、つまり当該財産につきましては手も足も出ないといふんです、要しなかつた主体に負わせることになる。つまり、この場合主体といふのは国であらうかと思ひますが、あるいは一般の他の国民といふことになるかと思ひますけれども、それが負うという形になつてしまふ。そのことをどう考えればいかというところになるわけでございます。

しかし、私どもは状況であるということ、これは、先回の御指摘もそうございまして、その後またたび諸方面からそういった問題提起をちやうだいたいただきました。今回改正案として見ていただきます中に、相続税の納付に着目いたしまして延納の利子税を引き下げる、延納の負担を軽くするといふことが一つの新しい政策として選ばれたといふことを申し上げておきたいと思ひます。

それから、また翻つて考えますのに、これは前のときにも前畑先生おっしゃつておつたこととございまして、物納申請に係る財産が物納財産として不適当としてその変更が求められまして、他に物納に充てる適当な財産がない場合には延納を認めることとしておるけれども、物納から延納には行くわけだから延納から物納に行くことも認めたらどうかといふたし、お話をいただいたと思ひます。この物納から延納へという流れは、いわば例外納付から原則納付に近づいてくるという順序でございまして、先ほどの申し上げました構築しておりますプリンスホテルからいいますと、なじみやすい選択であるといふことを申し上げたわけでございます。

いづれにしましても、そういう状況で、延納しております相続税額に對しましては裏でそれに見合います担保の提供が要件となつておるはずでございます。現実的な解決の形としましては、延納による納付が困難になりましたときは提供されております担保を処分するといふ形で実際には物納に帰して現実的な解決が図られるということにな

ろうかと今は考えます。

私どもとしていろいろこの問題を打開の方法がないかといふことで検討してみましたがございませうけれども、今日までのところ、今申し上げましたような整理をなかなか容易に踏み越えにくいという感じを持ておるといふことを御報告申し上げなきやならぬ状況にございまして。

○前畑幸子君 この自殺をした老夫婦も、「地価高騰も無関係だつたのに」と遺族の方もおっしゃつておるんですね。何十年もそこで住んできて、地価高騰のありなんて、何にも私たちは関係なかつたのと言つておるんです。今私が訴えたのもそういうところなんです。売り買いをいたしてもうけてきた人とそこに区別が税務署でできるわけはないので、それは一概には無理かと思ひますけれども。

そうしますと、日本の経済がパブルパブルで、今まではそんな土地が下がるなんていふことはそれこそ逆神話で、考えもしなかつたのが土地だつたと思ひます。それはやはり政府の土地政策に対する誤りもあつたのではないかなと思ふんです。土地の実勢価格が路線価をも下回るといふ状況になつてきたこと、この逆転現象が生じてきた現在、それは国民として私たちは喜んでゐるわけなんですけれども、たまたまその時点に当たつた納税者たちにとっては大変なことなので、やはりこれは税制の一環として、土地を公有地化していくという意味でも物納といふことも、この五年間ぐらいの土地上昇率を考えますと、この四、五年の間に相続人になつた人たちといふのは本当に大変な状況にあるようですよ。

ですから、私は、勝手なことを言うようですけども、私にあるわけじゃないので、人のことを言うわけですけども、延納、物納制度の拡充を提案したいというよりも本当にお願いをしたいと思ふわけです。何としても延納、物納制度の一層の弾力化を今後検討していただけないものかなと思ひますけれども、大臣の温情ある納税者への御答弁はいただけないものでしょうか。

○国務大臣(林義郎君) お答え申し上げます。

今、お話を聞かしまして、物納の問題というのは私は難しい問題だと思っております。実は、大蔵大臣になりまして、大阪、名古屋と、こうちよつと行つてみたんです。地元で国税局、財務局からいろいろお話を聞いたんですが、昨今非常に物納がふえておりまして、件数的にも非常にふえてきておる。

いろいろと物納のところの段階で、今前畑委員御指摘のように問題があります。しかし、今度物納していただく方も、どういふふうな形で管理をするかというのはいさく簡単な話じゃないんです。これは、国税局で管理をするのか財務局で管理をするのか、どこでどういふふうな管理をするのか。土地の管理といつても土地だけ持つておきさえすればいいというわけじゃありませんし、建物であればその建物の管理ということになったから、またこれは大変な話だと思ふんです。

今まで余り物納してない、金銭で納めてもらうというのを原則にしてやつておりましたが、実はそういう問題も私は正直言つて出てくるんだらうと思ふんです。お話のように、土地が非常にバブルで上がつちやうた、下がった、そのときにどうするか、何かやつぱり考えていかなくちゃいけない。相続税は相続税として、皆さん何とか納めなくちゃいかぬという気持ちを持つておられるんでしようけれども、そこをどうするかといううな問題はあります。

先ほど局長からお話し申し上げましたように、租税というのは金銭で納めることが原則だ、物納めるのはあれだ。これは資本主義社会の持つていられる原則でありまして、明治以来貫かれたところの原則だらう、私はこう思ひます。

そうしたいろいろな問題がございますので、私もこれは重たい宿題、非常に大きな問題だといふふうにとらえて、少し勉強させていただきたいな、こう思つておるところでございます。

○前畑幸子君 銀行、ノンバンクなどが勝手につ

り上げた土地価格に対しては、財政投融資とかいろいろな政策を考えていらっしゃるわけですが、今大臣がおっしゃいました、納税の方法も国税局が受け取つても財務局がそれはだめだといふような、財務局と国税局との間にもいろいろ駆け引きといひますか、やりとりがあるんですね。例えば、借地権のついたものなどは絶対にとらない。更地にして全くもうきちつとしたものでない。とらないとか、大変物納にするための手数料もかかるわけですか。そういうことを私も体験してきております。

この八十四ページ、「相続税の延納・物納の利用状況の推移」というところに物納許可、平成三年五百三十二件と書いてございましてけれども、これは申請件数としてはどのぐらいあつたのですか、わかりませんでしょうか。

○政府委員(中山寅男君) お答え申し上げます。平成三年度申請件数といひましては、三千八百七十一件でございます。そのうち許可をその一年間でいたしましたのが五百三十二件と、こういうことでございます。

○前畑幸子君 これを見ていただきますと、三千八百七十一で五百三十二件しか許可はされてないといふことなんですね。このぐらい物納といひには厳しいんです。

私も、去年来からいろいろな税理士の先生に御批判をいただいているんですけれども、水道管が少し出ていてもとれない、それを埋め込んでもう一度見てもらつたとか、それから測量が〇・一平米違つていても測量のし直しを不動産鑑定士とか測量士を入れてしなきゃならぬ、大変物納に対する手数料がかかるというところ、これ納税者の大変な負担になつていられるわけですか。土地といふものに数字を与えて、それを財産価値として相続税を納めさせた以上、やはり今度は、物納の仕方にももう少し寛大な措置といふものが私は必要なのではないかなという気がしてなりません。

例えば、昔の地主はたくさん借家を持つていますけれども、二十年も二十五年もたてばお家賃

は上がつてきません。ところが土地の評価額はどんどん上がつていられるわけですか。そして、借家権、借地権といふものがついていまして容易にどいていただくわけにもいきません。そうしますと、それは物納ができません。大変な問題が出てきているわけですか。これは日本のきょうまでの五十年間の土地政策、借地借家法などいろいろな問題をほうりつ放しにしてきた結果が、きょう現在にしわ寄せになつてきていると私は思ひます。

ですから、やはり相続税を納めることは当然のことですけれども、取り上げる以上、取りやすく、出しやすくしていただくということも私は必要ではないかと思ひます。

ですから、今、借地権、借家権、そういうものを持つていられる土地所有者、それから物納をしたくても、この土地一つしかない納税者もいるわけですか。その一つが例えば三億の評価額があるといひます。ところが相続税が一億しかないといひますと、それは物納として認められないんです。分筆せよといひられても、例えば四十坪の土地を分筆するわけにもいかないわけですか。いろいろな矛盾が出てきておりますので、今後、土地といふものは日本に限られた坪数なんですから、これを公有化していくという方向に向けても、納税しやすいよう、物納しやすいようなお取り計らいもお願いを申し上げたいと思つております。

これから土地がどんどん下がつていくわけですから、そういう問題は出てこないかもしれませんけれども、バブルの時代に延納申請をしていられる大変多くの納税者は、二十年年賦にしてやつたからいいじゃないか、十年で納めると言つたんだからゆつくり納めればいいじゃないかといふものの、とても納められないような税額を抱えて苦しんでおりますので、再度、勝手なお願ひですけれども、そうしたことも踏まえて御検討をいただきたいと思ひます。

この三千八百七十一件のうち五百三十二しか物納の許可が得られていないといふところに私は大変びっくりしておりますけれども、このことに關

して大臣はどう思われますか。

○国務大臣(林義郎君) 実は、今のお話でございますが、三千九百七十三件未済と、こうなつていまして、許可が五百三十二件、取り下げ等が五百四十一件で、要するにまだ未済、処理できないという形になつちやうていられるわけですか。

これは平成三年でございまして、平成四年になつたらもうとふえていられるんじゃないか。まだ数字が出ていないけれども、私がそんな推測を申し上げてもおかしいんですが、もつとふえていられる感じが私正直言つて持つていられるんです。

これからどうするかといふのは、せつかく税金を納めましよう、自分の先祖伝来の土地を出してでも納税をしなくちゃならないという国民の気持ちといひます。私はこれは酌んでいかないと、それは土地じゃだめだとかなんだかいう余り冷たいことを言つたんじゃないかと思ひます。

しかしながら、今委員まさに御指摘のような、借地権があつたときに一体どうするかとか、担保権がついていきたときにどうするかといひます。そういう話になつちやうたら、非常に私は難しい問題があると正直言つて思ひます。だから、そういったものをいろいろやつていかないとけない。だからこそ、いろいろなことがある。土地の問題といひますのは非常に複雑な問題でありますから、これをやつていきたらどうかといふことを、慎重にいろいろな角度から検討していくことが必要だらう、こう思つていひます。

実は私、もう一つ申し上げますが、私が前におつたところの近くに土地があいちゃつたんです。何でだらうと思つたら、飲み屋のおじさんが亡くなつちやうた。それが恐らく物納が何かになつちやうたんで、その土地が全部草ぼうぼうになつちやうていられるんです。町の真ん中ですよ。田舎だつたら草ぼうぼうといひのはいいんですけれども、町の真ん中で草ぼうぼう。それをだれが管理しているんだか、どうもその辺は物納したおかげであんまり管理がうまくいかない。物納しても

らうと、今度は管理の方をどうするかというよう
な問題もまた出てくる。

その辺も少々やりやうていかないと、単に物納
してありがとうございます、それは確かにそれで
済むんですが、それからどうしてやうていくか、
今度は国がいろんなところで土地をたくさん持っ
ておりましたら、これをどうしてやうていくかと
いうのは別の観点からもまた一つ問題が私は正直
に言つて出てくるだろうと思ふんです。そういつ
たこともありまして、御趣旨もよくわかりますか
ら、私たちの方も少し勉強させていただきたい、
こう思つておるところであります。

○前畑幸子君 今大臣御心配されたように、昨年
は地価税の問題もありまして評価額の決まるのが
おくれましたので、去年の相続税申告者はほとん
どことしの一月四日が期限だったと思います。そ
の一月四日の相続税物納申請者を見ていただかれ
たらびつくりするぐらいほとんどの方が物納では
ないかなと思つております。

ということでは、国税当局におかれましては大変
な問題だと思ふます。これは財務局がいかに言
うからとか、うちはいいけれどもとかいうそうい
う問題じゃなくて、国税局の範囲で納税者に対応
して、いつときも早く許可を出してやうていただ
きたい。これには一つ納税者の精神的な悩みとい
うものがあるんです。七十、八十になりまして、
物納してやる許可がまだおりてこない、いつだろ
ういつだろうと一カ月が非常に長く感じて、もう
胃を悪くして医者通ひしているとおばあさん
もいるわけですので、そういうことに対する対応
も早くお願いしたいし、また大臣今お悩みのよう
に、国はお金が入らずに、相続税が入らずに土地
ばかり入ったらどうするんだと。

これは時間がいけませんから、やっぱりそれ
はまた次の、私もシリウスで土地の動きを勉強さ
していただいておりますけれども、地方では公共
事業をやろうと思つても土地がなかなか思うよう
にならなくて困っているわけですから、その辺は
国と地方との関連したいろいろな組織を考えてい

ただきまして、公共事業に対する売却を優先し、
そしてまた私も国民に対してもお値打ちな金額
で売つてもいいんじゃないか。そういう機構をひ
とつとつていただいて、今後は考えていただく
ような方向も一つの手ではないか。時間がないの
で、簡単なことであれですけども、そういうよう
な機構的なことも考えていただいて取り組んで
いただきたい。

私は、これから物納という時代になつていくだ
らうと思ふます。そしてここ四、五年の納税者の
苦しみも酌み取つてやうていただきたことをお
願ひして終わらせていただきます。

○委員長(野末陳平君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時一分開会

○委員長(野末陳平君) ただいまから大蔵委員会
を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたしま
す。

本日、堀利和君が委員を辞任され、その補欠と
して山田健一君が選任されました。

○委員長(野末陳平君) 相続特別措置法の一部を
改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き、
質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

○牛嶋正君 私、相続特別措置法の一部を改正
する法律案に関連いたしまして、きょうは相続税
を取り上げ、今政府が相続税に対してどのよう
にお考えであるのかお尋ねしてまいりたいと思ひま
すが、その前に、相続特別措置のあり方に關しま
して初めに私の意見を述べさせていただきます、その
後政府のお考えをお尋ねしてまいりたいと思ひま
す。

そもそも望ましい税体系を確立するためには、

初めに、想定されます相続原則に基づいて税制を
構成する税目を選択し、できるだけ相続原則に適
合するように税構造を組み立てていくことが求め
られると思ひます。昭和六十二年の税制改革で
は、公平、中立、簡素の三原則が掲げられまし
たが、今この三原則はそのまま変わっていない
というふうに考えます。

しかし、税の問題を非常に難しくしているの
は、一つの税目がこの三つの原則とも完全に適合
することが非常に難しいということでございます。
す。例えば、所得税は公平の原則を満たすわけ
ですけれども、中立の原則に對しましては必ずしも
十分な税とは言えません。反対に、消費税は中立
の原則はよく満たしておりますけれども、公平の
原則からいへば問題が残ります。したがって、望
ましい税制を組み立てていくときは公平、中立、
簡素の諸原則のいずれかの原則を満たす税目を組
み合わせて税体系を構築することがこれまで試み
られてきたわけでございます。今大蔵省が言つて
おられます所得課税、消費課税、資産課税のバラ
ンスのとれた税制という考え方もこういったこと
に基づいていっているのではないと思ひます。

しかし、そうしたタックスミックスをいかにう
まく行つていきましたも、それぞれの税が持つて
おります問題点はそのまま残ることになります。
例えば、所得税の持つ労働意欲に対する阻害要因
は消費税が導入されたからといって消えるもので
はありません。そうだといたしますと、よりよい
税制をつくつていくためには、タックスミックス
のほかに、個々の税目の中でできるだけバランス
よく三原則を満たしていくように税構造を工夫
していかなければならないのではないと思ひま
す。そのために用いられるのが相続特別措置
ではないか、私はこういうふうに考えております。
例えば、利子所得に対する課税が貯蓄意欲に對
しましてそれを阻害するような要因、効果を持つ
ておりますけれども、それを避けるために利子課
税に對しまして源泉分離課税の特別措置を設ける

等がそうではないかと思つております。その意味
では、税制を組み立てていく上で、相続特別措置
というのはいわば潤滑油の役割を果たしている
ではないかというふうに考えるわけでございます。
しかし、本体の税目がきちっとした体系を、
税構造を持つていなければ、幾ら潤滑油を注ぎ込
んでも、例えば比喩的に申しますと、歯車は滑ら
かには動かないではないかというふうに思つて
おります。

このことからいいますと、相続特別措置の整理
合理化に当たつては、本体とも言ふべきそれぞれの
税目の税構造と常に関連づけて行ふ必要がある
というふうに考えております。先ほどの歯車を
使つて比喩的に申しますと、歯車のスムーズな回
転を促すためには潤滑油が足りないのか、それと
も歯車の構造自体が問題を持つていないのか、それ
のあたりを十分に見きわめていかなければならな
いのではないかと思ひます。

例えば、今度問題になつております老人等の利
子非課税制度の見直しに当たりまして、本体の
方で所得税の総合課税制度を徹底いたしますと、
この問題はいわば相続特別措置では議論しなくて
もいいんではないかというふうに思ふわけござ
います。

このことから、私は、ですから相続特別措置の
見直しに当たりましてはそれだけを見るのではな
くて、常にそれと関連する本体の税構造そのもの
を見ていかなければならないというふうに思つて
おりますけれども、こういった私の考えに對しま
して大臣はどのようにお考えなのか、まずお聞か
せ願ひしたいと思います。

○国務大臣(林義郎君) 牛嶋先生は経済学者とし
ましてこの辺御専門の方でございますから、大蔵
学識も深い方でございますし、私もいろいろの
お話等も聞かしていただいておりますところござ
います。この機会をかりまして改めてお礼を申し上
げておきたいと思ひます。

今のお話のように、相続特別措置というのは個
別の税目のすべてが原則を満たしているものではな

い、いわば潤滑油的なものであるのではないかと
いうようなお話でございます。全くそうだろうと
思います。潤滑油とそれから歯車との関係と
と、こういうふうなお話でございましたが、私は
思います。租税特別措置の中には特定の政策
目的を実現するために設けられておりますところ
の政策税制というのがございます。これは税の政
策じゃなくて、ほかの省のいろんなエネルギー政
策その他の政策がございまして。それと、必ずしも
政策税制として取り扱うべきではないけれども当
面の措置として租税特別措置法に定めているもの
があると思うのでございまして、租税特別措置の
中でもやっぱり性格の異なるものもあるように
思っているところでございます。

前者の政策税制は先ほど申し上げましたような
ことですが、政策税制以外のものとして取り扱
うもの、例えば国に財産を寄附いたしました、その
ときの譲渡所得の非課税制度というのやったり
租特の中に入ってくる。これらは本当は本則の中
に入っているとも考え方はいいのかもしれない
い、こう思うのです。

そういうような話もありますし、先生御指摘
になりましたような老人課税の問題にいたしまし
ても、私はこれはたびたびお話し申し上げていま
すけれども、本来はインカムゲインなりキャピタ
ルゲインの話でありますから、本当は全部のもの
を総合して取り扱うようなシステムができました
ならば、その中で私は本来考えた方が素直な話だ
と思えます。午前中もお話ししましたように、
老人の施策についてどんな形でやっていくのかと
いうようなこともありますから、そういうことも
をどう考えるかということですが、今そこまで
いっていませんのでこれから租税特別措置
の中でやっているといるようなものはあるん
だろう、こう思っております。

そういう意味で、両々相まっていろんなこと
をやっているかなければならない。言うまでもあり
ませんけれども、全体といたしましては常時社会
経済情勢に合うかどうか、そういうことにつき

まして常に不断の見直し、検討を続けていかな
ければならない、このように考えているところで
ございます。

○牛嶋正君 今申し上げましたような立場から、
きょうは相続財産に対する課税の特例等に関連
いたしましてその本体の方であります相続税を取
り上げて、その課税根拠あるいは基本的な問題につ
きまして二、三、御質問をしてみたいという
ふうに思っております。

我が国の相続税は先進国の中でも最も税負担が
重いというふうなみなされておりますけれども、
私はこれは相続税の課税目的と非常に密接に關連
しているのではないかと今思っています。こ
の課税目的は必ずしも各国共通のものでありま
せん、それぞれの国がそれぞれの独自の課税目的
を持てようとしてございまして、その課税目的
を実現していくために税構造なりあるいは課税方
法を決めている、こういうふうに見られるわけ
でございます。

各国で取り上げられております課税目的とい
うのを私なりに整理させていただきますと、四点ぐ
らいにまとめることができるのではないかなと
思っております。一つは、死亡を機会としたし
て納税者の財産処分権に対して制限を加えるこ
とを目的とする。二つ目は、何の努力もなしに財
産を得る権利に対して制限を加えることを目的と
する。そして第三番目は、富のより平等な分配を
実現することを目的とする。そして四番目は、未
実現のキャピタルゲインを資産相続を機会に捕捉
することを目的とする。

こんなぐらゐの課税目的が各国で用いられて
いるようでございすけれども、このうち一と二は
私有財産権の一部を制限するものというふう
に解釈できますが、我が国の現行租税制度のもと
ではどのような課税目的のもとに相続税が課税され
ているのか、まずお聞きしたいと思います。

○政府委員(濱本英輔君) 御指摘がございま
したように、古くから言われております相続税の課
根拠、理論的根拠というものに即して我が国の相

続税というものも論議されてきたというふう
に我々も考えております。

相続による財産の無償取得、つまり偶発的な原
因によりまして財産の不労所得が起る、それに
担税力を見出して負担を求めようとする考え方。
それから巨額の財産を相続した者とそうでな
い者との間のバランス、つまり富の過度の集中を
抑制して、先ほど牛嶋先生おっしゃいましたよう
により平等な分配を図る。あるいはこれは今の御
指摘にそのままだとございせんでしたけれども、
もう一つ時々言われますことは、被相続人が生前
に税制上の特典とか、場合によりまして税制
上、税の制度というものが逐一変わっていった
わけでございます。そういう中であつて納税の
機会を失した蓄財がある、そういう財産を相続の
際に精算する、という、そういう所得税の補完税と
しての機能を言われる場合もございまして、そ
ういった複合的な目的のもとに相続税制というもの
が論議されてきた、こう考えております。

○牛嶋正君 今、生前納税の機会を失ったとい
う理由をも一つ追加されましたが、それは先ほど
四番目に挙げた課税目的でございまして、今御指
摘のように、この四番目と申しますのはもう一度
申し上げますと、未実現のキャピタルゲインを資
産相続を機会に捕捉する、というものでございま
す。そういう意味では所得税におけるキャピタル
ゲイン課税の補完という役割を担っているのでは
ないかというふうに思うわけでございす。した
がって、この点については所得税と関連づけて議
論する必要がありますけれども、現在の所
得税でのキャピタルゲイン課税は実現主義に立っ
ておられるわけでございすね。

したがって、この資産相続、資産が相続される
時点がキャピタルゲインが実現する一つの機会
であるというふうにとらえるのか、そうでなく
て、資産相続というのとはそこではキャピタルゲ
インは未実現であるというふうにとらえるかによ
りまして所得税のキャピタルゲイン課税の性格が
変わってくるわけでありすけれども、今は相続さ

れる時点ではキャピタルゲインは実現しないとい
う立場に立つておられるのではないかと今思
います。そのために土地の供給が、結局相続
でとんど幾世代もキャピタルゲインの課税の負
担を引き延ばすことができるわけであります。か
ら、私はそのために非常にロックイン効果が強
く働いているのではないかと今思いま
す。

そうだといたしますと、土地問題とも関連いた
しまして、この際、所得税におきまして相続の時
期にキャピタルゲインは実現するという立場を
とってはどうかというふうな常々私考えているわ
けであります。その方が所得税の公平性という
うな観点からも、また相続税の課税目的であり
ます富のより平等な分配にも適合していくのでは
ないかというふうに思いますけれども、この点につ
いての今の大蔵省のお考えをお聞きしてみたい
と思ひます。

○政府委員(濱本英輔君) 牛嶋先生を前にいた
しますと、いつも学問的な御教示を賜っているも
のでございすから、つい、そういう事柄としてお
話を理解しておるところがございすので、もし
不適切な表現がございましたら御注意をいただき
たいと存じますが、つまり、先生が先ほど相続税
のそもそも課税根拠として四つお挙げになったそ
の四番目のものと、私が申し上げましたもので
ございす。それをどう考えるかという問題と、そ
のとらえ方は必ずしも、何といひますか一通りでは
ないというふうな思うわけでございす。と申し
ますのは、これから私が御答弁を申し上げますこ
ととそこが抵触するのかなという気がしたも
のでございすから。

と申しますのは、シャープ勧告におきまして、
今御指摘がございました点につきましては、生前
中たると死亡によるものを問わず資産が無償移
転された場合、そのときまでにその財産につき生
じた利得とか損失はその年の所得税の申告書に計
上しなくてはならない、こういうふうな整理が行

われたわけでございます。

この勧告を受けて、実は昭和二十五年の税制改正で、相続とか贈与によりまして資産の移転がありました場合には、そのときの時価により譲渡があったものとして、つまり牛嶋先生のお言葉をかりれば、そのときにまさに実現したものと見てそれらの所得につきましてみなし譲渡課税というものを、そういう規定が設けられました。

しかしながら、このようなみなし譲渡課税がその後うまくいったかどうかということになるわけでございますけれども、相続時に通常の相続税の負担をしました上にさらにその相続した財産につきましての譲渡所得税負担を同時に求められるという結果になるわけでございまして、しかもその税を払うための現金というものがそこで必要になるわけでございますけれども、それはその瞬間に現金化されない状態にある。しかしそれをあえて所得として課税するということをどう理解するかという問題が提起されました。

いろいろ議論がございました末に、昭和二十七年の改正におきまして、相続及び相続人に対する遺贈による財産の移転についてはみなし譲渡課税を行わないこととし、相続人または受遺者に被相続人の取得価額を引き継がせて、実際にその資産が処分されたときに所得が実現する時点で初めて課税を行うというふうに、今の形式に改められたわけでございます。御指摘のような考え方は、現に、かつてもそういう議論がございましたし、シャウプの段階で今申し上げましたような整理が行われておったということもそのとおりなんでございますけれども、現行の課税方式というのはこうしたその後の経緯を踏まえて定着してきておるものでございまして、今私どももこの基本原則を直ちに改めなきゃならないというふうには思っていないわけでございます。

ただ、昨年来いろいろ相続税に関しましていろいろな問題がございまして、やはり負担の適正化ということからしまして、譲渡します場合の譲渡

財産、その取得価額をどう見るかというふうなことにございましては、かなり、先ほどの牛嶋先生の御指摘のように、潤滑油的な相続税特別措置の活用ということをおっしゃいましたけれども、そういう現実にあたるための特別な特例、これは法律に限りません、いろいろな法律以下の方式をとることもございすけれども、そういうものも工夫しておる、これが現在の状況かと存じます。

○牛嶋正君 その富のより平等な分配の実現ということに課税目的を置くといはしても、どこまで富の再分配を進めていけばいいのか、これについてはなかなかすべての納税者のコンセンサスを得ることは難しいんじゃないかというふうに思っております。

それで、我が国は先進国の中でも最も平等な社会であるというふうにならわっているわけですが、もしこの平等な社会が今の我が国の社会の安定性をもたらしており、そしてまた一方では活力をもたらし続けているならば、今の平等な社会をもう少し持続していくといえますか、続けていった方がいいというふうにも考えられるわけでございます。しかし、一方でまた子孫に美田を残すことによりまして世代がうまくつなげていくというふうな意見もあるわけでございまして、これから高齢化を考えていく、迎えるに当たりまして、そういう面もやっぱり見逃すわけにはまいりません。

そうなりますと、これから富の分配に對しまして、今申しましたいろいろな見方ありますけれども、大臣は富の分配に對して今は非常に適当な状況なのか、それともこれから高齢化社会を考えた場合に、もう少し緩やかにしてもいいとお考えなのか、そのあたりのお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(林義郎君) 委員御指摘のように、私は日本というのは大変平等な社会になってきている。世界的に言いますと、金持ちと貧乏人という中産階級との差が日本ほど平等になっているところはないんじゃないか、私はそんな認識を

持つておるわけでありまして。それは日本の社会の同質社会というものが一つの影響があったのかも知れないと思ひますし、いわば協調主義というふうなものもそういったものの中にあつたのかも知れないと思ひます。また、もちろん言うまでもありませんけれども、相続税がそういった形になつてきているということも私は役割を果たしていることは否定できないだろう、こう思います。

日本のこれからの社会を進展させていくときに、できるだけ中産階級中心の平等な社会というのは私は一つの目指す方向じゃないかな、こう思つておるところであります。それと自由経済原則というものを一体どう考えていくかというのが一つの問題だろうと思ひます。いかにして、自由経済で優勝劣敗が出てくる、強者と弱者が出てくる、その辺をどうやっていくかというのが一つ、これからの経済社会の大きな問題だろう、こう思ひます。

それからもう一つは、国内的にはそういうことでありますけれども、平等なという話を国際的に見たときに一体日本は、日本の国内は確かに平等だけれども対外的には違うんだと、対外的には一体どういふふうな格好で考えていったらいいのかねというの、私は大変大きな問題であると同時に、古くて新しい問題だろう、こう思つてるところであります。いずれにしても、私は、日本の国内で平等な社会というが、そういったものがあつていく方が望ましいんじゃないかな、もう少しむしろ進めていっていいんじゃないかなという感じを持つてゐるんです。

それは、この前パブルの問題ありましたですね。パブルというのは逆の形で富の不等等をつくるような結果になつたんじゃないかなという私は感じを持つてゐるところであります。ああいったことが二度と起らないようにするということ、今申し上げましたような日本の社会のことからして、決してパブルなどというのは好ましいものでなかったという私たちは反省をしていかな

きやならないのじゃないか、そういうふうな考えでおるところでございます。

○牛嶋正君 今パブルのことがお話に出ました。ちよつとそれに関連してお聞きしようと思つていたんですが、パブルが発生いたしました、資産インフレが起つているときには資産格差が非常に拡大しているんだということが言われておりました。今度は逆に資産デフレになりますと、その議論でいきますと縮小していくのかなという気がするわけでありますけれども、今回のパブルの影響がそういった富の分配状態にどういふふうな影響を与えたのか、この点についても何か具体的なデータがございましたら、お示しいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(濱本英輔君) 非常に大事なお尋ねでございますけれども、なかなかこの富の分配状況を客観的に捕捉してお示しをするということは難しい作業でございます。お気に召すようなデータが政府内部になかなか十分御用意できない状況にあるかと思ひますが、一つは国民生活白書にジニ係数を用ひまして、今お尋ねの例えば土地資産でございまして、今金融資産につきましては格差を近年示してくるようになります。

この数字でごく最近のところの足取りだけ見てみますと、例えば平成二年から三年にかけてでございますけれども、土地資産格差、これはジニ係数でございますから、申し上げるまでもないことでございすけれども数値は一に近いほど格差が大きい、ゼロに近いほど格差が縮小してゐるということかと存じます。平成二年に土地資産格差につきましては〇・六三三、それが平成三年には〇・六二四、それから金融資産の方も平成二年が〇・五〇九、平成三年が〇・五〇六。この数字で見ます限りはどちらも小幅ながら縮小しておるという感じもいたしますが、このポイント幾つにどこまで十分御説明にたえられるような数字であるかということ、私は、この数字は経済企画庁の数字でございますけれども、直接

何ってありませんけれども、いずれにしてもその資産格差が拡大を続けておるといふ状況にはないという気がいたします。

○牛嶋正君 税の問題を議論するときに、所得の分配状態に關しましては比較的数据はあるわけですが、しかし、いつも資産といふか富の分配状態に關しましては分析しようにもなかなかデータが得られないといふふうなことです。しかし、国の方は大蔵省の方は相続税等で、それは全体の数字ではありませぬけれども、そういった税という形で出てきた部分だけでもある程度つかめるんじゃないかといふふうな気がするわけでございますが、相続税を通してそういった資産あるいは富の分配状態が変わってきたのか、どう変わっているのかといふふうな分析はなさったことはあるのでございますか。

○政府委員(濱本英輔君) 相続税の世界は、その年にお亡くなりになった、つまり相続税の申告をしてくださいました方々の資産に着目をしての話でございますから限定された話になるかと思ひますけれども、例えば相続財産の構成の中で土地のウェイトが何%であろうか、つまりお亡くなりになった方々がお残しになった財産の内訳としてこういう種類の資産がふえてきているとか減ってきているとか、そういう大きな流れといふのは從來からつかまえることができたと思ひます。ただ、もう少しマクロ的な意味で申しますか、国民全体の資産保有の状況にそれを及ぼしていろいろ論じるにはなかなか相続財産のデータからは限界があるのかなという気がいたします。

さつきも午前中の御質疑にございましたけれども、最近、地価税のまた新しいデータなどもだんだん整備されるものと思ひます。これも一定の基準以上の土地を保有された方々の土地保有状況にすぎませんので、全体からいへばごくわずかなものではございますけれども、少しずつそういう形で個人、法人の保有しておる財産、それを全体的にとらえていくといふような努力を重ねていかなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。

ります。

○牛嶋正君 今度は、今の相続税の累進度に関しまして少しお尋ねをしてまいりたいと思ひます。

相続税の累進度は、具体的には所得税と同じ課税最低限とそれから累進税率表によって決まってくるわけでございます。とりわけ問題になってまいりますのは累進税率表でございますが、恐らくこれにつきましては、先ほどの富の分配状態がどういふ状態が一番公正かという議論と同じように、なかなかコンセンサスの得られないところだと思ひます。恐らく、相当額の資産をお持ちの方は、健全な個人資産の形成とか秩序ある社会生活の維持といふふうなことを理由にできるだけ累進度が緩やかであることを主張するでしょうし、逆に資産を持たない者の側からいいますと、高い累進課税、それによって過度の資産の集中を排除すべきだといふふうな主張も出てくるかと思ひます。

しかし、相続税の累進度といふのを見えてまいりますと、我が国ではこれまで納税者に一応認められている所得税の累進度に準拠して決められてきたのではないかと、こいうふうに思ふわけですが、これまで所得税の累進度の見直しはなされずと、それを追うようにして相続税の方の累進度も手直しされる、こいうふうな経緯があつたように思ひます。

ところが、前回の所得税の改正によりまして所得税の方が思い切つたフラット化がなされたわけでありまして、一方相続税の方はそのまま累進度がほとんど見直されない形で残つた感じになっております。そういたしますと、これまでの所得税の累進度に準拠した形のものでござつたといふふうに見るのか、これからは独自の相続税の累進度を独自に見直していかなきゃいけないといふことになるわけでありまして、そのあたりのこの前の所得税の税制改正のいきさつなどをちよつとお話をしたいと思ひます。

○政府委員(濱本英輔君) これまでのいきさつと

いったようなことでございますので私の方から申させていだきたいと存じますが、確かに牛嶋先生が今御指摘のような着眼点というのは、相続税の最高税率の議論に常につきまといつた議論だろ

うと思ひます。相続税の最高税率は、昭和五十年度の改正の際に、当時の諸外国の相続税の最高税率、アメリカが當時は七、七、イギリスが七、五といふような率だつたやうでございますが、また我が国の所得税の最高税率が當時七、五であつたといふようなことを考慮して、こいうものも議論の中の一つの大事な素材としながら、當時七、〇%でござい

ました税率を七、五%に引き上げたといふ経緯があつたと記録されております。その後、六十二年九月の改正で所得税の最高税率が六、〇%に引き下げられまして、またこの間の抜本改正でさらに五、〇%に引き下げられることになつたわけでございますけれども、それじゃ當時の諸外国の相続税の最高税率はどうであつたかとい

いますと、やはり我が国の最高税率の水準より

はかなり低い水準になつておつたと思ひます。こ

のような状況からしまして、富の再分配とい

な水準もある程度當時の議論では横ににらみながらといふことではなかつたかと存じますけれども、七、〇%という率に設定されたわけでございます。

確かに、今日諸外国の相続税の最高税率を見ますと、アメリカが五、〇、イギリス、ドイツ、フランスはさらにそれを下回る率でございまして、日本に比べるとかなり低い率になつてゐるかと思ひますけれども、アメリカも今度クリントン大統領が提案しております、まだ案でござい

ますけれども、遺産課税につきましては今の五、〇%を引き上げるといふような動きもございまして、よその国はまたそれぞれに考えておられるのではないかなといふふうには拝察しております。

○牛嶋正君 大蔵省では恐らく今の所得課税それから消費課税、資産課税はバランスがとれていないではないかといふふうにお考えだと思ひます。これから恐らく考えていかなければならない所得税の改正にも、やっぱり税制全体が先ほど申

しましたように全体で租税原則をうまく満たしていくようなそういう組み合わせを考えていかなければならないと思ひますが、こいうことから考へられる税制改正の中でこの相続税といふのがどのように取り扱われていくのか、特に今私がお尋ねしました累進税率表についてどのような考へがあるのか、こよつと最後にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(濱本英輔君) 今の御指摘は、この後のことについてどのように考えておられるのかといふことでございますけれども、まずはそのお話を申し上げます前に、足元の状況といたしまして、確かに最高税率に關しまして先ほど申し上げましたような事実があるといひましたけれども、日本の相続税負担が一般的に諸外国よりは高いかどうかいふことになりましたと、一概にそうも言えないといふ気がいたします。例えばアメリカの場合には、先ほど最高税率につきましては触れましたけれども、相続税の基礎控除は高いのでございまして最低税率は我

が国の一〇%に對しましてアメリカは一八%でございませう。それからイギリスは四〇%の単一税率を採用しております。それからフランスやドイツは、税率は先ほど申し上げましたように低いのでございませうけれども課税最低限も我が国に比べますとより低いものになっております。

したがいまして、答えはすべてその中間にあるといひますか、一概にどちらの国が低いといひ切れないう状況にそれぞれの国がなつておりました、かなりやはり各国特有の形をとつておるといひ気がいたします。

日本においてもその思想は今日までも相統税に關して受け継がれてきたように思ひますし、今後とも相統のあり方、相統の実態、それから資産の偏り方、そういうものを見ながら考えていただくものなう、そういうふうな思ひますが、税制調査会でこれまで御議論いただきました限りで、相統税の税構造につきまして何か明確に將來の方向を示した御提言というものがちやうどいできていますうには思ひません。やはり牛嶋先生御指摘のような所得税との關係ということも一つその中にあるうと思ひますし、これから御議論をいただくことだといふふうに思ひております。

○吉岡吉典君 大臣は、本法案の趣旨説明の中で、課税の適正、公平を確保する観点からということをおっしゃいました。私は、その観点を貫くならもうちよつとほかにやつていくことが、必要なことがあるんじゃないかと思ひてるところです。

まずお伺ひしますけれども、製品輸入促進税の緩和、拡充に係る問題ですが、これによる各年度ごとの減税額はどうかになっておりますか。

○政府委員(濱本英輔君) 輸入促進税制につきましては各年の減取額を申し上げますと、平成二年度が八百七十億円、三年度が九百八十億円、四年度が六百七十億円、これはそれぞれ予算ベースでございませうけれども、平成五年度が三百七十億円、その程度のもを見込んだ次第でございませう。

○吉岡吉典君 この海外製品輸入促進税、これは海外に進出した日本企業の子会社からの日本への輸入の際にも適用されますか。

○政府委員(濱本英輔君) 適用されます。

○吉岡吉典君 そうしますと、日本の企業というのは海外に進出を今盛んに遂げておりますが、その進出した企業が進出する際にもいろいろ優遇措置を受ける、反対にその子会社が日本に輸入するときにこういう優遇措置を受けるということ、私は税の適正、公平ということに当たるのかどうか大いに疑問を持つところなんです。

海外進出の場合の優遇税制としてはどういふものがございませうか。

○政府委員(濱本英輔君) 海外進出企業に對しまして税制上の優遇措置としましては、海外投資等損失準備金制度というものがございませう。

この制度はどういう制度かと申し上げますと、青色申告書を提出しております内国法人が、特定の海外事業法人等の株式を取得しましてその事業年度末まで引き続き保有しております場合に、その株式の価格の低落によつて損失が生ずる、そのことに備へますために取得価額の一定割合以下の金額を準備金として積み立てましたときに、その積立額の損金算入を認めるといふものでございませう。そのような制度がございませうことを御報告しておきたいと存じます。

○吉岡吉典君 いずれにせよ、先ほども言ひましたように、海外に進出するときも、進出先から日本へ輸入するときにも優遇措置があるということにははつきりました。それに加えて、性格は若干違ひにしろ、私はいろいろな税制上の問題があると思ひます。

まず外国税額控除ですが、最近五年間の外税控除額を御報告願ひます。

○政府委員(野村興児君) お答えをいたします。最近五カ年間の分、すなわち一九八五年、昭和六十一年以降の外税控除額を申し上げます。

昭和六十一年、一九八五年、五千二百六十一億円、一九八六年、昭和六十一年、四千七十五億

円、一九八七年、昭和六十二年、三千六百三十八億円、一九八八年、昭和六十三年、三千六百五十一億円。以下毎年の分を申し上げますと、四千六百八十四億円、四千六百四十七億円、最終、平成三年、四千六百四十四億円でございます。

○吉岡吉典君 外税控除というのをすべてを私は否定しようというものではありませうけれども、この外国税額控除額というのを、これは大蔵省の予算委員会提出資料によると、大体八割以上が百億円以上の大企業になっております。大企業がそういうふうな優遇を受けている。

私は特にここでお伺ひしたいと思ひるのは、この税額の中には実際に税金を払っていないもの、つまりみなし控除というものが含まれていふ。これは国会でも私も何回か論議したことがかつて大蔵委員会にいたときございませうし、それからその他でも論議になつてきているわけなんです。製造業に例をとつて、この税額控除の内訳がみなしを含めてどういふふうになつていふか御報告願ひます。

○政府委員(野村興児君) 製造業について業種を特定してお尋ねでございます。

外税控除、平成二年度で恐縮でございますが、製造業に係りますところの控除対象外国法人税額のうちの内々ゆるみなし納付税額、百四十億円になつております。

○吉岡吉典君 ちよつと全体、内訳を、直接の問接の分含めて。

○政府委員(野村興児君) 製造業につきましては、その内訳でございませうが、直接納付税額といたして五百五十億円、そして内々ゆるみなし納付税額といたしまして三百七十億円、合計が九百二十億円になるわけでございます。そのうち、みなし外国法人税額、これが百六十億円ということでございます。

先ほど申しました百四十億円は平成三年分でございますので、その差が……

一九九一年一月期でございます。その分について申し上げますと、直接納付税額が五百億円、間接納付が二百九十億円、その合計が七百九十億円になりますけれども、そのうち外国法人、みなしの外国法人税額が先ほど申しした百四十億円でございます。

○吉岡吉典君 製造業の場合ですと、そうすると結局は六百五十億円払つて七百九十億円の税額控除を受けていると、そういう計算になるわけですね。

この外国税額控除のあり方というのは、論議になつた中で、とりわけみなし控除ということが論議になつてきたんですが、これは私は二重課税を排除するといふ点からいつても、どういふわけでもないし控除というものが出てくるか理解しがたいんですが、このみなしという問題はもう検討対象にもならない、このまま貫くといふものなんですか。

○政府委員(濱本英輔君) 吉岡先生、先ほどから幾つか御指摘を賜りましたこと一言だけお許しを得まして申し上げたいと存じますのは、輸入促進税制あるいは海外投資等損失準備金のお話を申し上げましたときに、これらはいずれも日本の進出企業を優遇するものではないかという御指摘でございます。

しかし、私どもの方のこつた措置を検討します際のスタンスといふのは、もう申し上げるまでもないことでございますけれども、輸入促進税制につきましては、日本の進出企業云々ということではなくて、輸入そのものを促進するといふ正面からの考え方でございますし、海外投資等損失準備金制度につきましても、それらが経済協力という側面におきまして、より広い公共的使命を果たしていく上で国がそれを手助けするといふ観点でございます。企業優遇という考え方を越えた考え方でもそつちも申させていたたいといふことをお聞きいただきたいと存じます。

それから、今みなし外国税額控除という制度といふのは一体何事かということでございますけれども、これは一般に開発途上国はそれぞれの国の

経済開発を促進するために海外からの一定の投資などに対し、租税上の優遇措置を講じておる。先ほどの牛嶋先生の御議論にございましたに租税上の傾斜措置を講じておるといふことでございまして、投資企業の本国が海外で得た所得を一たん課税対象に取り込みまして、しかる後に海外で支払った税金を控除する仕組みを採用しておりますと、開発途上国がせっかく租税特別措置を講じて減免をしました所得が投資企業の本国で全額課税対象に取り込まれてしまうと、課税されることになる。そうすると、開発途上国の立場からいいますと、せっかく講じた減免税の措置の効果がなくなってしまうことになりす。みなし外国税額控除はこうした開発途上国におけるインセンティブを減殺しないようにという計らいで講じておる措置であることをお許しただきたいと存ずる次第です。

○吉岡吉典君 最初の優遇税制という方ですけれども、そうおっしゃるんですけれども、大蔵省からもらった資料で、「海外進出企業に対する優遇措置（海外投資等損失準備金）による減収見込額」という表も私はもらいました。いろいろ理屈はおっしゃってても、やっぱり優遇措置の一つであることは間違いないというのが大蔵省の認識でもあろうと私は思います。それが悪いところかいい必要措置だととるかというところでは分かれるかもしれないけれども、その点は一言申し上げておきたいと思ひます。

それから、私はみなしの問題は結局どういふことになるかといふは、外国政府がまけてくれた分を法人税収入の減少という形で結果的には日本政府が負担していく、そういう結果になるわけでしょう。相手がまけてくれた分、日本の税収が減るという点では日本が負担したと同じ理屈になるわけですから。

これは、外国税額控除の制度の適正なあり方はどうかといふことは大いに必要だと思いますが、私はこの点は問題が多いといふことをずっと元大蔵委員会にいたときから言い続けているところで

すけれども、再度言わせていただきたいと思ひます。

それで、七大商社の外税控除、これは七は出せないといふことですから、出せるので結構ですけれども、どれぐらいになっているかちょっと、これはみなしだけで結構ですから。

○政府委員（野村興児君） ただいまお尋ねの、大手商社九社でございますが、この外税控除が五百三十八億円、これは一九九二年三月期でございますけれども、その内訳でございますが、内国法人間における受取利子、受取配当等に課された源泉所得税が七百九億円でございます。

みなしのお尋ねでございますが、外国税額控除に係る控除対象外国法人税額の総額が五百五十九億円でございますので、そのうち直接納付税額が三百四十四億円、間接納付税額が二百一十五億円となっております。その直接納付税額及び間接納付税額にはみなし納付外国法人税額四十一億円が含まれているところでございます。

○吉岡吉典君 今は何で何で露骨だといふことは正されたわけですが、少なくとも、私がかこの大蔵委員会に在る当時の質問の中で、昭和六十三年の三菱商事、伊藤忠商事、丸紅、日商岩井、トーマン、ニチメン、兼松、この七大商社の日本に対する法人税はゼロであったといふことですね。これは大蔵省もお認めにならざるを得ないことですけれども、日本の代表的な七大商社の日本に支払っている税額がゼロだといふような結果が出るような税のあり方といふものについては、今ゼロは全く措置はとられたわけですから幾らかは払っているにしろ、私は本当に抜本的に検討をする余地がある、とりわけみなしは検討しなくちゃならないと思ひます。

余り時間ありませんけれども、あとタックスヘイブンの問題を二、三お伺いします。

まず、タックスヘイブン国指定は、日本は四十一カ国のはずですね。ところが、中央大学の富岡教授が自分の研究室総がかりで調べたところでは、日本政府の指定基準は甘くて、実際は八十カ

国を超えるといふことを国名も挙げてお書きになつています。これは日本政府の四十一カ国といふのは、厳密な調査の上にこれ以外にないといふものなのかどうなのか、お答え願ひます。

○政府委員（濱本英輔君） 今の問題についてお答え申し上げますが、その前に私がちょっと誤解を生じるようなことを先ほど申し上げたかと存じますが、企業の優遇措置といふのは企業の何を優遇しているかといふところを御着目をお願いしたいという意味でございます。

それから先生は、先ほど外国政府と日本政府の關係で、外国税額控除につきましては日本国政府がそれだけの税収を失つておるのではないかといふ御指摘がございましたけれども、これは事柄からいたしまして、外国政府がそれだけ本来なら取るべき税金を租税特別措置としてまけたといふことでございまして、税収を失つておるのは外国政府であつて、日本国政府が直接その税収を失つたといふことにはならないのじゃないかといふふう

に思ひます。

それから、七大商社の話でございますけれども、これは税額をどれぐらい払つておるかといふ集計はなかなか難しいのでございすけれども、これらの商社は法人税と、それから源泉所得税ももちろん払つておるわけでございます。それらをひくくするところでも、もちろん税額控除の制度にうかど存じます。もちろん外国税額控除の制度につきましては近年厳しい運用をさせていたたいておるところでございます。

そしてタックスヘイブンの話でございますけれども、四十一カ国と申しますのは、制度を改めます直前に確かにタックスヘイブンにつきましてそれぐらいの数のものが存在するといふことをお示ししたことがございました。

ところが、先年御議論を賜つたことでございすけれども、タックスヘイブンの税制を運用してまいりますときに、いろいろな形の税の軽減といふものが図られるようになりまして、富岡先生の今の所論には私は接しておりませんけれども、

も、なかなか、事実上目まぐるしく対応が変わる、外国政府の対応も変わる、うかうかしておりますと指定漏れを生ずるといふことがございす。

そういう現象は日本だけについて起こることではなくて、どの国に対してもそういう現象が起つておるわけでございす。それに對して各々国はどのように対応したかと申しますと、指定的

にどの国と指し示します形でタックスヘイブンを言うのではなくて、タックスヘイブンに類するような行為、つまり法人税負担が極端に軽減されるというふうな状況が起れば、そこに進出して

いる企業の親会社はそれとして申告をするといふことになりまして、先年経課税国指定制度といふものを廃止したわけでございます。

したがって、今は何カ国が対象になつておるかといふことはお示しすることはできません。できま

せんので、四十一カ国がどうなつたかといふことは申せませんけれども、取り組み方が変わったといふことは申せるかと存じます。

○吉岡吉典君 なかなかとらえるのが困難だといふ観点があれば、私はこのところはそういうことを貫いて、適正な課税ができるように努力していただきたいといふことを申し上げておきたいと思ひます。

もう時間が来ましたから、これに関連して二、三あつたんですが、つまりペーパーカンパニーによるところの税金逃れといふものは実際に新聞報道等でもありすけれども、それはあるといふことはお認めになるか。あるとすれば、代表的なもので今念頭にあるのかどういふものがあるか、一、二お示し願ひたいと思ひます。

○政府委員（野村興児君） 我が国の経済は国際化に伴ひまして海外取引といふのが非常に多くなつてきておるわけでありす。そして、この海外取引を悪用するといふか活用したといふかどういふた脱税の事例といふのも実は多々見られるわけ

そういったことで、私も国税庁といたしましては、海外取引に重点を置いた調査を実施しているところでございます。その一環といたしまして特にこのタックスヘイブン税制についての調査もその充実に努めているところでございます。

具体的に申し上げますと、タックスヘイブン対策税制を含みました海外取引調査に調査日数を十分かけて行っておりますし、その適用除外要件あるいは課税対象金額、こういったものの適否などを中心にいたしまして、徹底した調査を実施しているところでございます。

○吉岡吉典君 もう一言。

私は、この問題をあともう少し突っ込んでやりたかったんですけども、もう時間が来ました。私はここで再度、適正、公平な課税ということなら、やはり第一に国際的にも異様だと言われる過大な減価償却制度を改める問題、第二に国際的にも手厚過ぎると言われる内部留保制度を少なくとも欧米並みに整理すること、第三に今申し上げましたタックスヘイブンの進出企業に対する適正な課税、それから外税控除の見直しというようなことを求めたいと思います。そうすることによって今の不況対策に回す財源を生み出せるということをお願いして、時間が来ましたので質問を終わります。

○池田治君 利子非課税制度についてお尋ねをいたします。

今回の法改正によりまして老人等の利子非課税制度の非課税限度額が平成六年一月一日以降、三百五十万とする特例措置が講ぜられることになりました。この点については前から、いや、七百万が適当じゃないかと、ゼロがいいんじゃないかと、いろいろ議論がなされたところでございますが、結果として現行の三百万から三百五十万と五十万だけ高くなったわけでございます。この端数の五十万というのは、どういう根拠で五十万を出されたんでしょうか。

これは、もともと老人福祉の行政という立場から考え、また高齢化社会を迎える今日においては

もっと高い方がいいんじゃないだろうか、こう考えますが、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(林義郎君) この問題は随分いろいろ議論のあったところでもあります。その中でもこの制度はキャピタルゲインと申しますか、利子課税についての源泉をやりましたそのときに、本来はそういったものについては一律課税をしていこう、こういうふうな話で始まった話でありまして、郵便貯金のような問題につきましても全部一律にかけていかなければ、全部捕捉してやらなければならぬんじゃないかなという話であったんです。それをやはり老人だけは何かしてやろう、こういうのがそもその発足でありまして、いわば例外措置でやられたわけでございます。

それが相当時間もたっておりますから、時間の経過もありますから、大変な御要望もありましたので、そこは五十万を上げていったらどうかというふうなことでこの制度をつくったわけでありまして、税全体の考え方からいいますと、こうした制度が残っているというよりは、老人に対する本当の所得対策でいろいろのことを考えますならば、むしろ別なことを考えてやっていかなければならない。

一方で、御指摘のありますような国民総背番号制度であるとか何とかというふうな格好になりましたら、一体どうするのかというふうなことも考えなければなりませんし、また老人の年間の所得と申しますか収入と申しますか、年金にだんだん頼ってきているところでありまして、年金に對するところのものを厚くしていくという形でありまして、老人が稼ぐところの勤労性所得とか、あるいは今お話のありました貯蓄によるところの収入というふうなものにつきましても、若干優遇措置をするのはどうだろうか、一般的な形の方に持っていく方が望ましいんじゃないかなという感じを私は持っております。でございます。しかし、今現存している制度でございますから、それも長いことやって同じようなことになっておりますから、少しそこは五十万円ぐらいは上

げていったらどうかというのが正直なところ、今回の提案の理由でございます。

○政府委員(濱本英輔君) 大臣のお答えにつけ加えることは何もございませんが、先ほどちょっと手を挙げかけたものでございますから、御指名をいただいたのかと存じます。

政府税制調査会等の議論でも、結局、この新しい措置によりまして優遇を受けやすくなるというのはいずれの層であろうか、その層を優遇するためにそれが負担をするのかということを中心に議論がございまして、このような措置がいたすに拡大されるべきではないという強い議論が一方にございまして、他方、これは有用な制度であるというところで何とか枠を引き上げてほしいという要請がございまして、そのぎりぎりの議論として決着したものでございます。

たまたま五十万円の引き上げというのは、同じような制度が三つございまして、合わせましたところでもいいますと、限度額が今までの九百万円から一千五十万ぐらいになるわけでございます。一千五十万といえますと、高齢者世帯の今の貯蓄の分布からいいますと、大体標準的な真ん中ぐらいの層をカバーする額になっておりまして、結果的にそれぐらいのめどに合ったものになっておるといふことが存じます。

○池田治君 六十歳以上が老人かどうか知りませんが、この人たちの預金の率といえますか預金残高、一千万以上は幾ら二千万以上は幾ら、ゼロの階層は何人おるか、こういうことはわかりますか。

○政府委員(濱本英輔君) 手元でございますが、消費実態調査、これは平成元年の総務庁の統計でございますけれども、で申し上げますと、高齢者夫婦世帯の貯蓄現在高でございますが、三百万円未満の層が全体の二・一％、三百万円を超えまして三百万円以上五百万円未満が一・七％、以下千円未満が二・四％、千五百万円未満が一・四・一％、二千円未満が九・五％、二千円以上が二七・二％という分布でございます。

○池田治君 二千万以上もかなりおられるわけですね。

三百万円以下というものの層の中にはゼロという方がどれだけおられるんですか。

○政府委員(濱本英輔君) ちょっと手元の統計ではゼロという層につきまして数字が示されておられません。

○池田治君 この預金残高の割合から見ますと、一番多いのは五百万円から一千万の間であるということになりますと、三百五十万の非課税というのはいくらも安くないし高くないというところであろうと思いますが、この五十万に限ったということはどういうことが根拠なんでしょうか。

○政府委員(濱本英輔君) 先ほど申し上げましたような二つの方面からの議論のぎりぎりの調整の結果と申し上げるほかないのでございますけれども、今、三百万あるいは五百万と申し上げますのは世帯の話でございます。先ほどから御議論になっております老人等マル優の非課税限度の枠と申しますのは、一人当たり幾らということと設定できるわけでございます。したがって、世帯ベースにすればこれらを夫婦で利用することができるといふことになりまして、一人頭でいいますと三つの制度で九百万、二人で申しますと千八百万が今までの限度でございました。

これが先ほど申し上げましたようなことで膨れるわけでございますが、膨らみました結果が、今分布を申し上げましたけれども、一千万のところの一つの山がございまして、二千万円以上になつた次の山がございまして、二つの山がございまして、この真ん中の山をばかばかし得る層に、たまたまございまして、五十万円ずつ引き上げることによってばかばか限度額が見合うということになりました。

そういう結果になったということでございまして、そういうものも見ながら議論が行われということをお願い申し上げておきたいと存じます。

○池田治君 では、五十万というこの根拠は、

調整の結果出た数字であつて、特別根拠はないといふことですね。

○政府委員(濱本英輔君) 数式的に割り出された数字ではないという意味ではそのとおりでございます。

○池田治君 では、次に移りまして、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の非課税限度額も五百万から五百万に引き上げることとなりますが、これも勤労者の住宅を建設するための財産形成を図ろうという制度でございますから、今の不景気の対策としてもこれは重要な柱になるものであります。また宮澤内閣が言われる生活大国五カ年計画の中にも勤労者のゆとり、豊かさを実現するための制度をつくると、こうおっしゃっているわけですから、五百万なんてけちなことを言わずにもう少しアップされたらどうかと思うんですが、これの根拠はどういうことでございますか。

○国務大臣(林義郎君) この制度も今の三百万、三百万と同じような問題でございます。利子課税の問題をどうするかというときの特例措置としてこの制度は設けられたところであります。財産形成貯蓄制度という格好でできておるわけでございまして、それで五百万と、こういうことでやっておるわけです。

この運用状況を見ますと、後で細かくは政府委員の方からあれでしたら答弁させますけれども、五百万に今なっておりますけれども、その実際の積立額というのは極めて少ない、百三十万ぐらいじゃなかったかと思ひますけれども、そのぐらゐになつておるわけでございます。いろんな理由があるんだらうと思ひますが、現実にはそういうことになつてゐる。今五百万という限度がありまして、そのぐらゐにしかなくなつてゐない。それをさらに今度、最初ありましたのは、一千万とかなんとかに上げると、こういう話がありました。高所得の勤労者にだけ特権的な制度にするのはいいか、ものだらうかという議論が有力にございました。

そういうような議論もありまして、むしろそんなところまでやつて、一体使われもしないものをやる、しかももしも使うということになるならば富裕なる勤労者だけではないかというやうなことの制度をつくるのは一体どんなものだらうかという形で、極めて否定的な見解を持つておつたところでございます。

それを、こちらの方の三百万を三百五十万にしますからということもございまして、全然こちらにも何にもしないというわけではない、議論の過程におきまして、いろんな議論があつた中で、一緒に五十万ほど上げたかどうかというのが偽らざるところの趣旨でございます。五百万を五百五十万にしたら論理的にこうだという話ではない。いろんな議論の結果、集約しましてそういうふうな形に落ちついたというのが実態でございます。

○池田治君 では、今、勤労者が積み立ててゐる財産形成の残高はわかりますか。

○政府委員(濱本英輔君) 平成四年三月末の数字がございまして、財形年金貯蓄とこの財形住宅貯蓄というのがございまして、財形年金貯蓄から申し上げますと、貯蓄残高が三兆四千六百三十七億、財形住宅貯蓄の方が三兆九千九十一億、一人当たりの貯蓄残高で申しますと、財形年金の方が九十八万円、財形住宅の方が百三十八万円でございます。

○池田治君 今の数字は非常に少ない数字だと思ひますが、実際の住宅を建てようとする勤労者にとつては、利子の非課税というのは非常にありがたいわけでございますから、今後ともこの点は大蔵省の方で御配慮をしていただくようお願いをしておきます。

次は、三月二十七日の日経新聞によりますと、国際会計基準委員会の理事会が東京で開かれまして、国際会計基準では短期の金融資産、短期の金融負債は時価評価をするという方針を決めたという報道がされております。

バブル経済崩壊後の経済立て直しの一環として、企業が持つてゐる土地や建物などの資産評価

を現態に即して評価し直すという資産再評価法をめぐる議論も今盛んに行われておるところでございますが、各人の資産再評価への期待は、金融機関の不良債権処理、株価対策、国際会計基準の統一の問題、企業の財務内容のディスクロージャーの立場等々によつていろいろ変わつてくると思ひます。

そこでまず、資産再評価をするには特別立法をするか商法並びに税法の改正も必要となつてくると思ひますが、大蔵省はこの点、大まかに言つてどのような方針でおられますか。

○政府委員(小川是君) ただいまお話のありました国際公認会計士協会で議論をいたしております短期の金融資産等についての時価主義の問題と、もう一つお触れになりました資産再評価の問題とは、言葉が似ておりますが非常に異なる概念でございます。

一つは、時価主義で評価をしようという考え方は、通常は、企業会計で処理をいたしますときに基本的には取得原価主義をとつてゐるわけでございますが、特に市場性のある有価証券等につきましては、これを短期のものについて時価で表示することにしようかという議論でございます。したがつて、これは毎期の当該企業の財務状況をあらわすに当たつて、計算するに当たつて時価を利用してはどうかという議論でございます。

いま一つの資産再評価の問題といふのは、むしろある時期を画しまして当該企業の保有する特定の資産について時価で評価をし直してはどうかという問題であると存じます。

特に後者の問題につきましては、最近いろいろ言われるところが多いわけでございますけれども、やはり我が国の商法が取得原価主義をとつてゐること、また、こうした再評価をいたしますと未実現の利益が計上されることになるわけでございますから、基本的にはこれはいいかであらうかと思ひわけでございます。そのほか、技術的に見ましても、市場価格のあるものでも時価の

評価というのは大変難しいわけでございますから、いわんや、そうではない、最近言われております土地の再評価というやうなものになりますと、技術的に極めて困難であらうと存じます。そして最後に、当然のことながら課税問題がある、このように考へるわけでございます。

○池田治君 この資産評価論は、御答弁ありましたように、景気対策的な側面もありまして、簿価に基づいたバランスシートのゆがみを是正して企業の財務内容の実態を国民に開示する、そういうところに意義があるかと思つております。

これができないのは、含み資産として平成二年時点で有価証券が百四十五兆円、土地が五百三兆円にも上つておりますが、バランスシートなど株主に報告する経営資料にはこの含み資産というのが顔を出しませんので、これではディスクロージャーをしても素人には何の意味もわからないといふことになつてしまひます。資産再評価によつてガラス張りになれば、財産をこっそり切り売りして赤字を穴埋めするといふやうな経営の手法は通じなくなる、こういうことが重要かと思つております。

資産評価論では、大衆株主や国民に正確な情報を開示すると同時に、含み益経営という日本的経営のあり方も見直さなければならぬ契機になると思つておりますが、この点、大臣はどのようにお考へになりますか。

○政府委員(小川是君) 委員が御指摘になつておられますのは、ある一時点をもつて含み益を表に出すやうな形で再評価ということを御指摘であらうかと存じます。

その問題につきましては、先ほど申し上げました一般的な、技術的な問題、あるいは課税上の問題、また商法等の基本的な問題があるかと存じます。むしろ含み益の問題につきましては、現在でも、例えば土地であればどこに所在する土地をどれだけ持つてゐるかといふやうな形で、あるいは有価証券につきましても、時価で評価をした場

合にどれだけあるかというような補助的な情報をディスクローズするという形で次第に投資家に補完的な情報を提供するということを充実してきております。それが一つの重要な方向性ではなからうかというふうに考えるわけでございます。

○池田治君 土地の再評価税について、三月一日の衆議院予算委員会、大蔵省は土地の再評価税に適正な課税を実施しないと再評価までの値上がり益に対する課税を免れることになるかと答弁されております。これは今御説明がありました非実現利益には課税しないという税法の基本精神との整合性がまず問題になろうと思ひます。また、再評価を実施している諸外国の例を見ると、再評価益は非課税とするのが世界の常識のようでありまして、この税と再評価の問題についての御見解を最後にお伺いいたします。

○政府委員(濱本英輔君) 資産再評価を行ひまして評価を改定いたします場合に生じます再評価差益というものは、それが実際に資産を売却したことに伴う利益でないことは先生おっしゃるとおりでございます。それを同一視しているということではないのでございますが、しかし将来その資産を売却した場合には、その値上がり益のうち再評価時点までの分は課税から脱却してしまうということになるのではないかと案ずるわけでございます。既に再評価が認められる以前に資産を売却して譲渡益について納税している者がたくさんおられるわけでございまして、その方との不公平をどうするか。

これはかつてシャープ勧告の中にやはり再評価に關しますいろいろな議論がございましたときに、シャープ勧告自身が再評価税を勧告しているわけでございすけれども、その勧告の根拠としてしましてやっぱり当時もこういう議論がございました。こういう不公平論がございました。それから、資産保有の多寡や保有期間によりまして企業間での公平、不公平の問題があるはずである。それから、任意の再評価とします場合には、再評価を行

う力がある企業とそうでない企業というものをどう考えるのかという問題もあるのではないかと、う気もするわけでございます。やはりその売却益に對します課税との公平というものを考えました場合に、こうした再評価差益に對しましても適正な課税が要るのではないかなと思ひわけでございす。

諸外国のことも私どものわかる限りで調べてみますところ、アメリカはこの再評価というのは認められておらない。ドイツも貸借対照表に明示するという形で再評価は認められていないのではないかと、う気がいたします。それから、商法なんかによりまして再評価が認められておる場合としてフランスなどの例があるかもしれないけれども、これはやはり再評価益に對しまして通常の法人税率で課税されるということになっております。そういうことから見ましても、こういう形で出てくる再評価益に對しましては、課税の世界はやはりきちっと即応しておると、うのが世界の現実ではないかという気がするわけでございす。

○委員長(野末陳平君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、志苦裕君が委員を辞任され、その補欠として淵上貞雄君が選任されました。

○島袋宗康君 高齢者のマル優限度額について、池田委員と若干重複するところがありますけれども、せっかく準備しておりますので、高齢者の利子非課税制度の特例措置について質問いたします。

昨年十二月の税制調査会答申によれば、平成五年度税収はかつてのような税収増が期待できない状況にある、そういった前提に立つて歳出面での経費の削減や合理化を厳しく求めている。また、税制についても国民の税負担に對する理解を求め、政府に對しても税負担の公平確保に對して最大限の努力を傾注することを求めているようでありす。

【委員長退席、理事竹山裕君着席】
このような観点からすれば、利子課税に關する今回の一部改正案には問題があるのではないかと、うふうに私は思っております。すなわち、老人等の郵便貯金、少額貯蓄、少額公債等の非課税限度額をこの局面で引き上げることが、抜本的な税制改革を唱える一連の答申や近年の財政事情等からすれば整合性がないのではないかと、うふうに思ひわけであります。

そこで、この改正案に對する大蔵省のお考え、経緯等について簡単に御説明願ひたいというふうに思ひます。

○国務大臣(林義郎君) いわゆる利子に對する課税制度につきましては、昭和六十三年の税制抜本改正のときにおきまして課税ベースの拡大、負担の公平等の観点から一般の預貯金利子を原則課税にする、こういう形の中でやりました。ただ、それまでもいろいろ問題がございました中で、一氣にやるのもどうかというところで、老人等の貯蓄とかあるいは財産形成政策になつております勤労者の住宅貯蓄、年金貯蓄に限定しましてその利子を非課税としてやたらどうだろうか。税の原則からすればそれはおかしいのではないかと、う議論がありました。老人の方々だけについてはいわばシルバードリフトという格好でやたらというふうな話で、例外的な措置をしたわけでございす。

その後、相当時間がたちまして、今回大幅なこれについての例外措置をつくつてくれというふうな御意見が各方面から出てきたところでございす。政府税調及び私の属してあります自民党の税調におきましても随分いろいろな議論をしたわけでありまして、委員長も随分この辺については御議論もいただいたところなのでございす。

そういうことで、老人マル優等の非課税制度はいろいろな問題がある。先ほど申しましたように例外措置であるということ、それから余り高額な資産まで配慮するのは一体いかがなものか。三百万円を三百五十万円にする、こういうことで

ありますが、初め出ていたのは三百万円を七百万円にする、しかも制度が郵便貯金と銀行とそれから国債と三つありますから、合計しますと七百万円と二千万円のもの、それほどまでやるのは一体どうだろうか。一部の金持ちの方々にだけ優遇ということになるんじゃないかな。それから一方の財形貯蓄の方も五百万円を一千万円の要求だと、こういうこととなると、実際にその適用対象になつておりますのは百三十四万円ぐらいしかないのでありますから、それをまたふやすのは全く一部の人だけに、勤労者でありますけれども、勤労者の中で金持ちだけにやる、こういうふうなことになるんじゃないかな。

こういうことがありまして、ただ、一般的な御議論がいろいろあつたわけでございすので、そういう三百万を七百万にするとか、五百万を一千万円にするとかいうことではなくて、若干時も経過したわけでありまして、その部分を考えまして五十万円ずつ引き上げていく、こういうことにしたという制度でございす。

○島袋宗康君 私申し上げておきたいことは、非課税の特例措置そのものが悪いということではないわけでありまして、歳入面で大変苦勞なやつているというふうなことががわられるわけです。

【理事竹山裕君退席、委員長着席】
この時期にいわゆる周囲の多くの反対を退けてといひますか、言葉は悪いかもしれませんが、非課税限度額を引き上げるのは積極的な理由が見出せないのじゃないかというふうに思ひわけです。つまり、この特例によつて高齢者の何%の方が恩恵に浴していくのか。政策の実効性というふうな面からいひますと、政府としては余り説明のしようのない、政策面から言ひますと私は問題があるのではないかと、う面、高齢者の何%の方が適用されるのかというふうなことを重ねてちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(濱本英輔君) この制度が実施されますことによりまして、今まで三百万で打ち切られていた非課税限度額が、三百万から三百五十万ま

で引き上げられることによりましてそのゾーンにおられる方がこの利益を受けられることになるというところにならうかと存じます。それを正確に言い当てるということとはなかなか難しいことかと存じますけれども、これはあくまでも推計にかかるともございまして、厳密に数字を申し上げるという、それほど詰めた人数を申し上げるに及ばないかと存じますけれども、利益を受けられる方が数百万人のオーダーであり得る可能性はあると思えますけれども、あくまでも推計でござい

結果、全体の規模としまして、実施時期がこれは平成六年の一月以降ということとございまして、減収額にどれくらい響くかということになりますと、平成五年度の予算にはさほど響かない。先ほどこれだけ財源が厳しい折にという御心配までいただいたわけでもございまして、平年度ベースで約三百億ぐらいの減収額にならうかと、そんなことを見込んでおります。

○島袋宗康君 減収の問題はこれからやろうと思つていたのですが、私が聞いているのは、全高齢者の何%ぐらいがこれの恩恵を受けるかということと聞いています。大体の数字でよろしゅうござい

○政府委員(濱本英輔君) 失礼いたしました。

郵便貯金に關連いたします数字は手元にございまして、今老人等の郵便貯金非課税制度の利用人員というのが千八百八十八万人と言われております。そのうちで、限度いっぱい、つまり三百万まで利用しておられる方が約四百万人ということとございまして、この方がそれぞれどの程度御利用なさるかということとはなかなか難しい問題でございまして、それに応じて利益を受けられることになると思ひます。

○島袋宗康君 約三分の一の高齢者の方が三百万の範囲か、あるいはそれ以上の額の恩恵を受けているというふうなことになると思ひますけれども、それにしても非常に少ない方々の恩恵というふうには私理解しております。

そこで、マル優の利用者の実数は先ほどおわかりにならないというふうなことでありましたけれども、もしこれから申し上げることについて、その範囲内でおわかりいただけることがありましたらお答え願いたいというふうに思ひます。

いわゆる高齢者マル優の利用者の実数、それからその利用者の平均利用額は幾らか、それから限度額いっぱいまで利用している高齢者の割合は全利用者の何パーセントか、それから、今回五十万円を引き上げることに伴って、先ほど三百億円のお話がありましたので、これはわかりましたから、あとの三つの問題についてもしおわかりでしたらお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(濱本英輔君) 手元にございましてデータで申し上げたいと存じます。

郵便貯金につきましては、先ほど一千八百八十八万人の利用人員と申し上げましたが、ちなみに六十五歳以上の総人口が平成四年四月現在何人おられるかといふと、千六百万人です。この千六百万人をベースとして考えるべきことかと存じます。郵便貯金の場合、最高限度額三百万円までフルに利用していらっしゃる方と見られる方が、郵政省からこれは聞いたところでございまして、約四百万人ということとございまして、一人当たりの利用額といふものが元金ベースで百八十九万円ということとござい

それから少額貯蓄の非課税制度の場合には、銀行等の場合でございまして、これは利用人員が一千三百七十四万人と聞いております。一人当たりの利用額が百九十八万円。これは限度いっぱいの人員といふものは明確に示されてお

それから、老人等の少額公債の非課税制度につきましましては、利用人員が二百八十八万人と聞いております。一人当たりの利用額が百六十五万円です。

○島袋宗康君 今の説明を聞いてやはり疑問があるわけでありまして。いろいろとありますけれども、例えば三百億円をそういう預金者の恩恵とし

て与えるよりも、もっと別の老人福祉などに役立てた方がいんじゃないかというふうな考えをわけでありまして。いわゆる高齢者の福祉はやっぱり別途に考えていくべきではないか。これから見ると、利用者は非常に少数というふうな感じを受けるわけですね。それから、ちょっと税金の不公平さがその辺から見られるわけでありまして。そういつたところから考えていくならば、やっぱり税のあり方として、もっと公平さを考える場合には総体的に老人福祉にまんべんなく、税金の使い道というものをしっかりとさせた方がいいのではないかと、そういうふうに思ひますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○政府委員(濱本英輔君) 確かに今御指摘がございましたように、老人に対する税制上の福祉の側面からの対応というのをどういうふうな考えるのかという基本的な問題を御提示いただいております。うに思ひます。

けさ方の御議論にもございましたところでござい

ますが、今老人に対しまして税制上の措置といたしましては、高齢者に対しまして特別な控除がござい

ましたり、あるいは公的年金を受給しておられます方々に対する控除のような制度も税制上はござ

います。ベースにそういうものがござい

摘もこの議論の過程ではござい

そういう議論というのが蓄積されてお

て、今回はこのような改正が行われ

たけれども、これから後引き続きこう

いったものがあり方をどのよう

に問うていくかという議論は続いて

いくんだらうというふうに思ひ

るものでございますから、これを普通の所得と同じように合算をして、総合課税、累進税率の適用ということに進めれば最も公平ではないかという考え方が往時からございますけれども、まず公平であることの大前提としては、所得の把握の確実性ということがございせんことにはかえって不公平を準備するだけのことになってしまふ。

そこで、今所得の把握体制というものをどう考えるかという議論を一方にし、その上で公平性を實現していくという議論、それから制度の中立性なり簡素性なりの議論をこれにかぶせていく、そういう利子課税の議論が行われているわけでございます。今日までのところそういった要請からすると今の分離課税というものを評価し得るというのが今回の税調の答申でございました。

あわせて、将来に向けては総合的な課税を推進するという意味で納税者番号制度というものを導入できないか、納税者番号制度が導入できれば話は違ってくるということがもちろん議論されておるわけでございますけれども、この納税者番号制度の論議というのは税金だけの論議ではなくて、税金の周辺の問題あるいは少し税金から離れたところでもなさなかならない幾つかの問題を抱えておりますので、そこをこなし切るかどうかというところでございまして、それはまだ見通しが立っておりません。したがって、そこまで見通したところの全体の利子課税の論議というものをここで組み立て切ることはできないというのが一方にございます。

それと老人対策、これは先ほども申し上げましたように、老人に対する諸掛かりがふえていくことを一体だれがどういう形で負担するかという議論がちょうど重なっていくところがこの問題であるかと思ひます。

したがって、一方では利子課税の論議を見守り、他方で年金制度を含みます老人対策というものの全体のこれからの成り行きを見守り、そういうものをあわせて御議論をいただくべき問題と

心得ておりまして、その具体的な方向をここで申し上げるにはまだ少し議論が熟していないというのが状況でございます。

○委員長(野末陳平君) 速記とめて。

(速記中止)

○委員長(野末陳平君) 速記を起こしてください。これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○鈴木和美君 総理、私は一番最初に、国民の納税意識について総理の見解を聞きたいと思うんです。

多少テレビのドラマを引用してちょっと語らせていただきたいんですが、世の中、政というのは、代官様型と庄屋様型と両方あって政と年貢というのは順調におさるんだらうと私は思うんです。

政治家の中にも代官様型と庄屋様型と二つタイプがあると思うんです。代官様型というのは、これは説得型です。年貢を納めてもらうんですから、こうこうこういうわけに納めてくれ、こういうのが私は私流の代官様型と言ふんです。庄屋様型というのは、余計なことをしゃべることはないけれども、あの入道から間違いないといつていつてくるんだと思うんです。だからこれを納得型と言ふんです。つまり説得型か納得型か、代官様が立派であれば、それはそれなりに年貢が納まるんじゃないでしょうか。悪代官が出たらこれはいかにぬすな。

そういう面から見ると、今回の金丸さんの巨大な脱税事件というものが起きてから、国民はどうでしょう。サラリーマン、つまり源泉納税者は、もう申告納税にしてくれ。申告納税者は、今度この租税特別措置法で我々、政府職員は皆さんに納税意識を啓発してもらおうじゃないか、こういう今附帯決議をつけようとしている。税務職員が実調に出かけていっている人なことを話すると、申告納税者は、もう税金を納めたくないと言ふん

です。

これが今日の国民の納税意識じゃないかと私は思つて、歳入委員会の大蔵委員会の一人として大変心配しているんですが、総理の国民の納税意識についての認識について、まず聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) このたびの出来事は、政治に対する国民の不信を一層深めたものとして、政治に關係する者としてまことに申しわけないことだといふふうに思つておりますが、なかなか、今鈴木委員の提起されました問題、国会議員は納税者を代表して納められた税金が誤りなく国民のために、また適当な、適正な方法で用いられる。また、できれば税金は少ない方がいい。そういう職責を国会議員というものは負つておりますし、また議会制度も沿革的にそういうふうにして発達したものと考へます。

その国会議員であつた人が、国会議員であつた時代に、今回のような起訴を受けるに至つたという行為をしたという理由で起訴されたということになりますと、納税者としては、国会に対する不信を持つばかりでなく、自分たちが苦勞して納めている税金がこのような政治となつてあらわれたいのか、また、苦勞している税金がこれだけたくさんあるの額、起訴状によれば国会議員によつて遁脱されているのかといううなことは、納税者としてこれは当然だれもが感じておられることだと思ひます。

そういう意味では、私も鈴木委員の言われますことに思ひをいたしまして、まことに憂慮にたえないところでございます。

○鈴木和美君 さらにもう一つお尋ねしたいんですが、このところ連日報道されております公共事業に対する建設業界の政治献金とかやみ献金とかいうか、その分類はさておきまして、この報道について国民がどういふふうに思ひ考へていられるかというのを尋ねたい。今私が分類する一つ一つの項目について、時間がございせんからお答えは一つ一つには要りませんけれども、総括的に

述べていただきたいと思ひます。

まず、この建設業界からの政治献金について、一つは政治家の倫理観というものをどう考へるかということがあつて思ふんです。ここに毎日新聞の夕刊の記事を持つておりますが、総理も何かいただいてみたいですね。中曽根さんだけがいただきましたと答えた。あとはわからないと答えていますが、宮澤さんもAランクにランクされております。こういう報道がされていきます。つまり政治家の倫理観という問題が一つ。

二つ目は、私は、許認可や行政指導権限を通じて政治と結びついた官僚機構の問題があると思ふんです。俗稱我々は分権を急げと、公共事業に対する許可権の範囲を地方に移譲しろとかという問題を提起しています。

三つ目は、何となく生じている族議員の弊害というのがあります。四つ目は、入札、談合というの、俗稱言われているように、予算が確定するときの予算陳情というのが大変大きな全国的な問題になつていける。箇所づけということになるとまたこれも問題になる。

五つ目は、ここが問題だと思ふんですが、つまり各事業年度ごとに発注される建設公共事業に対する積算された発注の価格が妥当性があるのか。業界が損してまで政治献金を続けられるかどうかと考えると、何かそこに積算の価格に矛盾があるというように国民は思つておられると思ふんです。

もつと分類はたくさんありますけれども、私なりに項目を整理してみると、こんな問題があると思ふんです。

さてそこで、一つ一つのお答えは要りませんけれども、建設業界からこのような政治献金が行われていることに対して、総理はどういう認識、見解をお持ちになりますか、お答えいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 最初に私自身のことを申し上げておきたいと思ひますが、その記事はた

しか毎日新聞であつたのですが、その翌日でございますか、予算委員会におきまして御質問がありましたので、私につきましてはそれは明らかに間違ひでございます、私自身にはそういうことはございません、何か益暮れにやみ献金のようなことをするということでありましたが、そういうことは全くございませんというのを申し上げておきました。Aランクとかいうことは、これは会社の側のなさることですので私の知り得ないことでございまして、こちらでわかつておりますことははつきりするようにお答えを申し上げます。

次に、しかし一般に伝えられるごとく、このたびの金丸前議員の問題についていわゆる大手土建会社が、それもほとんど多くのものがござつて入札、発注等に関して特別の献金をしておるといふようなことが仮に事実だといふと、これは、政治家のモラルの問題はそれとして置かしまして、行政としてはゆゆしい問題であります。これこそは国民の税金を使つてする仕事でございまして、言つてみれば税金が適正に使われているかいないかということそのものにまず関係をいたします。

したがつて、これからの問題といたしまして、公共事業についての入札なり発注なりが間違ひなく適正に行われておるかどうかというところは厳しく再検討してみなければならぬことでございまして、今度の起訴の内容になつておりますことが事実であるか否かは一応置かしまして、このようないことが広く言われるようになった以上は、発注なり契約なりが適正に行われているかどうかにつきまして厳しく再検討をいたしてみたいと思つております。

○鈴木和美君 一つ一つお話しする時間がございませぬが、私は、きょうどうしてもこの点は総理の決意を聞いておきたいんですが、こういう私の述べたような不祥事に対して改善、改革をしようとして、しなやかありませんね。いろんな手法があるし、時間のかかる問題もありましよう。しか

し、今問題になつていゝ政治家の倫理とか腐敗防止法の制定とか政治資金規正法の強化、いろいろありましよう。ありましようけれども、私は当面、宮澤総理が決断を持つて臨まなきゃならぬのは、政治改革の中の選挙法の問題とそれから行政改革の問題だと思ふんです。

今そのことをやらなければ、国民に何を我々国会議員として襟を正したかといふことの答えが出ないと思ふんです。そういう意味において、選挙法の問題については既に我が党、公明党は国会に提出してあります。自民党の皆さんも間もなく提出されるようなことを聞いております。そこで、この国会で選挙制度改革といふものについて何らかの合意を見て成立させない限り、私は国民に真にこたえたといふことにならないと思つていま

す。そういう意味で、今までどちらかといふと宮澤総理は、中選挙区においても効果を上げることができたとおっしゃつておられたが、昨今ずっと新聞報道を見ている限り、金丸さんの事件、建設業のこういう問題が出たといふことだとすればこれはやはりこの国会で従来の中選挙区制を直して、野党、それぞれの党との合意を成立させて選挙制度の改正を行う、行いたい、決意を述べ、そういう報道がなされております。

したがつて、私はきょうお聞き申し上げたいのは、この国会で成立をさせる、できなければ政治責任をとるぐらいの決意のほどをきょう聞かしていただきたいと思います。いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一番根本は政治家自身の倫理の問題であり、どういふ制度をとりましてもそこが崩れるようでは問題の解決はできないのでありますけれども、しかし、制度そのものがまた倫理を担保するといふ要素もございまして、そういう意味では、鈴木委員の言われましたように、ここまで問題が深刻になりました以上は、制度そのものを変えるしかないだろうといふふうに私は考へておまして、それはあたかも英国におきまして一八八三年の改革が行われたと同じような状況

に我が国の民主主義はついに来てしまつたのではないかといふふうと思つております。

したがつて、昨年の初めから、私はまず自分の党内に緊急改革の案をつくること、それが済みましたら十一月ごろまでに抜本改革の案をつくることを要請してまいりましたが、緊急改革は幸いにして前国会において成立をいたし、実施されました。残るのは抜本改革の問題でございまして、私どもの自由民主党としましては昨年来の作業がほぼ完了をいたしております、間もなく関連の法案を、恐らく四法案になると思いますが、衆議院に提出をいたしたいと考えておるところでござい

ます。他方で、野党におかれましても、おのおの案を具してこの問題に対処されるということとござい

ますから、衆議院におきまして特別委員会を通じてそれらについての御議論が行われていくことを期待いたしております。

現在の急迫した事態を考えますと、政治改革は何としてもこの国会において実現をいたさなければならぬと思ひます。与野党の案が全部出そろつておりませんので、これからの御審議の帰趨はまだわかりませんが、少なくともすべての国会議員が政治倫理、資金にまつわる問題についてこのまま放置しておけないという点では認識は一致しておりますので、方法論は多少異なりますとも認識は一致しておりますので、この国会で成立していただけるもの、また政府としてもそのためにもとより全力を尽くすつもりでござい

ます。

○鈴木和美君 その点、もう一つ突つ込んでお聞きしたいと思ふんですが、よくお気持ちはわかりました。わかつたんだけれども、わからないのは、お互いの主張というものを述べ合つて、妥協してでもこの国会で成立させたいといふことを総理は願つていらっしゃるんですか、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 各党の案がまだ出そろつておりません。いわんや御審議が始まつておりませんので、そのことにつきまして御審議が始

まらない段階で何とも申し上げることができませんけれども、私がただ一つ申し上げたいことは、多少案の違いはありましても事態はこのまま放置できないといふことは議員各位が党派を超えて同じように認識しておられる。そういう一種の緊急性がございまして、そういう中から必ず成果が得られるものといふふうを考えます。

○鈴木和美君 政治責任を感じ、不退転の決意で臨むと、こういうふうには私は理解したというように理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そう考えております。

○鈴木和美君 次は行政改革の問題についてお尋ねします。

これも連日新聞で報道、指摘されております政治家の癒着は正にこの問題です。これは行政改革でいろんな角度から今議論がされていゝんですが、これも先ほどの分類と同じように私なりに問題点を拾つてみると、一つは予算といふものを作成するに当たつて内閣予算局をつくらうとどうかといふような問題が一つあります。公共事業費の枠組みの問題をどうするかといふ問題があります。そして権限、いわゆる分権といふような問題。政治家と官僚との関係、ここには派閥の是正まで議論されているような状況も聞き及びま

す。

ところが、宮澤総理がこの行革審に何を期待するのかがどういふことがどうも鮮明でないといふような報道がされていゝですね。その点私もよくわからないのであります。ただ言えることは、やつぱり行政改革といふ問題も今回の不祥事にかかわる大きな問題でもあると思ふがゆゑに、宮澤総理から各省庁に対して、行革審の審議に当たつて、自分の縄張りだけ考えないで大いに協力して新しい対案といふか成果といふか、得るよう努力してほしい、こういう御指示をいただきたいと思ひま

すが、やつていただけますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私が行革審にお願ひをしたいと思つておられますことは、これは常に行革審が実は考えておられることではあるのですけれ

ども、二つのことであります。

一つは、官から民へということ。これはいわば規制解除、ディレギュレーションと言われるようなことでございます。もう一つは、中央から地方へということで、これは文字どおりそういうことでございますが、この二つの方向で現在の行政というものをぜひ改めていきたいと考えております。

て、行革審というようなことを煩わすにこれは本来官僚制度の中から生まれなければならない改革でございますけれども、御承知のような理由によつてなかなか内部からは生まれ得ない、育ち得ない種類の改革でございますので、あえて行革審をお願いをいたしておるわけで、答申をいただきますと各官庁を警備をしてまいりたいというふう

に考えております。

○鈴木和美君 政治腐敗問題に関する最後の質問ですが、竹下さんの問題についてちよっとお尋ねしたいんですが、衆議院で証人にお出になりました。参議院でもぜひもう一度聞きたいことがあるからおいでいただきたいという喚問の要請をしたにもかかわらず、とうとうおいでにならないような自民党さんの態勢で、参議院予算委員会は大変困難を来した状況になりました。

そこで、私は端的にお尋ねしたいんですが、衆議院でおいでになったものが参議院でおいでにならないということ、おいでにならないというよりも出さなかったという自民党の総理・総裁のことから考えると、一つは参議院を軽視しているんじゃないですか、こういう気持ちが一つあります。

もう一つは、竹下さんを出すかどうかということになるだろう。そういう、どういふことになるのだろうという推測が働いて、金丸さんの問題というのは金丸さんがバツジをとつたから司直の方はやりやすいですわな。バツジがついていないとかなんか手が入らぬ。おやめになったから今日、全部悪い仕儀が暴露されているわけでしょう。竹下さんがここでやめるなんとい

うことになったら、またえらいことが出る、これは自民党に不利や、そんな判断が働いたんじゃないかと推測できます。

そこで、たつた一言でいいですから、先ほど私が申し上げた代官様と庄屋様から見て、竹下さんはいいい代官でしたか、いい庄屋様でしたか、お答えだけください。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいまの竹下衆議院議員が証人として証言をされた、さらに参議院においてもそうあるべきではないかということを中心にしてのお尋ねでございますが、これはどうも政府としてこのことにお答えを申し上げる立場にはない。このような機会でなければ、また鈴木先生のお話も伺い、いろいろ御教示を得たいとは思いますが、政府といたしましてこれ以上申し上げることは差し控えるべきだと思います。

○鈴木和美君 ぜひ心して対応していただきたいと思ひます。

それでは次は、景気の見通しについてお尋ねを申し上げたいと存じます。

参議院は、平成四年四月、七月、そして十二月の参議院の予算委員会、そして平成五年三月十八日、講演なさったときなどからして、この状態から景気は明らかに最悪の事態を脱し回復基調に入っていると、先が見えてきたとか、こういう御発言がなされておりますね。そして、どちらかというと、一貫して景気が底を打ったということを繰り返して述べられていっていると理解しているのがあります。

しかし、午前の審議のときにもお話が出たんですが、三月の月例経済報告、九二年十月から十二月のGNP統計などから見ると、景気は依然として低迷しているというふうな状況の報告があるわけですね。

そのさなかに、三月十八日、日本商工会議所通常会合総会で講演なされました。そのときも先が見えてきたというお言葉を使われて、景気の底打ち発言をなさっています。そういう状況から見ると、現在の景気というものはどういふふうに見たらいいか、もう一度総理の現状認識についての見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 余り長くなつてはいけなと思ひますので簡潔に申し上げますが、今回の景気というものは、いわゆる円高以降非常に長く続きました好況の中で、ほぼ四年間にわたりますして企業の設備投資が二けたでふえ続けた、その後を受けてまいりました循環的な要素があることはもとよりでございますけれども、それに加えまして、しばしば言われますように資産価額の下落という経験したことのないような要素を持つておりますので、景気の回復が非常に複雑な状況呈してまいりました。

すなわち、循環であれば循環が完了すれば景気は自律的に反騰するわけですが、資産価額の下落ということが、例えば家計におきましては家計消費の意欲を非常に沈滞させたことは疑いないこととすし、企業においても企業の資産の含みが減つたわけでございますから、設備投資というものは、そうでなくても沈滞しておりますところへ投資意欲にさらに水をかけたということになったと思ひます。

それに加えまして、この資産価額の下落というのが金融機関、証券市場にも影響を及ぼしました。金融機関においては融資対応能力というものが著しく損なわれましたし、証券市場においてはエクイティキャピタルを起すということが非常に難しくなつた。いわばそういう経済の循環とでも申すべき、血液とでも申すべき部門がかつて経験したことのない影響を受けたことによつて景気の立ち直りがさらにおくれておるといふ、一言で申しますと、私はそういうことであると思つております。

それに対して、昨年の三月、八月、相当大きな総合経済対策をとりましたし、補正予算も通過をさせていただきました。また、この平成五年度予算もその延長線上においてかなり大きな景気刺激策をとつておるわけですが、政府のな

し得ることは日本の市場経済からいへばそんなに大きいわけではない。ただ沈滞しているという市場、民間の経済活動をこれによつて刺激をしようということでございますが、これだけ大きな対策を重ねておりますので、時間がかりました。これは必ず影響を持つてくるだろうと思つております。

私が先般、三月の半ばに商工会議所で申しましたことは、こういう景気でございますから絶えず動向を注意していなければならぬ。殊に年度末、いわゆる三月危機というようなことが言われたことについては、一月以来随分警戒をいたしてまいりましたけれども、ことしに入りましてから、例えば住宅投資に改善の状況が見える、あるいは鉱工業出荷指数にも多少動きがある、あるいはマネーサプライも大したことはありませんが幾らか違った様子を見せてきた、証券市場においても出来高が相当ふえてきている等々、幾らかさう思つて見ると多少動きが見える。少なくとも三月危機と言われるような方向には経済は動いていないということとは事実であつたと思ひます。

そういうことを踏まえまして、いわゆる循環の外に属する部門にも、例えば銀行におきまして不良債権の処理の機関が設けられる、あるいはいわゆる住宅、住宅専門金融会社の救済についても先般一つの方式についての合意ができた等々のことがございまして、感じとしては最悪の事態を過ぎ、多少明るさが見えてきたのではないかとということをお申しました。

もとより、先ほど申しましたように非常に複雑な原因で不況が続いておりますので、殊に設備投資等々がわかに立ち直ると期待することは、これは先ほど申しましたような事情から無理であらうと思ひます。したがつて、回復の過程というものはかなり長い、V型に急上昇するということなどはこれは恐らく考えられないことですが、少なくとも明るさが見えてきたというふうな考えでもないではないかということをお申しました。ただ、すぐ続きまして、とは申しても、よく証

券市場で「もうはまだなり」と申ししますように、だからといって政府が手を緩めていいとは思わない、やはりこはもう一つ動向に応じて機動的に対応することを怠ってはならないと思うということをつけ加えてございしますが、ただいまそういうような見方をいたしております。

○鈴木和美君 一言で経済を述べるといふのは大変難しいことだと思ふんですが、結論から申し上げますと、三・五％成長を先般一・六に下方修正したわけですね。

それで、午前の議論でも久保委員から御質問があったんですが、民間の調査機関の方は、所得税減税まで入れて約二・二％ぐらいかというような数字を発表しています。政府は依然として、三・五％もしくは三・三％というような成長率を修正するとか、そういうようなことはないんですか。○国務大臣(宮澤喜一君) 平成四年度について申しますならば、御指摘のように十一月までのQはそろっておるわけでございますから、あと一・三しか残っておりません。この一・三で仮に一・六％という年度間の成長を達成いたしましたためには年率で三・三％ぐらいの成長が必要であるわけですから、これは今我々の経験しておりますこの時期に年率一・三％の成長があるとは思えません。そういう意味では平成四年度の成長率というのは政府が予測したとおりにはなかなかならないであろう。これはもうそう申し上げざるを得ないと思うのです。

ただ次に、それならば平成五年度がどうであるかということになりますと、これは恐らく経済はここからゆくりではありますけれども立ち直っていく、四一六を初めとしまして。そう考えるのが私はそんなに非常識ではないというふうに思いますが、五年間に三・三％の成長率を見ているということは、私はそう無理なことを申しておるわけではないだろう。

大変それが高い成長があると申しておるわけではありませんが、前の年がもう一％何の成長でございしますから、その上の三・三％のこと

は実はできましてそんなに自慢するほどのことではない、そのぐらゐのことは私はできてもおかしくないというふうな気がいたしております。

○鈴木和美君 私は、三・三％を引き直したときの国民生活の状態がどうかというこの分析の結果を述べないでそれは議論にならぬところなんではございしますが、私が今この問題を提起しているのは、二十五日の林大蔵大臣とのお話のときと総理のお話のときと、ちよつとニュアンスが違うような私は気がするんです。

なぜかと申しますと、補正予算組むのかと、補正予算ですよ。そうしたら林さんは、とんでもない、今この予算を審議してもらっているのに、補正どころじゃないんだという話をされたのです。それから、上向き傾向にあるというお話もございしました。だとすると、上向き傾向にあるというのであれば、何で補正組まなきゃいかぬのですかと申します。ところが、総理はそここの言葉、上手巧みに言つて、そんなに楽観的なことはできないから、いつでも政府が何かやらなきゃならぬようなことを考へておかなきゃならぬというのを、ばつと今つけ加えておるんです。この補正という問題は、梶山幹事長がほかほかばかばかぶち上げておられますけれども、総理・総裁として、今予算審議が行われているときのこの補正の扱いというものは一体どういうふうに考へればいいんですか。経済が上向いていくよと言っているのに補正だと言ふんです。この後、新社会資本整備のことをお尋ねしますが、どうもその辺のところは一貫性がないと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府といたしましては、この平成五年度の予算を新年度当初からできるだけ早く執行させていただきたい、それがこの際最も必要なことだというふうに考へておられます、それ以上の、以外のことを政府は実は申し上げる立場にございせん。

ただ、つけ加えてさせていただきますならば、先般衆議院において申しますよりは、これは各党

と申し上げるべきかと思ひますけれども、今後とるべき経済対策について各党の間で協議をなさるといふ、そういう合意がございまして、実行可能な政策について御相談をなさる、御協議をなさるといふことがございします。そういうまた世論というものは一部にあることも存じておりますので、そのことは政府としても決して等閑にしておるわけではございせん。

が、しかし、ただいまこの予算を提出いたしました政府の立場は、先ほど申しましたとおり、この五年度予算を成立させていただきまして、それをできるだけ早く執行したいと考えておるところでございします。

○鈴木和美君 各党のこれからの経済対策についていふ話に話し合ひをしようということが合意された根底というのは、やっぱり景気低迷が続くんじゃないのか、こういう前提に立っているからそういう話になるわけでしょう。政府見通し三・三％大丈夫やというんであれば、この予算を早く通せば、皆さんが思っているような、つまり経済の高揚期に入らないうことになるわけではしょう。だから、どうも政府の前提と我々の前提とは食い違っているような気がしてならないんですよ。

今ここで補正の問題を議論するということは不見識ですわな。我々だって物言えますか、そんなこと。補正の問題議論するんであれば、欠陥予算かとなるでしょう。欠陥予算を何でおれたちが審議しなきゃいかぬのかとなりますわね。けれど、それはまあ表向き言つたとしても、先々の景気状況を見ればとても心配だから、さてさてだと、いろんな議論をしているわけですよ。

そこで、もう時間が来ますから、新社会資本整備問題についてお尋ねしたいんですが、これは宮澤総裁ということになりますか総理というふうになるかわかりませんが、三塚政調会長が今全国各地でこの新社会資本整備という問題を打ち上げられておられます。これは、つまり生活大

それに基づいた具体的な施策のために行われようとしているのか、総合経済対策というか景気の刺激というか、そういうことを目的として考へられているんですか。これはどちらの性格を持つんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 生活大五カ年計画が昨年策定されました。そして、こういう不況の中におるわけではございしますけれども、この対策は、むしろ不況を契機として実現をしていくべきものであらうと。

すなわち、五カ年計画の幾つかの目標は、政府からというよりはむしろ国民の側から見て、例えば住宅は五年ぐらゐの勤労年間所得である程度のものが取得できるようにしたいとか、あるいは年間労働時間はこのぐらゐに考えようとか、あるいはまたいわゆる社会福祉のための福祉サービスについては何年までにこのぐらゐにしたい、マンパワーをどうして確保するといったように、一つ一つの具体的な計画を、下水道については七〇％までというふうなことを提示しておりますが、たまたまこのたびの総合経済対策が先ほども申し上げましたようにやはり国、地方の公共投資を中心とするものでございします。並びに住宅、中小企業関係でございしますから、生活大が目標しております諸施策そのものがこの総合経済対策に盛り込まれた結果になっております。またそうでなければ一貫をしないわけではございしますが、したがって、この不況というものをむしろ契機にして、生活大五カ年計画の目標に近づいていこう、こういうふう

にいたしておるものでございします。御指摘のいわゆる新社会資本と言われますものは、従来公共事業としてやってまいりましたものをさらに視点を変えてやっています、例えば文教、研究、学校でありますとか、あるいは福祉施設関係でございしますとか、あるいは通信の充実でございしますとかいう、いわば道路とか川とかいうものから、治山治水からちよつと離れた新しい面の社会資本の充実を図ろうという考え方でございまして、私はそれはそうあつてしかるべきだし、

まさにそのことが生活大五カ年計画でも目指しているところでございますので、ぜひそういう施策をこれからも推し進めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木和美君 もう一度、簡単なお答えで結構なんですが、つまり生活大五カ年計画の実現を図るための施策である、それが主目的なんだと。つまり景気浮揚というのが主目的ではないんであつて、生活大五カ年計画を実現するための一つの手法として今回このことを考えた、こういうふうに理解していいんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そこは御質問の前段がございまして、なかなかお答えが申し上げにくいわけでございますけれども、生活大五カ年計画で本来ねらっておりますようなそういう施策が行われることによって、それが景気回復に役立つ、また役立つならばそれはまさに政策としてとるべきところではないかというふうに申し上げておきます。

○鈴木和美君 私も前段の議論にこだわつてもらふ必要はないと思うんですよ。みんなそれぞれ本音と建前がありますから、言いづらいところは言いづらくて結構なんですけれども、しかし本音を聞いておかないと対応に実は困るんです。

なぜ困るかという、私、林大蔵大臣と先日もお話し申し上げたんですが、新社会資本整備というものの中身をずっと見てみると、今総理がおっしゃられるみたいなのは、それは学校も福祉も光ファイバーも出てきます、それから耐用年限の短いものはどうするとか出てきますよ。問題は二つ私はこの中で感ずるんです。

その一つというのは、どうも役所の縄張り争いじゃないのか。これは、今までどつちかという公共投資というものの各省庁の枠が決まっちゃつていふんですよ。だからその中で物を考えなければならぬわけでしょう。ところがそれではどうも停滞が行われるし、どうもおもしろくないというから、郵政省は郵政省なりにそれは何とか領域を広げたいということがありますよ。そういうにお

いもぶぶんします。それからどこかの派はどこかの省につながっているなんというのにもおつてきます。何かそういう縄張り争いのためにこんなことが考えられているのかなというような問題点。

もう一つの問題点は、今度は建設国債のあり方について、これを短期の建設国債にしてもいいんじゃないかという発想がありますね。大蔵大臣は、国債の節度は守つていきたい、それから、この新社会資本整備計画の中でも、現に建設国債の対象にすつとなつていふから、余計なことまで広げる必要ないじゃないかと先般答へられたんですよ。ところが、一方自民党政調会長の方は、それとは全く対照的な御発言が全国で行われているんです。これを調整するのが総理ですわな。

したがって、私は縄張り争いの問題と国債問題についての見解をきちつと聞かしていただきたいんです。つまり、従来の建設国債の思想でいくのか、そういう国債の問題を今度は領域を変えて新しいものををつくるのかということ、どういふふう調整されようとするのか、その点を聞かしてくだい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 従来、公共事業の、いわば縄張りと言われましたが、シェアにつきまして、各省庁の間のシェアがなかなか弾力的に動けないこと、あるいは一つの省の中におきましてもいろいろな事業別のシェアが動きにくいことは、官庁行政に御経験のある鈴木委員御指摘のとおりで、これは何とかして改めなければならぬ一つの問題でございますが、今度そういういわゆる新社会資本というような問題が提起されたということとは、財源をどうするということを一応別にいたしまして、やはり社会資本というものをもう少し広く考える必要がある。そして、新しい時代のニーズに従つてそれは弾力的になされなければならぬという意味で私は有意義なことだというふうに考えます。

それから、次に財源の問題でございますけれども、今短期の赤字国債、そういうものについてどう思うかというお話がございました。私は、短期

であつてもそうでなくても、赤字国債は赤字国債だというふうに考えます。したがつて、それはやはり避けていかなければならない。この新しいいわゆる社会資本というもののの中で、建設国債の中で賄えるものは賄つてまいりたいと思ひますし、それ以外の財源を考えなければならぬとすればまたそれなりの方法を考えなければならぬとせんが、しかし、短期であれば赤字国債であつてもいい、あるいは赤字国債ではないというふうな議論は、私はそのように考えておりません。

○鈴木和美君 どうも釈然としないんですが、短期の国債というときに、我々減税を要求して、赤字国債でも短期償還で仕方ないんじゃないかというのが総理の頭にあるからそういうお答えになるのかもしれないけれども、いい悪いは別にして、私が理解をしていることは、今回の新社会資本の整備というものは、財源として建設国債の短期国債にするということを言っているんでしよう。赤字国債じゃないんじゃないですか。何か性格を変えるということを言っているんじゃないですか。これが一つ。

それからもう一つは、そういう制度が行われるというのであれば、財源調達について短期の建設国債を発行できる。つまり社会資本の担保があるよと、それはパソコンであろうと何であろうと、いろんなものが出てくるわけですから。だからまるつきり国債の考え方というものを根本的に変えるという思想がここにはあるんじゃないですかと受けとめているんですよ。だから、単なる赤字国債であるとか短期の赤字国債とかということは今議論しているつもりは私はないんです。

私の理解が間違つていふというなら別ですよ、私は前提としてそうとらえているものですか、どういふふうにするんですかと伺つていふんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは専門家の助けをかりる必要があるかもしれないんですが、従来建設国債の対象と考へておられますもの、仮に施設というものは、いろんな施設、どういう施設にもより

ますが、施設と設備というものを分けて考えることが伝統的な考え方であると思ひます。

設備ということになりますと、それは施設とかなり一体化したような設備というものもございましょう。ございましょうけれども、しかし、例えばラップトップというようなコンピュータは、これはどうも施設と一体とした設備というふうには思ひにくいのではないかと。これをしたがつて建設国債の対象にできるかということになりますと、恐らくそれは従来伝統的に考えられてきた考え方ではないであらう。

すなわち、今お尋ねの点について申し上げますならば、基本的に財政法の考へております建設国債の対象というものを根本から変えてしまふようなことをこの際いたすべきではないであらう。伝統的な解釈の範囲で読めるものは読んでいってよろしいと思ひますけれども、今申し上げましたような種類の、仮にこういうものでも、これ設備でございましてけれども、施設と一体になるとはなかなか申しにくい種類の設備であらうと思ひますので、その辺のところはやはりおのずからけじめというものがあつたらうというふうに考えます。

○鈴木和美君 私は、建設国債の性格をもう少し幅広くしたらいんじゃないかというのが持論なんです。つまり、物だけが担保されているという建設国債はもう時代おくれじゃないか。つまり、第三次産業がこれだけ普及しているんだから、もう少し情報とか教育とかそういうところにも、物以外のものにも建設国債の幅を広げた方がいいんじゃないかという私は持論の持ち主なんです。けれども、それはどうも今大蔵省賛成するような空気がないんですよ。だから、一歩下がつて現在の国債の概念というものを、財政制度から考えると、どうもおかしんじゃないのかなと思つておるわけでございます。

きよの総理のお話を聞いて、総理、新たな短期の建設国債を出すというふうなことは考へていないし、それは私の思い違いであるというふうにきよは理解をしておきたいと思ひます。新

聞情報でしかこの問題はわかりませんものですか、そのように理解させていただきたいと思うんです。

そして、一番最後の質問ですが、税制の問題で一つだけお聞きしておきたいと思えます。

先般、平成四年十一月二十四日、衆議院の予算委員会でも自民党の津島雄二議員から質問があった、今後の税制についても今から「総合的な検討を政府内部においておやりになつていただきたい。」と。その答えとして、議事録を見たら、総理は、「こもともなごことだ。年金の再計算の時期も決まっておりますし、直間比率と言われた問題についても、「十分な成果が上がっている」とは申しがたい。」、こういう答弁をなさった。

この「こもともなごことだ。」というものを上にすると、今から「総合的な検討を政府内部においておやりになつていただきたい。」という「こもともなごことだ。」は、これは税制の抜本改正のことを意味するんですか、「総合的な検討」というのは、答えてください。

○国務大臣(宮澤喜一) 平成四年十一月二十四日に津島委員が御質問になられました中で、税制のあり方、社会保障、年金制度のあり方、国民負担のあり方等について適切な結論を必要とするには出していく、そういう姿勢が望ましいということとを言われましたことに対して、私は基本的にこもともなごことだというふうに申し上げております。

すなわち、昭和六十二、三年ころのいわゆる抜本的な税制改正の中で、所得税の殊に累進構造をもう少し滑らかにいたしますか、簡素にすることができたならばなどという思いを今でも持つております。しかし、これは国民の一番重税感の感じられる部分であるだけに、失われる歳入の大きい部分でございまして、そのときにはそこまでいけなかったわけでございまして、そういうこととは英米に倣うとまでは申しませんが、やはり考えていいことではないかということに関連をいたしまして、いずれにしても二十一世紀、高齢化社

会に向かつて国民年金等々、社会保障全体の負担と給付という問題を考え直さなければならぬ時期でございまして、それとあわせてこういう問題を考えなければならぬ時期が遠からず来るのではないかと、そういう認識を申ししましたものでございまして。

○鈴木和美君 これで発言を終わりますが、私は、このやりとりを見ておつて二つの問題を感じます。

その一つは、「総合的な検討」ということは、いわゆる抜本的にもう一回やり直さなきゃ総合的な検討とはならぬのです。総合的な検討なんですから、直間比率まで含めてやらなきゃ総合的な検討にならぬのですよ。そうすると、この点では、年金の問題も近づいているから、直間比率もあるからということとは、どうも消費税率を上げるといふことを浮き彫りにしたいといふことの総理答弁が含まれているんじゃないかという私は憶測をとります。

もう一つは、抜本改正ということとは、六十二、三年のときにはシャープ以来の抜本改正だといつて鳴り物入りでやっただけです。そして、あのときに消費税を入れたんです。あれは高齢化社会のために使うと言ったんです。使いがおかしくなつて、今度もう一回抜本改正ということはおかしいんじゃないかと思ふんです。四年間やって、それがおかしいからといってまた抜本改正といふのは理屈が合わないんじゃないかと思ふんです。

そういう意味で、非常にこの発言については私は素直にすんと落ちない面を持っていますので、いずれまた機会を見て議論をさせていただきますと思います。

質問を終わります。

○牛嶋正君 私は、租税特別措置法の一部を改正する法律案の中で取り扱われております事項にも環境保全と関連する事項が幾つかあるわけですが、きょうはせつかく総理にお越しをいただいておりますので、もう少し議論を広げて、環境

問題を取り上げて総理のお考えをお尋ねしてまいりたい、こういうふうにお考えを。

あと七年余で二十一世紀を私たちは迎えるわけでありまして、今こそ二十一世紀の我が国の進路をじっくり腰を据えて考えるべき時期ではないかと、こういうふうにお考えを。

しかし、高齢化、国際化、情報化の進展する中で、我が国を取り巻く内外の情勢は大きく変化し、それが二十一世紀の見通しを難しくしていることも確かであります。

そういった中で、総理は、生活大五カ年計画をまとめられ、地球社会と共存する生活大五カ年計画という方向を国民に示されたわけでございまして。その中では、高齢化社会にどう取り組んでいくか、そして国際平和貢献にどのような形で参加するか、さらに地球環境をどう守っていくか、こういった我が国が今直面している三つの課題を中心に計画がまとめられていったものというふうにお察しいたします。

ただ、これから二十一世紀に向けて我が国の経済を運営していくに当たりまして、これらの三つの課題は相互に関連しているように思ふわけでありまして。

最初の、高齢化社会にどう取り組むか。二十一世紀に豊かな長寿社会を迎えるためには、二十一世紀に向けて我が国の経済はある程度高目の成長率を維持していかなければならないかと思ふます。

また、国際貢献におきまして、世界経済が均衡ある発展を遂げていくに当たって、我が国がリーダー的な役割を果たしていくためにも、国内においてある水準の成長率を維持する必要があると思ふます。

ただ、三番目の地球環境をどう守っていくかということを考えますと、この点ではある程度成長率に対してそれを少し抑えていく必要が出てくるのではないかとと思ふます。

総理は、生活大五カ年計画の中で三・五%という実質成長率を想定されておりますが、この成

長率でもって今我が国が直面している三つの課題というのはいちどクリアできるといふふうにお考えになつていらっしゃるかどうか、その点をまずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) ただいまのお尋ねは、我が国がやがて高齢化社会を迎えるであろうが、しかし今から二十一世紀に向かつてはできるだけ高目の成長を指向しておく必要があるだろうという点が第一点。

それから、日本が世界から期待されておるいろいろな役割を果たすという意味からも、あるいは世界経済をリードしていくという意味からも、同じようなやがて努力が大事ではないか。しかし、それらに関連をして環境問題が非常に地球規模になつてきたといふことから考えると、それには幾らでも成長してよろしいといふわけにはいかない。成長自身がそういう地球的な問題と整合した、いわゆるサステイナブルと申しますか、そういうものでなければならぬといふ、その辺をどう考えるかというお尋ねでありました。

私の記憶に間違いがなければ、経済審議会におきまして、生活大五カ年計画を試算されましたときのフレームにはやはり環境問題というものの意識がかなりありまして、したがって、いわばその中でどれだけの成長が可能であるかという、そういうシミュレーションをたしかやられたといふふうに承知しております。

その結果がそここに与えられた数字で、これであれば環境問題について新しい大きな負荷を残すことはない。しかも、この程度であればまず目標としている幾つかの経済目標を達成することができ。そういう両方を両立する成長の数字をあそこに掲げられたものといふふうに承知をいたしております。

○牛嶋正君 我が国が国際貢献に對しまして非常に積極的な姿勢を示しておられますけれども、この地球環境保全に對してはそれ以上に積極的な姿勢を我が国は示すべきじゃないかというふう

そう考えます理由は幾つかあるわけですが、一つは、我が国の経済発展とともにエネルギー消費量が非常に増大してまいりまして、それが地球の温暖化にかなり大きくかかわっているという点でございます。

いま一つは、我が国のGNPは世界のGNPの一五%を占めるに至りましたが、それだけに海外からの資源をかなり消費しております。ですから、今問題になっております森林の減少とかあるいは熱帯雨林の減少、そういったものにも我が国の責任はかなり関係しているんじゃないかというふうに思っております。

もう一つは、少し積極的な意味から、我が国が今後の自然環境の保全にリーダー的役割を果たすべき理由を考えております。

それは、我が国はこれまで省エネルギーのためのノウハウというものは相当蓄積してきているわけでございます。ですから、こういった蓄積された技術をいわゆる積極的に海外で活用してもらうように図っていく。さらに、これまでの技術にこれから新しい環境保全のための技術を開発していく、それだけの我が国は力があるというふうに思っているからであります。

こういうふうな理由から、もし地球環境の保全に対して我が国が今後リーダー的役割を果たしていくというふうに考えますと、先ほどお尋ねいたしました三・五%という実質成長率は少し私は高いのではないかとというふうな感じを持っておりまして、総理は、今日指しておられる生活大國づくりの中でこの環境保全の問題について我が国がどのような役割を果たすべきか、それについてはどうお考えなのか、お尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 国内におきましては、既に政府自身あるいは民間におきましてもいろいろな御協力がある我が国自身の環境保全につきましていろいろな施策がなされておりますが、国際的には、昨年のUNCEDの会議でも申しましたように、我々としてはこれから五カ年間にほぼ八

十億ドルぐらい、ですから一兆足らずの金をODAの中で発展途上国の環境問題のために使いたい、こういうことを計数として、数字として約束をしておる国でございます。

したがって、そのような世界環境に対する我々の負担というものは既に約束しておるわけでございますから、さらにしかし、これから今御指摘のありましたような我々のノウハウを提供するといったようなことも起こつてまいると思っております。

それらのことが三・五%という成長の五年間のフレームの中でどのように可能か、あるいははみ出すかどうかということは、これこそ経済審議会でもシミュレーションをやられて検討していただいたものだと思っております。今簡単な言葉で申し上げることは私自身できませんし、またそれだけの知識を持っておりませんけれども、少なくともその両方の調和がとれるというポイントを三・五%というところ求めたというふうに承知しております。

○牛嶋正君 私、この三・五%についてもう一つの懸念を持っております。果たしてこれから三・五%の実質成長率が維持できるのかということでございます。

と申しますのは、これまでの我が国の経済発展で、やっぱり企業の設備投資というのが非常に大きな力があったというふうに思っております。これまで各企業はかなり旺盛な投資意欲を持って設備投資を展開してきたわけですが、これまでの企業のそういった投資意欲がどこからもたらされたのかというのを振り返ってみますと、最初は省力化のための投資がなされてまいりました。そしてまた、省エネルギー化の投資も進められた。情報化、ハイテク化の進展に伴いましてその分野への投資も旺盛に行われてきたわけであり

ます。これらのこれまでの設備投資の内容を見てまいりますと、そのときどきの非常に明確な投資目標をそれぞれの企業が持っていたんじゃないかと思うんです。そして、その投資目標がさらにそのと

きどきの国の政策の目標と私はある意味で一致していた、そしてそのことがさらに民間の企業の投資意欲を支えてきた、こういうふうな感じで受けとめております。

ところが、バブルより少し前から民間の企業の投資目標が少し不確定な要素を含むようになってきたのではないかと。それは、国が進めようとした内需主導型の経済と個々の企業がそのとき持った市場におけるシェア拡大のための投資目標、この二つの間にはこれまでのような一致が見られない、関連づけが見られないというふうなことを私は感じたからであります。このことがむしろバブルを生み出した一つの原因ではないかというふうにも思っております。そして、バブルの崩壊によってシェア拡大という投資目標は必ずしも実現しなかったわけで、今企業はそういう意味では明確な投資目標を見失っているんじゃないかというふうに思っております。

そして、国が今示しておられる地球社会と共存する生活大國づくり、この国が掲げておられる経済政策の目標と、個々の企業が、今申しましたように投資目標については非常に失った状態で、なかなかうまくつながらない。ですから、今後景気がある程度回復いたしましたが、これまでのような民間企業の投資意欲が持たれていくのかというところについて一つの懸念を私は感じるわけであり

ます。ですから、ここで政府は、即効的な経済対策も必要ですけれども、今日指している生活大國づくりで個々の企業がどういうふうな役割を果たしたのかというふうな点についても、ある程度生活大國のビジョンを明らかにしながら私は示していく必要があるのではないかと。そして、個々の企業が投資を行っていく場合に、これまでのように効率だけを追求するのじゃなくて、環境保全というふうな点についても少し考えていく。そういうふうになりますと、新しい投資目標をここで個々の企業が持つことができるし、その投資目標は同時に、国が目指しておられる経済政策の目標とある

意味では一致していくのではないかというふうに思うわけであり

ます。そういう点では、少し中長期的になりますけれども、ただ生活大國実現のためにこういうふうな目標値を定めてそれを実現していくんだというだけじゃなくて、もう少し個々の企業にも生活大國のビジョンが明らかになるような、そういうような計画づくりというのが今求められているのではないかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、この三・五%の成長が高過ぎるかどうかということについてでございますけれども、今、過去を顧みてみますと、昭和五十五年から六十年の間の実質成長率の平均は三・八であります。六十から七十年にかけて四・七、七十年から八十年が三・四。その次が今一・六と政府が言っているところでございますけれども、これは現在非常な不況であるわけでございます。ですから、実質三・五という成長率は、過去から見まして私にはそんなに高いとは思いません。努力をする必要はありますけれども、達成可能な成長率だというふうに私自身は思います。

しかし、御指摘は、成長の一つの担い手である設備投資というものが、もうそういう新しい投資目標を失いつつあるのではないかとということに關してであります。今の段階で、ほとんど四年間設備投資が二けたで続きましたので、ここで投資意欲がないということはこれは無理のないところですけれども、しかし、かつて一九八〇年の初めのころ言われたことは、もう今世紀には大きな設備投資はない。というのは、技術革新というものはもうほとんどできてしまつておつて、現実に設備投資に化体していくような技術革新があれば、既にもう実験室でかなりのところまでできていないかならぬという、大変に支持者の多い説がございます。

しかし、実際にはどこからハイテクというものが登場をいたしまして、その予測は完全に誤りであったという経験を我々はごく最近に持つてお

るわけでございますから、これから何が設備投資を主導するか、新しい要因があるかないかということとはなかなか簡単に私は言い切れないことであるかと思ひます。

例えば我が国の場合でございますと、今はちよつと違ひますが、労働力不足ということも恒常的な要素にならざるを得ないということがわかつております。このことは、恐らく間違ひなく新しいと申しますか、少なくとも省力あるいはそれよりもっと大きな意味で設備投資の要因にならざるを得ないだろうと例へば一つのことをとつて申せば私は考えます。あるいは、牛嶋委員がただいま御所論の途中でや一つの傍系の話としてされました環境問題すらが設備投資の対象になるかもしれない、そういうこともあらうと思ひます。

ですから、いろんな意味で、私はこれから設備投資というものがもう目標を失つたと即断することとは、どうも過去の経験にかんがみると必ずしもそう思ひないということが一つござひます。

ただ、全体として環境問題というのが、成長は何でもすればいいのだということではない、持続可能な成長でなければこれは地球環境を必ず壊すであらうという大きな意味でコンセンサスができてつづいてますから、そういう意味で、昭和三十年代とか四十年代とかいうような、もう何でもかんでも成長ができるというような時代でない、地球的にそうでなくなつていくということは事実であらうと思ひます。

○寺崎昭久君 道路財源に係る問題をお尋ねいたします。

まず、暫定税率の延長改正ということでござひます。

周知のとおり、自動車重量税、揮発油税、地方道路譲与税、これらはいずれも二十年近く暫定税率が適用され、なおかつ、数次にわたつて引き上げが行われております。暫定というものは仮に一時的な取り決めを行うという問題であらうと思ひますが、以下、考え方の点で総理にお尋ねしたいわけ

けであります。

というのは、第一は、二十年も続けばまさに仮末代であつて、暫定暫定といつて、いつかは本則に戻されるんじゃないかという国民の期待や信頼を裏切ることになるんじゃないかということであるかと思ひます。

それから二つ目は、暫定というのはどうしても税収確保という面から出発しますので、他の租税とのバランス、整合性というのが見失われがちだ、無視されるあるいは軽視されがちだと思ひます。引き上げる場合も、他の税制とのバランスを考へるよりは今の暫定税率がこれだからこの程度は上げていいんじゃないかというふうな検討が行われやすいんじゃないかと思ひます。

そして第三は、道路財源についていえば、限りなく応能負担になつていゝと思ひますけれども、何を以て支払い能力を測定しているかという点とも極めてあいまいだと思ひます。

こうした状況を考へてみますと、私は既に石油関係の税率は高過ぎると思ひますけれども、道路財源に係る暫定税率については他の租税との整合性を考へながら抜本的に見直すという中で、要すれば、本則をきちつと決めるということが必要なんじゃないかと思ひますが、総理はどのようにお考へでしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは十分説得を申し上げるだけのことが私にできないかもしれせん、政府委員の力をかりたいと思ひますが、やはりそれは一般財源というもので賄うという基本がござひますし、一般財源の収入の拡大には限度がある。他方で五カ年計画がござひまして、その五カ年計画に基づいて道路整備をやつていきますので、その期間中の財源をどうするかというところで、一般財源を外しますと、そうしますと揮発油税等に頼らなければならぬ。そこで、その経過期間中に見合つたという意味で租税特別措置法で定めておるのだと思ひます。

二十年も同じことをやってきて、それでも暫定かと言われまふと、どうもそこはどうかというふう

にお答えしてよろしうござひますか、ひとつ政府委員の力をかりたいと思ひます。

○政府委員(濱本英輔君) 基本的にただいま総理から御答弁がござひましたことに尽きるものでござひますけれども、道路計画というものを一定の期間を切りましてつくりまして、その期限に見合つた財源というものの確保をまた考へるという今の方式からしますと、その一定期間の道路計画というものを満たすための財源のあり方というものをそこで議論し、そして一つの税率を設定していただく、こういう手法でござひまして、これがたまたま道路の整備計画が長年続いてまいりましたために、今寺崎先生がおつしやいましたように、一体いつまでやるのかという感じにお受け取りになれるのかと思ひます。

ただ、物の考へ方としてしましては、道路整備計画というものをそういう一定の期間ごとと決めていくということに対してはそれなりの合理性もあると思ひますし、またそれに見合つた財源をその都度考へていくということもまたそれで一つの合理的な考へ方だと思ひますので、その考へ方自体に我々は不審を持つて見るということは今までのいたしてござひませんけれども、それが今後どういうふうに展開していくかということをお考へしますときに、今の御指摘もよく頭に置きまして考へていくべきことかなという気がいたします。

○寺崎昭久君 道路というのは公共財であると思ひますが、その財源調達に限りなく応能課税になつておるといふこともつと着目をしていただきたし、他の税制とのバランスというのを考へていただきたしといふことなんです。総理も将来税制についての見直しが必要になるという趣旨の御発言をされておりますけれども、そうした際、あれは目的税だから別というんじやなくて、税というのはいかに負担しても納税する国民にとれば同じ税なので、ぜひ全体のバランスをお考へいただきたしといふことであります。

もう一つ考へ方の問題でお尋ねしますが、ガソリン等の石油精製品にはタックス・オン・タックス

ス、いわゆる二重課税が行われております。消費税を導入したときにこのようになったわけでありまふけれども、やはり税の理屈というものは国民にも納得のいくような内容にしなければいけないではないか。総理はこのタックス・オン・タックスについてなぜ認されているのか、これをお伺いしたいし、関連して政府委員の御答弁がいただければと思ひますのは、これを早急に是正すべきではないかということと、せめて酒税並みの調整併課ぐらいを考へるべきではないか、この三点、お願いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 消費税を創設いたしましたときにこの問題は非常に難しいことになりまして、いろいろなことから結局寺崎委員の言われまふようなことになつておると承知しておりますけれども、詳しいことにつきまして政府委員からお答えを申し上げます。

○政府委員(濱本英輔君) 御指摘の点は、御指摘のとおりになつておりました、要するに考へ方といたしましては、受益者負担的あるいは原因者負担的な性格を持ちます特定財源と、それから消費一般に負担を求めております一般税としての消費税と、この二つを比べていただきますと、それぞれ課税の趣旨というものを異にしておるといふ理解でござひます。したがって、別の税がたまたま二つかかるという事態というのはこれはあり得ないことではないといふふうに考へるものでござひます。

石油関係諸税のうちで石油税は石油対策、揮発油税とか地方道路税というのこれは道路整備財源、航空機燃料税は空港整備、あるいは原油関税は石炭対策といふふうに、石油にかかりまふいろいろな税もそういう用途向きの税率が設定されるということが現にござひますけれども、そういう事態というものは外国におきましても税体系の中に現に存在している事実がござひます。

したがって、私どもとしまして、今後こういった税体系というのとはそのときそのときの状況に合せて見直しをしていくということとはこれは

当然のことであろうかと思ひますけれども、物事の考え方としましてはお許しをいただきたいというふうな思ひでおります。

○寺嶋昭久君 最後に私何ったのは、酒税では調整併課をしているのに、なぜガソリンは単純併課なのかということでございます。これもぜひ御検討いただきたいと思ひます。

時間が参りましたので、総理に最後にお尋ねいたします。

環境税の問題が時々話題を呼びます。必要な税制であれば今後大いに議論をしながら固めるべき問題であると思ひますけれども、しかしながら、何のための税制か、何のための税かというところがはっきりしないまま、観測気球のように環境税が時々顔をのぞかせるというのは大変不満なわけでありまして。例えば、環境対策に広く使われるための原資を必要としているのか、あるいはCO₂をできるだけ抑えるためにペナルティーとして税をかけようとしているのか。使途、目的もはっきりしないまま税だけがひとり歩きするというのはぜひ避けていただきたいと思ひます。こうした環境税のようなものを考える場合に、総理はどういう筋道で検討すべきか、お考えをお聞かせいただければ幸ひでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 環境に関する税というものを考えますと、今寺嶋委員の言われたようにペナルティーとして、例えば炭素税のようなものは、なるべくそういうものを多用しないように、たくさん使わないようにというペナルティー、あるいはむしろ逆に優遇措置として省エネのための施設に租税特別措置法上の優遇を認める。いずれの場合にもペナルティーかあるいはむしろ今度は優遇措置かという場合の税の使い方。

全然それと別にと申しますか、それよりもむしろ環境の問題に非常な歳入が必要なのでそのための税を取りたいという考え方か、そのいずれかに私は分かれていくのだらうと思ひますけれども、ただいま私が聞いたり見たりしております限りでは、そのいずれであるかという議論が明確になつ

ておらないと思ひます。また、二つに分けられませんが、その両方であるというお話でもよろしいのですけれども、それともこれだけの需要がある、あるいはこれだけの効果があるということの説明も十分には聞いていないように思ひます。

国際的にまた別に問題がございまして、例えばアメリカで今度何かのエネルギー課税をするというところをクリントン大統領は言っておるわけでございますが、そのことが国際的な一種の競争条件の均等化というふうな形で呼びかけられてくる可能性がまたあるかもしれない。

いろんな要因があると想像されますけれども、ただいまのところそのいずれも私には余り明快には把握できない。税というものはできることならばかけないにしたいとは思ひますけれども、そのことを余り安易に考えてはいけないうふうなふうに自分としては思ひます。またなるほどやむを得ないと思ひます。至るようなはつきりした心証を持つに至つてはおりません。

○吉岡吉典君 総理は、予算委員会の論議を初め、税制について二十一世紀を目指しての税制改革の考え方について述べてくれました。その際、昭和六十二年、三年の抜本税制改革で残している問題がある、殊に所得税についてあるとおっしゃり、イギリス、アメリカなどで二段階とか三段階になっていることを挙げながら、大体所得税については二段階か三段階に持つていこうとなさっている考えを示されたと思ひます。内閣改造後の記者会見では三段階とおっしゃっていたと思ひます。

この考え方は現在も変わりありませんか。ついでこの間述べられたばかりですから。

○国務大臣(宮澤喜一君) 六十二年、三年の改正の後残りました問題は、いわゆる中所得階級と申しますのでしようか、中所得階級のところが、やはり昇給があると新しい上の累進の段階に入つていきますものですから重税感というものがなかなか

とれないという、そういう問題を残したと思ひます。これはしかし、そういうことであるだけに、これを簡素化しますと失う税収は非常に大きいのでございまして、簡単に取れないという問題を持ったままきょうに及んでおると思ひますので、できますならばやはり累進構造はもつと簡単にした方がいい。

ただ、それは三つがいいのか二つがいいのか、あるいはむしろ現在の方がいいのかというようなことは、政府の税制調査会、私どもの党にも税制調査会がございまして、そこらで専門家が検討をさせていただきたいと思ひます。私自身は十分知識がございません。

したがって、どういう構造にするかはともかくといたしまして、やはりそのことには取り組みたい、それによつて中所得階級の重税感というものはかなり緩和をせられるということは今でも思ひます。

○吉岡吉典君 私がこれをお伺いしましたのは、ちやうどアメリカではクリントン政権が誕生しまして、この所得税についても現在三段階であるのを二月十七日の経済演説では五段階にすることを提起しているわけですね。総理が五段階を二、三段階にしようとおっしゃった大体同じ時期に、アメリカでは三段階から五段階へと。もつと振り返つてみますと、レーガンの第一次、第二次の税制改革で十五段階から二段階になったものを、ブッシュのもとで三段階になり、クリントンが五段階というのを、これはまだ法律になつていないわけではありませんが、提起しているわけですね。

総理、当然お読みになつていらっしゃるクリントンの選挙公約等を見ても、言っていることは、結局こういうレーガン税制改革というもので富裕者への優遇をやつた結果、貧富の差が拡大してアメリカはもうどうにもならない事態になつたので、国民第一に切りかえるんだということがこの選挙公約での基調でもあつたと思ひます。今後の税制

ということでは富裕者に相応の税負担をせよというんだということが中心に述べられていたと思ひます。

日本でも中曽根、竹下税制改革以降の貧富の差の拡大ということは、例えば厚生省の所得再分配調査結果等を見てもその方向というのははっきり出ていて私は思ひます。そういうことを見ますと、中曽根、竹下税制改革でやつたものを、さらに十五段階から五段階までやつたものを、さらに二、三段階ということが検討されている。それをもうちょっと早く二段階までいったアメリカでは、逆に累進を上げようとしていた。

これは非常に対照的なことで、私は今の総理の考えられている方向というのは、今はつきり数字的にも見えるようになった日本の貧富の差というのが一層広がる方向になるのではないかと、こう思ひますが、その点は総理、どのようにお考えですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) クリントン大統領が提案しておられます所得税の改正案は、確かに吉岡委員の言われますように、前政権が金持ち優遇であつたというふうな批判に立つておる、財政需要もございまして、幾らかそういう批判に立つておるというふうにも思ひます。

ただ、私が思ひますのは、今吉岡委員は、我が国における貧富の差が拡大しているという最近の傾向についてお述べになりましたが、しかし、基本的には、所得層を五分位に分けた分類によりますと、我が国は第一階層から第五階層までの所得格差が世界で最も少ない国でございまして。御指摘は、その間で多少の開きが出てきたということをおっしゃいます。それは私は、殊にこの最近の景気変動で事実だと思ひますけれども、依然として所得格差の最も少ない国であるというところは、これは変わりません。

そういう意味では、アメリカは第一分位と第五分位の差は相当大きな国でございまして、仮にクリントンさんのそういう反省が正しかったとしても、それは我が国にすぐに適用せらるべきもの

であるかどうか。むしろ、私としては、格差の少ないという点に注目をして今の所得税の累進構造は考えることが我が国に適しているのではないかというふうに自分としては思っております。

○吉岡吉典君 私、日本の税制で今検討すべきと思うのは、今の累進を一層弱めるという方向の問題が一つ、もう一つ、クリントンが打ち出したことで対照的なのは、彼はあぶく銭でもうける時代に暮らすという、第一に富裕者への税金負担を述べるとともに、二番目には、国内の工場を閉鎖し、海外に労働力を求める企業を優遇する税制は廃止するということを掲げているわけです。

私は、これに先立つ租税特別措置法に關連する論議の中でもこの問題に触れて、やはり企業の海外進出を優遇するような税制というのは検討する必要があるんじゃないか。クリントンは廃止するということが出ている。日本ではそういう時期に引き続きそれをむしろ拡大している。この点も総理、どのようにお考えになつてゐるのか。

私は、日本の今の税制というのが、結局はレーガン税制をモデルにして、そこが破綻して出直しが始まつている時期に、日本はそれをそのまま引き続いていくということではまずいのではないかと、思うんですが、いかがお考えですか。

○政府委員(濱本英輔君) 吉岡先生の御指摘、後段の方をお答え申し上げればいいのかと存じますけれども、前段につきましても一言だけ事実として私どもが気になつております点、総理の先ほどの御意向もそういうものを頭に置いていただいているんじゃないかと存じますことは、例えば平均的な給与収入でございます七百万円ぐらいのレベルをとりますと、日本におきましては所得税、住民税合わせまして五十四万円ぐらいの負担になろうかと思ひます。これがアメリカにまいりますと百十五万円、イギリスにまいりますと百五十万円ぐらいの負担になる。そういう意味におきましては、これぐらいの階層におきます税負担は低い。

い。しかし、給与収入がうんと上がつてまいりますと、例えばわかりやすく、非常に高くなりますけれども、三千万円ぐらいでいきますと、日本は千二百万円ぐらいの税金をお払いいただくことになる。アメリカですと一千万足らず、イギリスですと一千万足らずというぐらいの税でございます。

これは両極端を申し上げておるわけでございませうけれども、その中にございます階層というのはかなり急傾斜で累進構造がきいていく。それが一体勤労意欲等はどういう影響を持つのであろうかという問題意識を持つておるということでございませう。

それから、吉岡先生たびたびの御指摘なんですが、さいますけれども、海外進出企業を優遇するということはおかしいではないかという御論議でございます。

生意気なことを申すようですが、先ほども申し上げたこととございしますが、今日日本でもれております租税特別措置といたしまして、海外の投資損失準備金、これは例えば外国の政府などに對します貸付金におきまして、債権として傷んだものがあります場合に特別な措置を講ずるといふようなもの、あるいは経済協力という観点からその企業の活動を推進しようという観点からとられるものと我々は理解してございまして、単なる進出企業の優遇策とは意味を異にしておるということをもう一度お答え申し上げておきたいと存じます。

○池田治君 消費支出の減少について二、三お尋ねします。

昨年三月からことし一月にかけましては消費支出の増減は余り目立たなくて、大体ゼロ水準をどつていたということとございしますが、総務庁がこの二十六日に発表されました一月の家計調査報告によりますと、全国・全世帯の消費支出は一世帯あたり三十一万六千五百二十六円で、物価上昇率を差し引いた実質で前年同月に比べて二・一％

の減少となつております。品目別に見ますと、光熱・通信が一・六％、家具・家庭用品が八・八％、住居費が二・九％、教養・娯楽費が五・二％、教育費が九・三％、食料費においては一・二％の減ということとなっております。

節約は最高の美德という観点に立てばこれも称賛に値すると思ひますが、一般国民は、不景氣風にあおられて欲しい物も買わないでじつと我慢しているのが実情ではないかと思つております。これでは総理の言われる内需拡大という点にも逆行してきますし、また景氣を向上させるために消費の拡大ということもこれはまた反対になつております。生活大綱づくりの方針も出されておるわけでございしますので、総理は、この消費支出が減少したということについていかがお考えか、御所見をお伺いします。

○國務大臣(宮澤喜一君) このような景氣の状況でございますし、殊に、先ほど申し上げましたような資産下落効果というものが消費者自身に、仮にそれが実現いたしませんでも心理的に圧迫感を与えるわけでございまして、賃金決定の傾向を見ても、時間外手当等々が減らされる、あるいはパートの機会が少なくなるといったような、いろいろな意味で消費性向を下げるような要因がたくさん見られます。それはおっしゃる通りに事実であると思ひます。

ただ、私どもは、それは基本的にはやはり経済対策として景氣の正常化を図ることによつて改めていくべきものであろう。こういう状況が非常に長く長く続くということとございしますれば、それはまた減税の問題にもなつていくかもしれません。が、むしろこの一、二年の傾向であるとしたしますと、それは景氣についての経済対策によつて改められるものである。恒常的に消費性向そのものが、所得いかにかわらず、景氣いかにかわらず下がつてきているというふうには考えておりません。

○池田治君 さようでございますか。それは後にしまして、今労働使問では盛んに春闘をやつております。春闘であります。これも経済界の不景氣で、雇用不安ということもございまして時短とか賃上げ、双方の要求ともなかなか思わしくないようでございます。

金庫労働協の妥結を中心にして連合が試算をいたしましたところによりますと、全産業のことしの平均賃上げ率は三・九％以下ではないかと見込んでおります。昨年の平均賃上げ率は四・九％ということとございまして、これは八七年の三・五六％上昇という数字に近い線でございますが、八七年には消費者物価上昇率が〇・五％と物価が安定しておりましたのでよかつたんですが、ことしは物価も一％か二％上昇するんじゃないかと言われております。そうしますと、定期昇給が二・一％前後としまして、物価上昇率二％以上ということと前提をいたしますと、実質賃上げ率はゼロもしくはマイナスという可能性もあると言われております。

そうしますと、消費支出が今申しましたように減少している中において、勤労者の所得が減つてくるということでは消費はますます減少してくることが考えられます。これも総理の言われる勤労者のゆとり、豊かさを実現するという生活大綱づくりとは全く逆行している結果になると思ひますし、また景氣浮揚策としても消費が落ち込むということは余り得策ではないと思ひますが、総理の御所見をお願いします。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほど申し上げたことと関連をいたしますが、このような景氣状況というものの中で労働の交渉の中から賃金水準が決定されていく、これはもとより政府として立ち入るべきものではございせんし、また現実に労働の交渉の中から賃金水準が今決められつづつある。その結果は、見ておりますと昨年のそれよりも確かに下回つておるといふことは事実のように存じますが、これはやはり労働における経済についての見方、考え方等々が反映されてゐるものと思ひま

すが、よろしく願います。

○島袋宗康君 先日の予算委員会で時間切れで質問ができませんでしたので、そこで総理にモザンビークの国連平和維持活動、PKOの自衛隊派遣問題についてお尋ねしたいと思ひます。

政府は、カンボジアに次いで、今度はモンザンビークの国連平和維持活動に自衛隊を派遣することを決定されたようであります。我が国のPKOの参加は、カンボジア派遣で完全に定着したものと見て考えていらっしゃるのか、現在のカンボジア派遣について問題はないのかどうか、お尋ねします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 現在、カンボジアにおいて国際平和協力法に基づきまして平和協力をいたしております。いわゆる五原則というものを前提にいたしているわけですが、ただいまのところ、私自身は五原則は守られておる。パリ協定が破棄されたということもございません。それは十三年も戦争をいたしておりましたから、多少のこととはある、すべてがしんと静まり返るというわけにはいかないだろうということ、これはある程度理解をしておかないといけないと思ひます。

そういう状況の中では、五月の二十何日かに選挙を行うということで、既に四百数十万の登録があったわけでございますし、また三十七万の避難民を国に帰すという、そういう大きな計画も、既に三十四万ぐらゐまでは実現をしたということ等々を考えますと、これはやはり平和協力活動を我々もあそこで行って国づくりに貢献するということは意味のあることであるし、また法の認めた条件にかなうものであるという判断でございます。

○島袋宗康君 まあまあ参加五原則を満たされているというふうな御見解ですね。

そうであれば、ほかの地域のPKOも参加させる方針で、いわゆるこれは歯どめにならない。モザンビークへ派遣することによって、あるいはカンボジアへ派遣することによって、歯どめはもうない、これからはほかの地域にも派遣していくというふうな姿勢になりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは将来のことはまことに予想したいところでございますけれども、モザンビークの場合には既に一九九二年、昨年の十月に包括平和協定ができておるケースでございます。その後の推移を見ておまして、ここにも五原則の適用は可能だということはかなり前から考えておりましたけれども、いかに我々にとつては遠いところ、と申します意味は、在外公館を持っておりません、実態を持っておりませんが、ジンバブエが兼轄しておるということ。したがってこの国の中における状況というのは外交ルートではなかなかわからない。それから邦人は漁業関係者等がこれ五十人近くのようにございまして、そういうことでいかに土地の様子かわからない。その上にさてどのような活動を求められるのかというところが明確でございせんのでした。

したがいまして、先日調査団を派遣したわけでございますが、求められる仕事はいわゆる輸送に ついての調整であるといったようなことがわかってまいりましたし、また在外公館がないということにつきましては、こちらから外務省の関係者を派遣いたしまして、駐在をさせまして政府との関係を維持するということも可能だということがわかってまいりました。また、通信関係につきましてもいろいろなことの可能性がほぼ明らかになつてまいりましたから、そのような任務であれば、殊に輸送調整といったような分野についての仕事であれば、五十名程度の者を行つてもらうことが適当ではないかということをお判断いたしましたわけでございます。

ただ、今後こういうケースというのがたくさん出てくるかと申しますと、どうも必ずしもそうではない。五原則が、つまり関係者の間で停戦協定ができておつて、そして積極的に国連の平和維持活動を望んでおるというような地域というのが、むしろそれよりもっと難しい地域の方が多いように思つております。ですから、今後次々こ

いうことがあらわれるであろうことは予想いたしております。

○島袋宗康君 このように自衛隊を任務で海外各地へ派遣することは、自衛隊法上の本来の任務とは見られないと思ひます。国土防衛に当たる自衛隊と国連協力のための組織は明確に区別すべきではないかというふうな思ひわけです。今後対処される問題については、国連改革を視野に入れたい わゆる自衛隊法の改正も必要ではないかというふう に整理していかないといかぬというふうな思ひ ますが、その辺についてはどうお考えですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先般、国際平和協力法を御審議願ひました、成立をさせていたいただきました経緯の中で、このような行為は自衛隊の本来の 目的を定めております条項ではなく、自衛隊の いわば、附带的という言葉は適當でないかもしれま せん、今何条という条文を私ちよつと申し上げ かねてゐるんですが、そこに規定をいたしまし た。

それは、今後国連がどのような機能を営むこと になり、したがつてそれへのどのような協力が我 が国に期待されるのか、またその頻度はどのよう なものであろうかといったようなことについて、 十分たたいまのところ見通しを立てることが難 しゅうございます。そういうこともございまし た。したがいまして、あのような自衛隊法の改正 をさせていたいただけでございます。

○島袋宗康君 国連安保理事会は、国連平和維持 軍第二次ソマリア活動を展開する決議を全会一致 で採択しましたが、これは事実上初の平和執行部 隊であると言われております。

変質する国連の平和維持活動に対し、今後の我 が国の対応策は従来の五原則で十分か、総理の御 見解を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨日でございますが、 国連安保理事會が決定いたしましたソマリアの国 連の平和遂行というのでございましょうか、ピー スエンフォースメントとしか言つておると思ひ ますけれども、これは事務総長の説明によりまし

したがいましてこれ自身は、政府が何か申すべ きことではございせんが、消費者物価の問題に ついて申しますならば、ただいま前年対比で一・ 二%のところにいるわけでございまして。したが いまして、政府として消費者物価をできるだけ安定 的に誘導するということはこれはかなりの程度政 府の一つの政策目標であり、また政策努力でなけ ればなりませんので、その努力は間違いなく続け てまいりますし、また実現できるものというふう に思つております。

押しなべて申しますならば、そういう結果とし て可処分所得が経済を反映して多少少なくなるあ りいは消費性向が上がらないということは、それ はやむを得ない事実であらうと思ひますけれども、全体としてはやはり政府が経済対策を進める ことによってこのような状況を改善していくとい うのが政府の本来の役割であらうというふうに 私どもは考えております。

○池田治君 経済対策によつて消費減少が防げる ということが早くに効果が出ればいいんですけども、景気浮揚策でいろいろな施策をおやりになつても、株は若干上がったんですけども、その他についてはそれほど目立つて景気浮揚はし ていないというのが現状であると認識してござい ます。

そこで、やっぱり政府も所得税減税をして、勤 労者の懐を豊かにしていただかないと経済は浮揚 していかないのじゃないかと思つております。林 大蔵大臣は、所得税は増税するよりも減税がいい に決まつてゐると、こう言われましたが、財源問 題、そして減税による効果という問題でなかなか 御決断ができないんではないかと思ひますが、消費支 出の減少、春闘での賃上げの実質低下というよう なことを踏まえまして、どうしても勤労者の所得 税減税を思い切つて断行していただいて、生活大 国、総理の言われるような社会にしていきたい と、こう念じております。

時間が来ましたので、答弁は結構でございま

でも、国連憲章第七章によるものであるということとでございすから、今まで国連としてこういう例は私はなかったのだと思ひます。

すなわち、六章によります平和維持活動と違ひまして、場合によりましては武力によつて抵抗を排除するということも含んでおるようございすので、これは今まで国連では恐らくそのような例はなかったと思ひますし、七章に基づくというところはさうであると思ひますが、その間の具体的関連がもう一つ明確でございせん。

でありますので、ただこれはほうつておきますと、とにかく食糧が住民に届かないという状況をアメリカ軍によつて排除をいたしましたのが、そのアメリカ軍が撤退するならばまた同じ状況が起こるということが余りにも明らかでありますので、いわばさういふ意味でやむを得ず国連がそれにかかりましてさういふ役割を担うということになつたわけでございますから、よつて来る人道的な考慮は理解が出来ますが、目的はともあれ、国連が重武装を持つて住民の抵抗を排除する——住民と言つてはいけません、現地の抵抗を排除するといふようなことは初めてのことであらうと思ひます。

我が国の国際平和協力法から考えますと、我が国がこのような活動に参加することは私はできません。いものといふふうに存じます。

○委員長(野末陳平君) 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法改正案について反対の討論を行います。

五年来の所得減税見送りによる実質増税で、国民の税負担はかつてなく高まつています。税負担を軽減するためにも、長引く不況を打開するためにも、大幅な所得減税はますます必要となつていきます。ところが、九三年度税制改正は、国民が求める所得減税を拒否する一方、大企業に対する特別措置について、そのほとんどを期限延長するばかりか、幾つかの新たな制度を新設しているのではありません。

まず、製品輸入促進税制の拡大であります。今まで輸入増加率一〇%以上としていた適用要件を緩め、二%以上あれば輸入増加率に応じて利用できることとしたことは、一層多くの大企業に利用を認めるものであります。また、この制度は我が国企業の海外子会社からの逆輸入にも適用されるものであり、海外進出大企業に対する減税措置ともなつてゐるのであります。

そればかりか、本改正案は、エネルギー使用合理化事業促進税制、特定環境技術開発促進税制、官民共同研究促進税制、ソフトウェア高度化基盤整備準備金制度など新たな租税特別措置を創設しております。これらは地球環境保全、省エネルギーあるいは研究開発促進などを口実にしていますが、結局のところ、新たな大企業向け特別措置にほかなりません。

本改正案はまた、農地集積促進税制を創設し、大規模経営体への農地集積を促進しようとしていますが、これは日本農業を支えている九割の中小農家を切り捨て、少数の大規模経営に農地を集積させるいわゆる新農政を推進するものであります。

さらに、本改正案は、さきの税制抜本改革のときの約束であつた利子・株式譲渡益課税の総合課税化を見送つております。その一方、C.P.などの有価証券に対して有価証券取引税を非課税とするなど、財テク所得に対する課税を見逃しているのではありません。

本改正案には、老人マル優の限度枠を三百五十万円に拡大するなど、一定の改善措置も含まれていますが、全体としては、以上述べた理由から反対の態度をとるものであります。

○委員長(野末陳平君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(野末陳平君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

前畑幸子君から発言を求められておりますので、これを許します。前畑君。

○前畑幸子君 私は、ただいま可決されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、引き続き、公平・公正の見地から税制全般にわたる不断の見直しを進めることとし、特に不公平税制の是正、資産課税の一層の適正化については格段の努力を行うこと。

一 各種準備金・特別償却等の企業関係の租税特別措置については、政策目的及び政策効果の観点から、従来にまして徹底した整理合理化を進めるとともに、各種引当金のあり方等について今後とも検討すること。併せて、赤字法人、公益法人課税について、社会的責任及び公益負担の側面等を踏まえ、その課税のあり方を引き続き検討すること。

一 居住用財産の買換え特例については、昭和六十三年に廃止に至つた経緯に鑑み、地価の動向も含めて実施期間中の適用状況に十分注意しつつ、今後とも、土地政策との整合性を損なうことのないよう留意すること。

一 土地問題の根本的解決へ向けて、適正な地価水準の実現と地価高騰の再発防止が必要不可欠であるとの観点から、土地基本法の理念の下、土地に対する税負担の公平を確保しつつ土地政策に資するため、地価税制度の定着を図るとともに、地価税の創設に伴う増収分の使途については、創設時の論議、その他の諸事情を踏まえ、引き続きその具体的内容を検討すること。

一 利子及び株式譲渡益に対する課税のあり方については、課税の公平・適正の観点から引き続き検討を行うこと。また、いわゆる老人等マル優及び財形貯蓄の非課税制度については、非課税限度額を含むそのあり方につき、それぞれの政策目的及び適切な利子課税体系に配慮しつつ、適宜検討を行うこと。

一 酒類の販売については、未成年者の飲酒防止等の観点から、酒類業界が今後とも適切な対応に努めるよう指導すること。

一 自動車関係諸税については、社会経済情勢等の推移に即応しつつ、そのあり方について幅広く検討すること。

一 複雑、困難であり、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、職務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保等につき特段の努力を行うこと。

一 納税者意識の向上のための啓発活動の充実及び納税者の応接のための庁舎環境の改善など、納税者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(野末陳平君) ただいま前畑君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(野末陳平君) 全会一致と認めます。よって、前畑君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林大蔵大臣。

○国務大臣(林義郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(野末陳平君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野末陳平君) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。林大蔵大臣。

○国務大臣(林義郎君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、関税率等の改正であります。昨年九月の日米乳製品・でん粉等協議の合意に

基づくポテトフレーク等の関税率の引き下げ、石油に関する国内の規制緩和に対応した重油の関税割り当て制度の廃止等を行うとともに、平成五年三月末に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長する等所要の改正を行うことといたしております。

第二は、減免税還付制度の改正であります。

原子力研究用物品等の免税制度について、適用実績がなくなったことから廃止するとともに、平成五年三月末に適用期限の到来するそれ以外の関税の減免税還付制度について、その適用期限を延長することといたしております。

以上のほか、最近における郵便物等の輸入の急増に対応し、輸入通関の迅速化等を図るため、課税価格が十万円以下の少額輸入貨物に対する簡易税率制度を新設するとともに、所要の規定の整備を図ることといたしております。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

国際開発協会、いわゆる第二世銀は、加盟国からの出資金を原資として、特に貧しい開発途上国に対して極めて緩められた条件で融資を行う国際開発金融機関であり、これら開発途上国の経済・社会開発の促進に大きな役割を果たしてきております。

国際開発協会は、設立以来九次にわたり増資を行ってまいりましたが、このほど、今後三年間の融資財源を確保するため、第十次の増資を行うことが合意されました。政府は、開発途上国の経済・社会開発における国際開発協会の役割の重要性にかんがみ、その活動を積極的に支援するため、この合意に従い追加出資を行いたいと考えております。

本法律案の内容は、政府が国際開発協会に対して、従来の出資額のほか、四千七百十五億九百七十四万円の範囲内において追加出資を行い得るよう所要の措置を講ずるものであります。以上が二法律案の提案の理由及びその内容であります。

ります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(野末陳平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本岡昭次君 法案そのものに特段私は問題を持っていませんので、税関の業務の問題について質問をしておきます。

まず関の方から申し上げます。税関の関税機能の中で、一番重要な問題になってきつつあるのが麻薬の問題だと思えます。麻薬、覚せい剤等の乱用問題は、これは世界的に深刻な様相を呈してきております。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕

日本においても不正薬物の使用が非常に問題となつております。今麻薬問題はいろいろな報道、テレビを通して世界の様子として我々が知ることができ状況にあります。この日本を麻薬汚染国としないためには、税関の水際での取り締まり、これが極めて重要だと思っております。

私の手元にある資料によりますと、一九九二年の密輸摘発実績を見ますと、コカインが前年の倍増となつてゐるのを初め、不正薬物全体で七二％の増、末端価格で実に二百三十五億円分を摘発しているというふうになっております。しかも、世界の麻薬組織が日本を麻薬販売のターゲットというところで、虎視眈眈とねらっているというふうな情報もあるようであります。

果たして、水際で麻薬持ち込み、不正輸入といったものを完全に阻止ができるのかという問題に危惧を感じます。密輸の手法も年々悪質巧妙化してゐるのではありませんか、税関では最近のこのような情勢にどう対応しているのかということについてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(米澤潤一君) 社会生活の安全を脅かします麻薬、覚せい剤、銃砲等のいわゆる社会悪物品の取り締まりというのは、これはやはり水際

においてその流入を阻止することが極めて重要であると私どもその責務の重要さを痛切に認識いたしております。

最近におきます摘発実績を見ますと、先生御指摘のとおり、平成四年の押収量は全体に増加しております。特にコカインの押収量は前年に比べましてほぼ倍増いたしております。こうした背景には、国際麻薬犯罪組織が日本をターゲットとしてコカイン等を密輸入しているといったことをうかがわせる事犯もございます。それからまた、旧ソ連の崩壊に伴ひまして、向こうの社会経済情勢の混乱により銃砲や大麻といったものが日本に流れてくるといった危険もございます。

それからまた、密輸入の手法といったものもますます悪質巧妙化いたしております。例えば最近摘発しました事例を見ますと、入国旅客が携帯してきた事例でございますけれども、ボウリングのボールを半分に割つてその中にコカインを隠していたとか、それからコンテナの奥を二重底にいたしました。竹製品の入ったコンテナの奥に百十キロの覚せい剤が隠されていたとかいった大変巧妙な手法が出てきております。

そこで、税関といたしましては、こうした不正の薬物等の水際取り締まりを強化するために、考えられます水際の守りというのは私ども大きく分けて四つあるんだらうと思ひます。

一つは旅客でございます。旅客が自分で運んでくるといったケースが非常に多いでございます。それからもう一つは商業貨物でございます。それからもう一つは、意外に郵便物というのが多いのでございます。それからもう一つは、クラシクな密輸でございますけれども、船員が夜陰に乗じて船からおろす。

大体大きく分けましてこの四つの想定されるルートがございますので、それぞれごとに、まず一番はこれは情報収集機能の強化でございます。それからハードの面では取り締まり機器の充実でございます。エックス線の検査装置でありますとか麻薬探知犬、これが非常な威力を発揮いたし

もちろん、このためには仕事自身非常に効率化する必要がございます。考えられる限りの、例えば日常業務はなるべく電算機で処理して、余ったパワーを情報収集であるとか実際の取り締まりであるといった、まさに機械ではできない部分に人間のマンパワーを投入するといった重点化、効率化を図りますとともに、こうした努力をしてもなお必要となる要員につきましては、当委員会におきましていただきました累次の附帯決議の御趣旨にも踏まえまして、厳しい行財政事情のもとでございましてけれども、関係方面の理解を得ながら要員の確保に最大限の努力を図っているところでございます。

それから、これは神戸税関の麻薬大エルフトロッキーというんです。新聞にこういう麻薬大が活躍しておるといのが載って、いかに税関が頑張っておるかというのを報道しておるんです。こういう麻薬大を扱う職員の皆さん。しかしあるもの本によると、コカインとかそういうものは粉末だから要するに麻薬大がきざぎざに分けられるけれども、

そういうことで、実にこれは際限なき厳しい闘いになってくると思いますが、日本を絶対に麻薬に侵された国、汚染国にしてはならないわけであります。したがって、日本の将来のことを考えてみても、税関の関税機能の中の、密輸といつてもそのほかのものもありますが、特に麻薬、覚せい剤、この問題に対して水際で闘ってくれている税関の職員の皆さん、一体何人おればいいのかという問題は大変なことになると思うんですが、少なくとも現状では十分ではないというのが実際税関に働いておられる皆さんの要望であります。

だから、そういう意味で、水際で完璧な阻止が可能な不可能かという議論がありますけれども、これはやはり可能なまで阻止できる状況を確保し、国民が安心しておられる状態をぜひともつくつてもらわなければならない、こう思うんです。

○**国務大臣 林義朗(君)** 水際における作戦は大変なものだと私も思っております。

私も大臣就任以来、一遍ほど実はアメリカとヨーロッパにG7のことで行つてまいりました。

ことしも 関西新空港の方の關係でも人がふえましたけれども、特にこれからの税関の業務というのは、今のお話のようなものに重点的に配慮していかねければならない、私もいろんなところで一生懸命努力をいたしたい、こういうふうと考えております。

おかげさまで、そうした努力が実りまして、もちろんそれで百点満点ということでは決してございませんけれども、平成五年度におきましては画期的な百七十一人の純増というものが認められました。これは平成元年度の消費税導入のときの百五十五人を上回ります、実に昭和四十七年までさかのぼるほどの画期的な増員でございまして、こうした増員を認めていただきましたからには、私

〔理事竹山裕君退席、委員長着席〕
参考までに去年の参議院大蔵委員会の附帯決議を見ますと、「中長期的展望に基づく税関職員の見員の確保はもとより、その他改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと」、「特段」という言葉を入れて附帯決議を政府に対して上げたということがあるわけですが、今定員の確保百七十一名ですか、それだけの増員ができたということで、政府の方も附帯決議の約束を果たしてくれて本当にうれしく思います。

○政府委員(米澤重一君) 職員の処遇に關しましては、税関の業務内容の特殊性、高度な知識、経験、技術を要するという点を踏まえまして、従来から上位の級別定数の拡大に努力してまいりました。それからまた、特殊勤務手当の拡大、それから職場環境の改善等に総合的に努力してきているところでございます。

特殊勤務手当につきましては、これは法令上、

「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。」ということになっておりまして、税関におきましては一定の業務に従事する職員に対して犯罪取締等手当を支給いたしております。

具体的には、税関職員が令状等に基づいて船内捜索に従事した場合、これは昭和四十六年度からでございますが、これに加えて、平成二年度からは麻薬探知犬取り扱いに従事した場合、それから平成四年度からは令状等に基づく麻薬、銃砲等に係る居室、事務所等の捜索に従事した場合というふうに加えてきています。

それから、お尋ねの寮、宿舎につきましては、これは政府全体の配分の問題でございますけれども、まさにその場所に勤務していなければならぬという官署がいっぱいございますので、その特殊性については宿舎当局のかなり好意的な御配慮をいただいているところでございます。

○本岡昭次君 特殊勤務手当の問題は努力してもらっていることを今聞かせていただきましたが、先ほど言いましたように、完璧な水際の阻止可能な状況をつくっていくために、そしてすぐれた職員を養成していくためにもさらにひとつ努力していただきたいということを要望しておきます。

それから、先ほど百七十一人の要員の増があったということは、その理由のもう一つの問題に関西新空港の開港ということもあるんじゃないか、こう思っております。平成六年の夏ごろに関西新空港が開港予定されています。この関西新空港の貿易量及び出入国者の予想というふうなものが、大阪税関長の私的諮問機関である関西新空港と地域社会に関する税関行政懇談会というんですか、私もその資料をいただいずと読ませていただきました。

それを見ると、平成二年の数字を使って、輸出に關しては約七兆四千億、現在の大阪国際空港、伊丹空港と呼ばれているその約八・七倍、成田空港の約一・六倍と想定しています。また、輸入についても約四兆四千億、伊丹空港の約四・四倍、成田空港の約〇・六倍、こういうことで大変大きな空港ができるんだということがわかります。

また出入国者数についても開港時点で二百九十万人というふうに見込まれていて、成田空港よりもやや規模が小さいですが、ほぼ同じぐらいの出入国者を予定している。こういうことなんです。この税関行政懇談会の報告書のような形になると想定しているんですか。

○政府委員(米澤潤一君) 御指摘の関西新空港と地域社会に関する税関行政懇談会と申します、これは大阪税関長の私的諮問機関ということで発足いたしました。平成三年の五月に「関西新空港と地域社会に関する税関行政懇談会報告書」というのをいたしました。

その中に、先生御指摘のとおり、「平成六年に関西新空港が開港すれば、その貿易額は現在の大阪、神戸両港を合わせた貿易額に近いものになると見込まれる。」という記述がございまして、現在の大阪、神戸両港の数字を合わせますとたまたまおっしゃいましたような数字になります。それから、出入国者数につきましても、関西空港株式会社が昭和六十一年の四月に出しました開港時の需要予測というのがございまして、これによりまして二百九十万人、こういうふうになっております。

空港の滑走路が一本でございまして、一本の滑走路の場合、マキシマムな離発着回数というのが大体十六万六千回ぐらいと言われております。それをもとに理論計算いたしますと、ちよつと金額にはなかなかしにくいのでございまして、けれども、理論計算いたしますと一定の数字が出てまいります。まさにマキシマムを使った場合の理論値といましては、大体成田のちよつと下ぐらいの数

字という数字はあるのでございますけれども、問題は需要の方がどれだけ出てくるかということでございます。そのマキシマムのキャパシティにどんなペースでふえていくかどうかということ、経済の予測にも関係いたしますし、それから、具体的にには実際に乗り入れるエアラインの需要がどれだけあるかということによつてまいります。

ですから、遠い先の、本当に将来の滑走路が満杯になるキャパシティとしてはおっしゃったような数字はございすけれども、それにどんなペースで到達していくか、それからまた、開港時にどれだけのお客さんがあるかということにつきましては、これはなかなかちよつと推計しにくいところでございます。当面の問題といたしましてはやはり開港時の姿を押さえていくことが大事だろつと思ひます。これはもはや一年何がし先のことでございますから、推計といったような悠長なことではとてもおれが大きくて困りますので、もはや具体的に積み上げていく段階ではないか。

それで、この積み上げにつきましては、エアラインがこれからどう入っていくか、これが実はまだ決まっております。これからだんだん運輸省の方が国際交渉をなさいます、まず相手国政府と乗り入れの航空協定のあれをなさいます。それから、それができまると今度はIATAを通して各エアラインと具体的な時間割りのようなもので積み上げていける。そうしたものをこれから夏の概算要求の時期、それから、概算要求の時期にはまだかたまっておりませんので来年の予算決定のとき、さらには来年の夏と言われております開港の直前にまた見直すといったようなことで積み上げてまいりたいと思ひますが、いずれにいたしましても御指摘のような数字は遠い将来の問題としてはとちよつと、当面の数字としてはちよつとそこまでの需要には到底いかないのではないかと思っております。

○本岡昭次君 よくわかりました。

それで、ここは二十四時間自由に通過処理することが可能な空港というんですか、そういうものになるということも聞いております。そしてまた、成田空港並みの規模にするということから、航空貨物の物流の迅速化を図るために航空貨物ターミナル構想というふうなものが成田空港と同じように、ここにある六甲アイランドとか大阪南港、りんくうタウン、泉北六区、こんなところに挙げられている。要するに、物流の迅速化のために航空貨物ターミナルに通過機能を持つということですね。ということがあつた。

そういうこと等を考えてみると、二十四時間空港、それから今言いました物流の迅速化のためにということ、これは税関の職員の対応もかなり大変なことになるんじゃないかというふうにも思ひます。また的確な、適正配置というんですか、そういうものがなければかなりの負担増になるんじゃないかというふうなことを心配するんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(米澤潤一君) 関西新空港の構想の段階で二十四時間運用というものを可能にするようにということが言われております。ただ問題は、実際のエアラインの時間割りの張りつけで果たして二十四時間張りつような需要があるかどうかということ、それからまたアクセスの問題もいろいろございす。ですから、いつの段階で二十四時間運用ということにだんだんなっていくか、それを見ながら対応を考えてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、今でも成田にいたしましても、もちろん離発着時間は二十四時間ではございせんけれども、少なくとも八時間ではございせんので、これは直勤務でちゃんと必要な人間を一定の勤務時間の中にはまるように運用いたしております。ですから、その直がたぐさん必要になるようなことがございしたら、それだけの必要な人間はいかにしてでも配置していかねばならない、こういうことでございします。

○本岡昭次君 最後に、地方空港の問題も伺っておきます。

これも毎年議論になるわけで、地方空港の税関空港化ですね。チャーター便が飛ぶとかあるいはまた現在の国際空港では間に合わないのだから地方空港から国際便が飛ぶというふうなことがあるわけですね。その対応はどうしているのかというのと、それらの近辺の国際空港から要員が回っているんだということ、大変だということにずっと思っているんですが、そのことについても、「税関業務の運営等に関する行政監察」報告ですね、平成四年八月、総務庁が行っていますが、この中にもその趣旨のことが明記されているわけです。

「業務量が急増し、かつ、日曜日等における勤務の必要のある地方空港等の官署については、それら業務の実態を踏まえた要員配置を行うこと。」とか、あるいはまた「出張所及び監視署の配置について、地方空港の国際化等への対応、物流、交通事情等の変化を踏まえ、その見直しを行うこと。」というようなことで、総務庁も新しい国際化という問題を踏まえての報告がなされているわけですが、こうしたことについて、従来からも努力するという御答弁をいただいているんですが、この報告は見直しをせよと言っているわけ、従来のように応援に行く体制を強化するとかいうことと違って、やっぱり地方空港の税関とかいう問題も新しい観点に立って見直せということじゃないかと私は思うんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(米澤潤一君) 地方空港、特に税関空港になっております地方空港の離着陸状況というのは、空港によって随分違います。それで、毎日のように入ってくるのはよろしいのでございますけれども、それに対応して人員を配置いたしておりますが、大部分の空港は特定の曜日に集中しているとかあるいは週のうち飛行機が入ってくる日と入ってこない日がある、そういうところがございますので、非常に全体として厳しい定員の中でございますから、ピーク時に合わせて必要

人員をべたに配置するというのもこれまたなかなかむだなことではないかと。そこで、やはり賢明な人員配置ということからいたしますと、ある程度応援といったことによらざるを得ないと思えますので、問題はいかに応援を合理的にやるかということではないかと思えます。

そこで、私もこの監察を受けてということだけでなく、私も自分たちでも考えてきたこととでございますけれども、最近、この応援の体制について、一つは、応援するものの方、大体もとの官署というのは海を隔えている官署でございますので、そこに例えば要員船が入っているとか、そちらの取り締まりの需要もありますから、総合的に考えて、両方見比べまして、例えば空港の方からチャーター便でお客さんの素性がもう全部わかっていて、余り密輸のリスクのないような地域から飛んできた地元の方のチャーター便だということなどはそれはそれと見なくていいんじゃないかというふうな一種のリスク判定をいたしますというところで、その場合には応援する人員を最小限にとどめる。

それから、また一方で飛行機は入ってくる。しかし応援しようにも応援するものの方もちやうどそのときピークと重なるといったようなときがあります。そういうようなときには、今度は玉突き応援と申しましょうか、応援するところへまた近くから応援するというようなことで、人員を最も効果的にオペレートする。

それからさらには、近いところであるということになりますと、近いところというのは必ずしも大きな所帯とは限りません。やはり大きな所帯の方が応援するにも効率がよくございます。例えば、北海道の例でございますけれども、もはや近いところというのではなくて、飛行機を使えば、千歳から飛んでいく。その方が経験もあるといったような、いろいろ工夫をしているところでございます。

○本岡昭次君 終わります。
○前畑幸子君 私は、IDAの第十次増資の経緯

についてお聞きしたいと思います。

昨年四月に行われました世界銀行・IMFの合同開発委員会において、環境と開発という関係に大変焦点が当てられたわけですが、この国際開発協会の第十次増資では環境問題にも十分配慮をするため、いわゆる環境増分イコール環境対策面への追加的資金というものについて検討することが合意されていると思えます。

これは開発途上国に提供する地球環境保全というために資金を別枠扱いとするもので、環境対策的な側面を全面に打ち出したものであったと思っておりますが、その後の経過を見ますとこの別枠扱いが実現しなかったように思うわけです。その見送られた理由と、それから地球環境問題に対するIDAの役割について見解を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(中平幸典君) ただいま御指摘がございましたように、世銀、IDAを通じて環境問題に対する配慮を強化していくということが今回の増資に当たりましても合意をされたわけでございます。そして、これももう一つ御指摘がございましたように、IDAの第十次増資に当たりまして、環境に対する配慮を重視すべきであるという立場から、増資の規模を決める際に環境分というものを設けてはどうかという議論があったことも事実でございます。我が国といたしまして、この環境増分というふうなものは検討に値する一つの考え方であるというふうに考えております。

その後、数回に及ぶ増資交渉というものが行われたわけでございますが、その過程におきましてこのような増分を設けるか否かにつきまして各国の間で意見が分かれたわけでございます。資金が枯渇する時期が迫っておりますということもございまして、早期に増資の合意に達するためには環境増分というものを設けるといいうのではなく、環境問題への取り組みはIDA融資の全般を通じて一層強化していくということといたしまして、この増資についての合意にこぎつけたという

わけでございます。

それから、ただいま地球環境問題に対してIDAはどのような役割を果たしているかという御質問がございました。

御承知のとおり、地球規模の環境保全につきましては、先進国と途上国が共同いたしました平成三年五月に地球環境ファシリティー、GEFというものを創設したところでございますが、世銀、IDAは地球環境ファシリティーの事務局といたしまして基金の管理を行いますほか、GEFにおける融資案件につきましてもその審査や実行等に当たって中心的な役割を果たしてきているわけでございます。

○前畑幸子君 実は、私のところへ「地球の友」というところからIDAに対する大変批判的な、IDAの姿勢は問題があるというファクスが送られてきたわけです。

それを見ますと、ナルマダム計画に対して八七年度本格着工以前から現地住民及び国際的環境団体による反対運動が起こっていたにもかかわらず、世銀は融資継続をしている。ことしの一月末には警察部隊が八度にわたって住民をねらいつけるというふうな発砲事件まで発生しているというところなんです。

私、このナルマダム計画というののに対するちよつと資料がまだ手に入っていないんですけれども、その計画のいきさつと現在の状況を少し御説明いただけませんか。

○政府委員(中平幸典君) ナルマダム計画と申しますのは、インドの中部におきますナルマダ川流域総合開発計画の一環といたしまして、グジャラート州にかんがい、発電を目的とする多目的ダム及び水路を建設する、そういうプロジェクトでございます。

そこで、これに對しまして世銀、IDAは、本プロジェクトにつきましてもダム及び電力プロジェクトに三億ドル、水路プロジェクトに一億五千万ドルを供与するというのを、もう大分前になりましたが、一九八五年の三月に承認をいたしました

た。

その後、ただいま御指摘のありましたように、住民移住の問題、環境の問題というのが出てまいりました。そして、世銀、IDAの総裁でございましたコナブル氏の決定によりまして、一九九一年の六月に、住民移住問題及び環境問題について、独立の委員会、モース委員会と云っておりますが、これに検討を依頼いたしました。そして、昨年の十月の理事会におきまして、このプロジェクトの移住面及び環境面の問題点について指摘をいたしました。また、独立委員会、モース委員会の報告を受けまして、検討をいたしました。

その結果、当面この融資は継続しつつ、移住、環境問題にかかわる改善について包括的なレビューを行う、そして、その包括的なレビューの結果を踏まえて、さらに融資継続の適否を検討するということが決定をしております。

いずれ近いうちにこの包括的なレビューの結果が出てまいりますので、これを踏まえて私どもとしても慎重に対応していく必要があるというふうを考えております。

○前畑幸子君 説明書の四ページの「IDAの増資規模と我が国の出資額の推移」を見ますと、第六次あたりからほとんど世界第二位の地位にあり、最近ではシェアも二割を超す大変多額の出資をしているわけですが、今の世銀、特にIDAが融資するプロジェクトは、成長とか貧困の撲滅、環境保全という文句とは裏腹に、このナルマダ計画に代表されるような社会的にもそして環境的にも深刻な問題を残しているのではないかと、現在国際NGOによるIDAに対する増資に待ったというキャンペーンが展開されているというのですが、本当でしょうか。

○政府委員(中平幸典君) このIDA融資につきまして、融資の対象となるプロジェクトの環境等に対する影響につきまして批判的な御意見があるということは私も承知をいたしております。

私も、こういう御意見にも十分耳を傾け、注意を払っていく必要があるというふうに考えておりますが、IDAはこれまで途上国の貧困緩和や環境保全に対する支援に努めてきたところでございまして、今回の第十次増資に当たりましてこの努力を一層強化していくということが合意されているわけでございます。

なお、ナルマダダム問題につきましても、私も、我が国といたしまして、このプロジェクトの進捗には、住民の相当数の移転に同意すること及び包括的な環境行動計画の策定が完了することという条件が満たされるべきであるという立場でございまして、こういう主張を理事会でもしてきているところでございます。

○前畑幸子君 これ「エコノミスト」にも、鷲見先生という方が「放過経営の危機に直面する世界銀行」と、世銀のあり方に対して大変厳しい見方をしているわけですね。私たちの尊い税金をこうして後進国のために使うわけですから、やはり喜んでいただくような使い方をされないことには、私たち国民としても本当に情けないことだと思いますので、気をつけていただきたいと思います。

それでは、このIDAに対する我が国の追加出資の払い込みというのは三年均等分割の出資国債で行うということになっておりますけれども、各年度の現金償還見込み額というんですか、それが各年度の一般会計歳出予算の国債費の出資国債償還財源国債整理基金特別会計へ繰入の中に一括で計上されているわけですね。ほかのものも入っているわけでは、この国債費の項目の中には国際金融機関の出資分も含まれているわけですね、あくまで現金償還見込み額ということですから、どこのぐらゐの現金償還が各年度行われているかというものはこの予算書の中からは数字的にはわからないわけですね。

○政府委員(藤井威君) 過去のIDAに対する増

資分で払い込みが行われたものにつきまして、IDAから我が国に償還の請求がございまして、先生の御指摘のとおり、国債費で計上いたしております償還費の中からそういう要請にこたえておるわけですが、現実にはIDAに対して幾ら償還したかというのは過去の分については当然数字がございまして、

今御審議いただいております第十次の第九次増資に係る現金償還実績は、例えば平成二年度分につきましては六十八億四、三年度は三百五十九億四、合計四百二十八億円でございまして、

○前畑幸子君 第九次増資の追加出資額である四千三百三十一億円の実績というものは、今おっしゃった二年と三年と、そうするともう一年残るわけですか。

○政府委員(藤井威君) 今、実績というお話でございまして、二年と三年の終わりました年次、決算が確定しておりますので、その数字を合計四百二十八億と申し上げました。

もちろん全体としては四千三百三十億円でございまして、まだ残っております。平成四年度は予算上は八百三十一億円を計上しております。五年度は九百六十五億円を計上して、現在御審議をお願いしております予算の中に含まれております。

○前畑幸子君 それから、IDAにおける我が国の投票権シェアが、ほかの比べますと何か低いような気がするんです。発言権をあらわすこれは指標であると思うわけですが、一九九二年六月末現在で九・九七%となっているわけですね。出資シェアの二〇・一八%に比べると、何かそこには、ほかの世銀などの割合から見ますと発言権が保障されている数字がちょっと合わないような気がいたしますが、その辺はどういうことでしょうか。

○政府委員(中平幸典君) ただいま御指摘の数字はそれとおりでございまして、我が国の出資シェアが投票権のシェアと比較した場合には、出資シェアに比べまして投票権のシェアが低いという

のはそれとおりでございます。

これは、IDAにおける投票権というものを配分する場合に、出資額の小さい発展途上国にも一定の投票権を確保するという観点から、投票権を算定するに当たりまして、出資額に比例する部分、すなわち比例票のほかに出資に関係のない基礎票というのを設けて、これを加盟国に平等に配分しているというのが一つ。それからもう一つは、先進国と発展途上国の間で比例票の算定に当たって差を設けて、途上国の投票権が余り小さくならないように、こういう配慮をしていることがこの背景にございまして、我が国のように出資額の比較的大きい先進国につきましては、出資シェアに比べて投票権のシェアが小さくなっておりますという事情があるわけでございます。

○前畑幸子君 そうしますと、ほかの世銀などと違って出資割合と投票権というものが比例しないということなんですか。

○政府委員(中平幸典君) 世界銀行の場合におきましても、それからIDAの場合におきましても、あるいはその他アジア開発銀行等の地域開発金融機関におきましても、考え方としては、出資に比例した投票権の部分と各国に平等に配分する基礎票、こういうものを両方足して各国の投票権にする、そういうやり方は同じように行われているわけでございますけれども、御承知のようにIDAの場合には原資となります資金は出資金しかございませぬものですから、次々と三年ごとぐらゐに増資を重ねてきておりまして、その出資というものは圧倒的に先進国が出資をいたしまして、そして非常に貧しい国に融資をする。そうなりますと、投票権はそのまま置いておきますと先進国の投票権がどんどん大きくなりまして途上国の投票権が小さくなっていく、こういうことが懸念されるわけでございます。

そこで、全体として途上国の投票権が余り小さくならないように、そういう工夫をいたしまして、そのために、一つは先ほど申しましたように基礎票の部分の大きさを大きくすること、それから

もう一つは、比例票の算定に当たりまして途上国と先進国で差をつけるというやり方をしたいとおもいます。ただいま御指摘のありましたように、世界銀行と比べましてIDAの方が出資シェアとの間の差が非常に大きくなっておるといふことはそのとおりでございます。

○前畑幸子君 八ページに、一九九〇年度でいきますと、農業・農村開発などが大変なウエートを占めていた。それから教育も大変なウエートを占めていたわけです。時代とともに必要とされる融資承認額が動いてきていますけれども、九二年度を見ますと、ノンプロジェクトというのが二〇％、それから人口・保健・栄養というのが一〇％、農業・農村開発はそれなりのウエートを持つていて、このノンプロジェクトというものが九〇年から九二年度にかけまして三倍近い伸びをしているわけです。この辺のことをちょっと御説明いただけませんか。

○政府委員(中平幸典君) 世界銀行もIDAも、もともと途上国におきまして生産設備あるいはインフラ整備等の開発プロジェクトに対する融資というものを基本として業務を行ってきたわけでございますけれども、近年、経済成長を達成するためには、開発プロジェクトの実施に加えまして、経済全般を効率化して資源が有効利用できるような経済の構造調整を図る必要があるということが指摘されるようになってきて、IDAにおきましては、一九八〇年から通常のプロジェクト融資に加えまして途上国経済の構造調整努力を支援するためにいわゆるノンプロジェクト型の融資を実施してきております。

具体的に申しますと、借入国が経済構造調整のためのいろんな施策を実施するという条件にいたしまして当該国に対してプロジェクトベイスではなしに経済開発に必要な資金というものを供与する、そういうやり方をとってきております。それが全体で一九九二年度、世界銀行の年度です。それから六月まででございますが、その年度におきましては全体の約二割になっていると

いうのが現状でございます。

○前畑幸子君 世界銀行をめぐるしまして、世界銀行の内部資料でワッペンハンス・レポートというのが出ていますけれども、これによりまして、今までのそういうプロジェクトに対する失敗率が三七・五％ということで、三件に一件は失敗しているという結果が出ています。日本は世界銀行に対してアメリカに次ぐ第二位の出資をしているわけですが、世銀に対して日本もこれから責任ある役割を果たしていかなくないかと思っております。この辺の失敗率に対しての御見解はいかがでございますか。

○政府委員(中平幸典君) 世界銀行、IDAは途上国の開発を支援するために融資業務を行っているわけですが、その業務がおっしゃいましたように有効に効果を上げていくということが重要でございます。果たして世銀、IDAの行っております融資がそういう効果を上げているかどうかということを内部で検討してきているわけでございます。

その一環として行われました世銀内部の評価によりますと、一九九一年度に完了したプロジェクトにつきまして、向こうの内部では、コストに対してどれだけ収益を上げているかという指標でございまして収益率が一〇％に達していないようなプロジェクト、これを不満足と、こう言っております。そういうプロジェクトが確かにこのところふえてきて、九一年度に完了したもののについては全体の三七％に達しているというのは御指摘のとおりでございます。

このような状態になっている理由としては、一次産品価格が低迷しているといったような外的な要因もございまして、世界銀行自体としてプロジェクトの審査、管理能力、そういうものをさらに向上させる必要があるのではないかというように自省、反省をいたしておるところでございます。

私どもとしては、世界銀行、IDAの中でこういう実際にやっておりますプロジェクトを分析し

て、問題があるならば問題があるということを指摘をし、そしてそれに対する対応をみずからインシアチブでやっていくことは健全なことだと考えております。私どもとしても、ただいま御指摘のありましたように、貴重な国の金を出資をするわけでございますので、世銀、IDAの出資が所期の目的を達成するように、こうした議論には建設的に参加をしたいと思いますというふうな考えでございます。

○前畑幸子君 ぜひお願いしたいと思っております。我が国の経常黒字が九二年度には千七百七十六億ドルという最高に達したわけですが、一方、民間の対外直接投資の方は八九年をピークにほとんど減少している状況にあるわけですが、このため黒字をどのように還流させていくかということが我が国の重要な政策課題となつてきているような気がいたします。

こうした中で先日、一月十五日に森通産大臣が日本・EC閣僚会議に出席して、プリュッセルでこれまでの倍に当たる総額千三百億ドルをこれから五年間にわたって新たな資金還流計画構想として発表されたと思っております。その中に、世界銀行など国際機関への拠出金の増額とか、環境保全や開発途上国の産業構造高度化につながる円借款の充実とか、それから日本輸出入銀行の途上国向け融資の大幅な拡充などというところをおっしゃっているわけですね。また、一月二十八日には、総理も衆議院の予算委員会の中で、新たな資金還流計画の必要性を発言されたと思っております。

こうしたことを考えますと、政府におきまして今度の検討状況といたしまして、資金還流計画の目標額をどのようにされるお考えでしょうか。

○政府委員(中平幸典君) ただいま御指摘がございまして、我が国の経常収支の黒字というのは昭和五十六年度以降かなりの期間にわたって続いているわけですが、他方、我が国の外貨準備高は平成元年四月に千三億ドルに達した後、近年はむしろ減少しております。現在は六百九十億ドル程度になっているところでございます。

す。民間が輸出等によって得ました外貨は、民間企業による海外への投資でございまして、かあるいは銀行の海外からの借り入れの返済という形で海外に戻っているわけでございます。このような形で資金は市場を通じて国際的に循環をしているわけでございます。

他方、世界の資金フローを見ますと、先進国相互間の場合にはマーケットを通じて比較的円滑に資金が流れてまいりますけれども、開発途上国に対する資金フローを確保するということは引き続き重要な課題になっているわけでございます。

そこで、我が国が国際社会において果たす役割に対する期待が高まっている中で、我が国から開発途上国に対して資金フローを確保するということは、我が国の国際貢献の観点から極めて重要であると考えておまして、途上国の資金ニーズがどこにあるか、どういう資金ニーズに対してこたえていくことが望ましいかということを念頭に置いていただいま幅広く検討をいたしているところでございます。

○前畑幸子君 資金還流計画よりも市場開放した内需拡大をすること、それによって黒字削減を優先するように求められているわけですから、新たな資金還流計画に対する欧米の見方というのは必ずしもいい目ではないような気がいたします。その辺が、何のために資金還流をするのかという理念をきちっと持っていたいただきたい。

今度の新たな資金還流計画の理念について、最後に大臣の御見解をお聞きして終わりたいと思っております。

○国務大臣(林義郎君) 資金還流計画と申しますか、私は国際経済、特に国際金融の中におきまして考えなくちゃいかぬのは、一國の経常収支が余りにも過大であるというのは、やっぱり世界的なバランスを逸することになるんだらう。かつてIMFがアメリカのドルを中心としたしまして固定平価制ですと動いておりましたときには、日本も随分言われたんです。経常収支の赤字に悩んで

いる、赤字国はいろんなことをやらなくちゃいかぬ、こういうことがありました。

しかし、その後変動相場制になりましたり、国際経済理論の中におきましても、一国の経常収支の赤字があるならばどこかに経常収支の黒字があるわけでありまして、世界が全体としてバランスを持って発展していくためには、一国だけのバランスというものを考えてやっておつたのではない。世界全体の発展を図るためには経常収支のおのずからなる節度がなければならぬだろうと思つております。

もちろん、経常収支というのは貿易と貿易外の観点でありますから、お話のように貿易についてのいろんな形で輸入拡大を図っていくことであるとか、あるいは貿易外の受け取り、支払いの関係を改善していくとか、いろんなことを私はやっていくことが必要だろと思ひます。思ひますが、やはりそういったことに対する政策努力というものをお私たちがやっていかなければならぬと思つておるところであります。

かつての六百五十億ドルというようにときにやりましたのは、中南米諸国に対して、金がないからと、こういうことでありました。今どこに金を回していったらいいの。私はやはり発展途上国に金をいろいろ回していくことによって経常収支の黒字を縮小するというのが大体の大きな筋だろうと思ひます。しかしながら、これはノーマルな形ではなかなかいかない。政府援助というような格好が必要でございますから、一体そういったものをどうしていくかというのを私たちは基本的に考えていかなければならない。

世界全体をどう発展させていくか、日本の国際的貢献をどう発展させてやるかというところに私はこの基本的な問題があるように考えておるところでございます。そういった観点からいろいろと勉強させていただいております。サミットがありますし、総理もアメリカへ行つて日米会談をやられます。恐らくそういった中で日米間の貿易の關係と世界経済の中においてどんな形でやってい

くかという話もしなければならぬ、またしていきべきだろう、こう思つておるところでございます。すので、そういったことも踏まえまして努力をいたしたい、こういうふうな考えておるところでございます。

○牛嶋正君 私は、今問題になっております関税率法及び国際開発協定に関する法律に特段の意見がございせんので、いただきます資料に基づきまして若干御質問をしてみたいと思ひます。

まず最初に、関税率法でございますが、日米の農作物の十二品目合意の中で二品目選ばれて今度税率の引き下げが行われているわけですが、現行の税率はコーンフレックもポテトフレックも二五％ですが、引き下げられた税率は一六・二％と二〇％、こういうふうになっております。こういった税率の改定が行われる場合、どのような要因が考慮されてこういう差が出てくるのか、そのあたりからまず御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(米澤潤一君) コーングリッツとポテトフレックにつきましては、昨年九月の日米乳製品・でんぷん等協議の交渉の結果の合意に基づいて関税率を引き下げることとしたものでございます。

それで、具体的にどう下げるかという点につきましては、各品目の国内産業保護の必要性と、それから相手国の関税引き下げ要望との綱引きと申しましうか、そういうことを総合的に勘案いたしまして交渉の中で決まりましたものでございます。

具体的には、コーンフレック製造用コーングリッツにつきましては、現行税率から三五％のカットということで一六・二％、それからポテトフレックにつきましては、そこまでのカットが日本として譲れないということで二〇％カットということで、頑張つて二〇％ということで決まりました。

○牛嶋正君 次に、重油の関税割り当て制度が廃

止されました一般税率に切りかわつていったわけですが、その説明の中で、「硫黄含有量により新たな細分を設ける」とされております。この「硫黄含有量」という基準ですが、この中に環境の問題というものが要素として入っているのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(米澤潤一君) 現在の関税割り当て制度のもとにおきます輸入というのは、国内生産では不足する火力発電向けの低硫黄重油がほとんどでございます。一方、その他の高硫黄重油につきましては、国内需要を上回る生産が行われておりまして、無秩序な輸入を抑制していく必要がございます。したがつて、石油製品の適切な需給バランスを確保して、需給に見合った安定的な供給を図るために、需給状況の異なる低硫黄重油と高硫黄重油とは区分して税率を設定するようお願いしているものでございます。

したがらして、このように今回の改正は国内における重油の需給状況に主として対応したものでございまして、先生御指摘のように、低硫黄重油には相対的に低い税率を、高硫黄重油には相対的に高い税率を設定しているわけでございますから、低硫黄重油の輸入を促進するということによつて環境問題への対応にも資するものと考えております。

○牛嶋正君 そうしますと、実際の税率を決めるときには環境問題というのはそれほど考慮されないけれども、結果的にそういう結果になったというふうなことでよろしうございせんか。

次は、暫定関税率の一年延長でございますが、五千七百七十一品目が延長される。私の法案を読んだときに、恐らく一年延長ですので、今進められているウルグアイ・ラウンドの交渉の結果待ちだというふうな思つていたんですが、そうじゃないようですね。この暫定関税率というのは毎年、一年ずつ延ばしていられるということのようですが、しかしウルグアイ・ラウンドの交渉結果によりましては、来年あるいは再来年あたりかなり見直しがされると思ひますが、そのあたりの見

通しはどうなんでしょう。

○政府委員(米澤潤一君) ウルグアイ・ラウンド交渉が合意に至りました場合の暫定税率など法律で定まつております税率、これ国定税率と言つておりますけれども、この国定税率の取り扱いにつきましては、現段階ではまだ方針を決めておりません。

と申しますのは、一般的に税率の引き下げについてラウンドの合意によつて国際的に義務が生ずるのは、譲許税率と言われております条約の協定で決まつて税率の引き下げでございます。したがらして、その譲許税率が現行の暫定税率など国定税率より低い水準まで下げられた場合には、その場合には条約の方が優先いたしますから譲許税率が直接適用されることとなります。ですから、そういうことで優先いたしますので、必ずしも論理必然的に国定税率の方を引き下げを行わなければならぬというわけのものではございせん。

ただ、そういう場合に、譲許税率より高くなつた国定税率をそのままおとくというところがいのかどうか、関税率体系の問題としていいののかという議論はございせん。

したがらして、いずれにいたしましても、ウルグアイ・ラウンド成立合意後のあり方につきましては、合意の内容を踏まえてその時点で検討していくことにならうと思ひます。

○牛嶋正君 そうしますと、今後やはり暫定関税率につきましては毎年見直されていく項目があるというふうなことでよろしうございせんか、引き続き。

そのときに、先ほどの議論に戻るんですけども、新しい税率を決定するときに、先ほど国内の産業の事情とかあるいは相手国の事情、そういうものが勘案されるということでしたけれども、今後は環境問題も少しは考慮をしていかなければならぬのではないかと思ひますが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(米澤潤一君) 先生御指摘のとおり、

基本的には関税率の改正は国際競争力を勘案した国内産業保護の必要性でありますとか、当該物品の需要者や消費者の利益でありますとか、あるいは各国から我が国への関税引き下げ要望といったものを総合的に勘案して、関係省庁とも十分協議の上行っているものでございますが、環境問題につきましても、これまでも例えば公害防止用の機械類の免税措置であるとか、それから低硫黄燃料油、製造用原油等の減税措置といったものを講じておりますし、また先ほどどちらかというところの結果というふうには申し上げましたけれども、今回の重油関税の見直しについても環境問題への配慮というものは存していたところでございます。

さらに、昨今の環境問題に対する問題意識の高まりを踏まえまして、現在ガット等の場で行われております貿易と環境といったものについての議論につきましても我が国は積極的に参画していただくところでございます。これはウルグアイ・ラウンドより一つ先の話になりまして、今回のラウンドそのものではございませんが、そうした議論も行われておりまして、今後とも関税政策の遂行に当たりましては国内産業の保護等の必要性を基本に置きつつも、必要に応じて環境問題に配慮してまいり所存でございます。

○牛嶋正君 関税問題につきまして最後の質問ですけれども、先ほど本岡委員がお尋ねになりました。私も社会悪物品の水際取り締まりの強化、これに非常に関心があるわけですが、先ほどけん銃とそれから麻薬が問題になっていましたけれども、社会悪物品という場合に、このほかにかかっていますか。

○政府委員(米澤潤一君) 私どもは、大体麻薬、広い意味でございすけれども、大麻とか向精神薬といったもので合めた、要するに不正薬物とでも申しませうか、そういったものと銃砲といったものを俗に社会悪と呼んでおります。

もちろん、税関が水際でチェックするものといいたしましては、そのほかにも知的財産権を侵害するもの、いわゆるセブランドでありますとか、ワ

シントン条約に基づいて輸入が禁止されているものとか、それからさらには風俗を害するものとかいったものはございすけれども、それはやはり麻薬等の不正薬物や銃砲といったものに比べますと、その社会的な悪影響といったものはけた違いに違いますので、主として社会悪と申しますときは私どもはそうした使い方をしております。

○牛嶋正君 相手の方もだんだん巧妙になってきて、先ほどの話じゃないですが、かなり技術といいますが、専門の技術が必要になってくると思うんですが、この取締官というのは最初からそういうことで採用されておられるのか、それとも採用は一般の職員と同じで、後で研修などで取締官というふうな配置をされるのか、その点いかがでございますか。

○政府委員(米澤潤一君) 税関の職員の採用は、国家公務員試験の行政職I種、II種、III種と、ございすけれども、国家公務員試験の職種で採用いたします。そして採用の段階で特にこの人は何の専門といった色をつけませんで、一緒に研修いたしまして、それで一定のローテーションのもので、もちろん人事のことですから完全に同じというわけにはまいりませんけれども、なるべく計画的な配置をして、いろいろな仕事ができるようにしております。

どちらかといいますと、男子の若い職員の場合にはまず取り締まりの基本というものを身につけて、それからだんだん本人の適性に応じてある年齢から先はいろいろ分かれてまいりますけれども、特に取締官ということで特定の職種として採用しているわけではございせん。

○牛嶋正君 次に、国際開発協会について、やはりいたいただきました資料に基づいて御質問したいと思います。

第二世銀と、こう言われるわけで、世銀の補完的な役割というふうなことが言われておりますが、融資条件を見ても、融資というよりもむしろ経済的援助というふうな感じを受けるわけですね。そうしますと、当分は融資した資金が還

流するわけではございせんので、今後やはり増資を続けていかないとはいえないんじゃないかと思ひます。先ほどの前畑さんの御質問にもありましたが、だんだんと失敗例が増えてくるということですが、私は当然のことだと思ひます。最初融資するのは、一番必要で効率のいいところから融資をしていきますから、そこがだんだん終わっていきまして、効率の悪い、非常に不確定要因の多いところに投資が進んでいくということは当然であります。そういうことも含めてこれからどういふふうな形で増資が進められていくのか、そのあたり少しお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(林義郎君) 世界銀行及びIDA、両方いろいろありますけれども、国際機関として発展途上国、特に貧困国に對していろいろな援助をしていくのは世界的な私は先進国の責任でもあるところか、こう思っているところであります。特に国際開発協会は、本当にいわば贈与に近いような格好での融資、三十年とか三十五年とか非常に長い形での融資でありますから、私は、そういうものがやはり発展途上国に向けていかなる役割を果たしていかなければならない、これはやはり相当の間継続していかなければならないものじゃないかなと思ひます。

ただ、先ほどありましたように、ナルマダダムであるとかいろいろな問題あります。こういったのも私は非常に難しい問題だと思ひます。確かに、その地域の住民にとりましてはそんなものをやられたら大変だと、こういうことがあります。しかしながら、インドならインドにとりましては、やっぱりそういうものをつくって発電をしてもらおうというの全体としては大変大切なことだと思ひます。逆に言いますと、だから、その辺のバランスをどうとりながらやっていくかという問題がある。また、それをやっていかなければならないのが発展途上国の問題だろうと思ひていま

金がないからだということじゃなくて、そういった問題のために抑えられているのは一つ仕方ないことかもしれない。金がないからというように形でもやらないといふのはいけない。そういった意味で、日本は先進国としてこういうことに積極的に貢献をすべき、していかなければならない立場にあるんじゃないかというふうなことを考えております。

○政府委員(中平幸典君) ただいまの大臣の御答弁を補足させていただきますが、先生の御指摘にありましたように、IDAの融資は大変長い期間の融資でございす。大体三十五年から四十年、うち据え置き十年というところでございす。

それからもう一つは、金利を取らずに手数料のみ、〇・七五%の手数料で貸すということでございます。世界銀行のように世界銀行債といったようなものを発行してそして市場から資金を調達して、それを原資として貸すということができません。したがって、基本的には加盟国の出資額及び貸したものが返ってくるその返済金しか原資がないわけでございます。そういうことでございすので、今後とも増資の必要というのは出てくる。

もちろん、若干ずつ返済は進んでまいりますけれども、返済額よりはるかに多くの融資所要額がございすので、このところ毎回、三年ごとぐらゐに新たな原資を追加していかなくやならない、こういうことになっておりまして、今回お願いをいたしておりますものも、今後三年間ということでございますので、その先また増資の問題が起こつていこうかというふうな思ひわけでございます。

○牛嶋正君 これも先ほど前畑委員がお尋ねになったんですが、出資シェアとそれから投票権シェアの違いはよくわかりました。

私は問題は、先進国全体とそれから融資を受ける後進国全体の投票権シェアがどうなっているかが問題じゃないかと思ひます。このIDAの性格からいいますと、私はむしろ、ただ融資するだけ

じやなくて、特にノンプロジェクトの融資がふえてきておりますので、そういったノウハウをやっぱり提供していかねばならぬか実は上がらないんじゃないかと思うんです。そういったしますと、やっぱり先進国は全体として後進国よりも投票権シェアが少し多いというところの方が効率的な融資ができるんじゃないかというふうに思います。が、その点ちょっと伺いたいします。

○政府委員(中平幸典君) 御指摘のように、全体として見ますと先進国の投票権のシェアの方が多いわけでございます。ただ、昨年六月の時点でとりまして、先進国全体の出資のシェアは九五%を超えているわけでございますけれども、投票権のシェアは約六一%ということになっております。その意味では出資額に比べれば投票権のシェアは小さいわけでございますけれども、投票権自体で比べますと先進国が六一%ということになっているわけでございます。

○牛嶋正君 時間ですので最後の質問にしたいと思いますが、僕は、環境問題も大事ですけれども、後進国の場合は人口問題が非常に大事ではないか。幾らそれぞれの国のGNPを上げましても、人口が爆発的に増大すれば一人当たりは低下していくわけですから、このIDAの融資に当たって人口問題がどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(片山虎之助君) 初答弁をさせていただきます。

今先生御指摘のとおりでございます。途上国の開発に当たりましては、もちろん貧困の削減ということが大きな課題でございますから、その一環として人口問題にどう対処するかというのは大変重要なことであると思っております。

具体的にIDAは、家族計画に関する情報やサービスの提供するためのプロジェクトや、女性の初等中等教育へのアクセスを改善するためのプロジェクト等への融資を行っております。そういうことを通じて途上国の人口問題への対処を努力している、こういうふうになっております。

○吉岡吉典君 国際開発協会、IDAの融資は、途上国の中でも特に貧困国に対する無利子・長期の融資であり、今日の世界的な貧困問題の解決に大きな役割が期待されているものであります。

問題は、これが本当にそういう目的に沿って成果を上げているかどうかということですが、IDAがIMFに協調している構造調整融資というところがいろいろ国連でも問題になっているようでありまして、この融資に際してかなり厳しい条件がつけられているわけですが、その条件というのは途上国に政策変更を迫る条件ということになっておりますけれども、具体的にどういう政策条件がつけられているのですか。

○政府委員(中平幸典君) 世界銀行、IDAの構造調整融資の問題でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、借入国が経済構造の調整を図りまして、それによって経済全般を効率化して、資源が有効利用できるようにする、そういうことをベースにしてプロジェクト融資も有効に進められる、こういうふうな考えられるということから、このような融資が一九八〇年からIDAでは始まったわけでございます。

具体的な中身といたしましては、資源の有効利用がなされますように、非効率な財政支出によって財政赤字が過大であったり、それから公的企業の運営が非効率であったり、また複雑な為替レートのために資源配分が有効に行われない、こういった結果として経済の発展が阻害されるといったような問題に対処するために、非効率な財政支出の是正でございますとか、あるいは公的企業の運営の改善でございますとか、あるいは為替レートの適正化等の施策を求めているところでございます。

○吉岡吉典君 そういうふうな抽象化されると何も問題がないようですけれども、国連の文書等も読んでみましても、例えば政策条件として、教育、保健などの公共支出の削減とかあるいは公営企業の民営化、外資の導入、賃金の引き下げ、こういうふうな条件がつけられ、その結果いろいろ

な問題が起きているということなんです。

静岡県立大学の小浜という助教が「ODAの経済学」という本に書いているところによると、調整融資に対して多くの批判がある。例えば、「世銀が要求する政策改革に対し、被援助国のほうは強く反対意見を述べることができない。その結果、長期的にみて望ましくない政策改革を強制される場合がある。」とか、「声の小さい貧しい人々に不利な影響を与える場合が多い。」とか、「世銀のいう政策を実行すると景気が悪くなる。」とか、九つに分けてどういう批判があるかを書いています。

こういうのを紹介すると、それは学者の見解だという答弁も出てくるかと思いたすので、国連自身の文書、例えば国連事務総長が行った「アフリカの経済危機」という報告書、かなり膨大なものですが、これも、こういうものとか、それからあるいは国連アフリカ経済委員会の報告等の中にもこの問題が取り上げられて、調整融資というものが非常に厳しく描かれている。陳腐な融資だというふうなことで書かれているわけです。

あなた方そういう国連の文書等は十分検討なさっていると思いたすので、どういう批判が国連の文書で行われているか、ちょっと報告してください。

○政府委員(中平幸典君) 世銀、IDAの構造調整融資につきましては、これらの途上国と世銀、IDAとの間で調整プログラムというものを合意するわけでございますが、そのプログラムの中身というのは借入国に規律を求める面があることはこれは事実でございます。こういう内容につきまして、IMF、世銀の求めているものが途上国にとって厳し過ぎる規律ではないかという意見や批判があることは否定はできないわけでございます。

○吉岡吉典君 国連の文書でどう言っているかを私は聞いています。国連がどう言っているか。

○政府委員(中平幸典君) 国連の文書も、例えば

国連のアフリカ経済委員会が今後の一九九〇年代に向かつてどういうことをやっていくべきかというところを検討した中で、これまでの世界銀行の構造調整融資が必ずしもその目的を達していないからではないかというふうな指摘が幾つかござれてきておいて、それに対して今後オルタナティブといいますが、代替する案をいろいろ提案しているというところは承知をいたしております。

○吉岡吉典君 時間がないから、承知していただきます。じゃなくて、私はどう言っているかを聞いています。

例えば、IDAが重点を置いたアフリカで貧困が増大したことを述べて、例えば一人当たりGDPがこの間平均〇・七%下がり続けたとか、あるいは「アフリカは一九八〇年代、一番力を入れた時期に「貧困が上昇している世界で唯一の地域である」というような報告も行われ、それから国連アフリカ経済委員会の報告に至ってはこう書いています。「今日までに十分明らかにできてきたことは、理論的にも経験的にも陳腐な構造調整プログラムは、構造的な性格を有するアフリカ諸国が直面しつつある経済的、金融的、社会的問題の真の原因を処理するという点では不適切である」という点である。「陳腐な構造調整」だ。これは国連のアフリカ経済委員会の文書でそう言っているわけですから、一つのプロジェクトがうまくいかなかったとかどうかじゃなくて、基本的な批判を行っているわけです。

大臣、こういうのを聞きになった上で、先ほどの趣旨説明の中でも「大きな役割を果たしてきております。」というふうにお述べになったのかどうか。

○国務大臣(林義郎君) 国連といたしましていろいろな点で批判がある、また批判をしていかなければならない、私はそういうことは国連のあり方としては健全な方向だと思っております。いろいろなことをやっているときに、全然批判も何もなしということじゃなくて、国連という機構でありますから、いろいろな物の考え方が中であって、それ

じゃその議論の末にこうしていきましようかという妥協策が見出されて私は国連というものは進んでいくんだらう、こう思うんです。

そうした意味で、いろんな批判がありまして、その中で進めていかなければならぬものはやっぱり進めていくというのが今の私は国連のあり方だらう、こう思っているところでありまして、また今お話のありましたようないろんな批判がある、その辺はやっぱり謙虚に受け入れてやっていく姿勢こそ必要なことじゃないだらうかな、こう思っているところでございます。

○吉岡吉典君 私、こういう議論が国連で出ていること自身はいいことだと思います。それは大臣のおっしゃるとおりです。

そういうのを十分に大蔵省は検討なさって、その上でなおこういう方向でこれが必要なんだというところで提起されれば、それは私らわかりやすい。しかし、そういうことは全然ない。報告でも一切ないし、あなた方出されたものの中でも、先ほどの世銀の三七%が失敗しているというのにしても、こういうのを検討した上で、検討しただけでいいのじゃない、その上に立つてこういう改善の方向があるということを提起しておれば、それはまだわかりやすい。

私は、例えばこの国連の文書もどうやら大蔵省お持ちでなかったように経過的に思っていますけれども、すべての文書みんな見ていなきやいかぬとは言いませんけれども、やはりそういう点でどういうところに問題点があるか、とりわけ政策変更を求めた結果が貧困を増大し、教育レベルを下すというような問題が起こるというのはいかなる重大な問題だと思えますので、議論があるから健全じゃなくて、議論を踏まえてどういう方向へ改善するかが明らかになって健全だと言えると思うので、もう一度大臣の御意見を。

○国務大臣(林義郎君) 国連の機構というのはいろんなお考えを持って議論をされているわけでありまして、私は、そのおっしゃるような話も含めまして、いろんな議論があつてその上で話が進

んでいくものだらう、それがやはり国連のあり方としてはあるべき姿じゃないだらうかな、こう考えております。

御趣旨のほどはよくわかりましたし、役所の方ももう少し勉強するように言っておきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

○池田治君 関税の問題ですから、報復関税制度の整備の問題について、二問お尋ねします。

関税定率法第七条の報復関税について伺いますが、これは我が国の輸送手段または輸出品、通過貨物に対して貿易の相手国が不利益な取り扱いをしたり、または不利益な関税を課すようなことがある場合に、その国からの輸入品に対して報復的に割り増し関税を課すことができるというところが規定されております。

しかし問題は、相手国の貨物の指定や報復関税の税率など、具体的な内容は政令によるとされております。これまで政令はなかったと伺っておりますが、最近この政令の整備をするのではないかと、このことがうわさされております。政令を定めるといふことは、報復関税の発動にはずみをつけることになって、ひいては相手国を刺激して報復合戦になると懸念します。特に、貿易立国であり輸入大国である我が国が報復関税制度というものをつくらせて政令制度をすると、これは大変な問題になるんじゃないかというのを懸念しておりますが、大蔵省はその内容が明らかであればお教え願いたい。

○国務大臣(林義郎君) 池田委員からお話がありました報復関税というやつですね、私はそんなことを今検討しているとは思いません。

それは、報復関税というのは戦前にヨーロッパで随分あつたんですね。アメリカとヨーロッパの間でいろんな貿易戦争がありました。日本からいろいろな綿製品とか繊維製品の輸出がありました。それに対して向こうが報復的な関税をかける、それなら日本もまた関税をかける。お互いが関税のかけ合い競争をしたことがやはり戦前にお

けるところの世界経済の秩序を崩してきたという苦い歴史をお互い持っているわけでありまして。

しかるがゆえに、私はガットというものが戦後においてできて、お互いがそういう報復的なことはやめていこう、お互いがもしもそういうことがあるならばガットの場においてお互いが協議をしていこうではないか、全く一方的にできるのはダンピングの関税である、それから数量制限もできるだけやめていこうと、こういうふうなシステムをつくったわけでありまして、日本でこそまだ報復関税という制度は残っています。残っています、でも日本としては私はそういうことはやるべきでないし、またそういうことを考えるべきでないだらう、こう思っています。

ただ、現実問題としていろいろあります。それは外国から日本に対して何かされるというときに、それは発動しますよという話も交渉の場としては私は言うことはあつてもいいんだらうと思えます。しかしながら、現実問題としてそれはまず話し合いの場においてやっていくということが私は大切なことのように考えておるところでございます。

○政府委員(米澤潤一君) ただいま大臣から御答弁申し上げたとおりでございます。

○池田治君 大臣はそういう制度を考えてないというところでございしますが、ことしの二月三日の日経新聞によりまして、報復関税制度を通産省が考えておるといふことでございます。これによりまして、単なる政令を整備するだけでなく、第七条に定める報復関税の対象も輸入制限などガットに明白に違反する措置、アメリカのスーパー三百一条のようにガットの許可なしに発動する一方的な制裁、また反ダンピング関税の恣意的な課税、こういうものについても拡大を考慮しているということが載っております。

今、戦後一度も発動されなかった報復関税制度の整備ということが報道されるということは、ウルグアイ・ラウンドで今ガットの問題は協議中でございます、大変な国際的な問題にもなるうか

と思います。今の大臣の御答弁によりまして、そういうことは考えてないがちょっと便宜上そういうこともあるというところは、駆け引きの材料としてこういうことも整備するという報道がなされていたんでしょか。大蔵省はどう考えられますか。

○政府委員(米澤潤一君) お尋ねの報道につきましては通産省に確認いたしましたところ、通産省においても報復関税制度にかかわる検討が行われているという事実は全くない、このようにこの場でお答え申し上げていいことを通産省から聞いております。

○池田治君 どうも日経新聞も信用できません、これは大きな字で書いてあるんですよ。

ただ、やはり貿易の問題はガットで今盛んに論議されているし、先ほど申しましたように日本も貿易大国で貿易黒字を出しているわけですから、ここで今報復関税をやつて日本の気に入らぬところには関税を高くするぞというようなことを言えば、日本の立場としては全くないわけではございまして、相手の再報復でやられてしまうということが懸念されますので、これはこういうことではないと言われれば結構でございますが、仮に通産省からそういうことを言ってきたら関税率は上げるべきではないと思ひますので、大蔵の方もよろしく頼みます。

次は、アメリカのBIS規制についてであります。自己資本比率の八%以上という国際決済銀行の自己資本比率基準が非常に難しく我が国の企業は今苦しんでおります。そこへきて、アメリカでは昨年十二月よりBIS規制よりもっと厳しい内容の規制が実施されることとなりました。十一月に成立した連邦預金保険公社改善法により定められました早期正措置というものは、自己資本の充実度に応じて対象金融機関を五つのグループに分けてそれぞれに応じて是正策を求める内容となっております。

例えば、BIS規制基準の自己資本比率八%未満の場合には総資産の拡大が禁止されたり、六%

未満の場合には増資合併による自己資本の強化を義務づけたっています。この中で注目されるのは、五つのグループ分けの最高基準が一〇%以上と定められたこととあります。既にアメリカでは、対象金融機関一万二千のうち九〇%以上が一〇%以上のグループに属していると言われております。かなり自己資本充実というのはアメリカは進んでいるようにございます。

今回の措置は米国内における規制で、米国の現地法人や支店を除けば日本の銀行には直接影響はないと思っておりますが、BIS規制自体が日本の銀行の海外での目立ち過ぎを少しチェックしてやろうやという面もあつて規制されたやに聞いております。こういうことがどんどん進めば、将来米国の基準がBIS規制改定の基本となつて規制が強化されるんじゃないかということも懸念されるんですが、大蔵省の見解はいかがでございますか。

○政府委員(寺村信行君) ただいま委員のお尋ねのとおり、米国内におきまして連邦預金保険公社改革法におきまして、自己資本比率規制につきましてBISの八%だけではなくて、一〇%以上の優良銀行につきましては預金保険料率などの面で有利な取り扱いを認めることといたします。一方、八%に達しない銀行にはその程度に応じてペナルティーが科せられると、こういうような国内法上の手続が進められているところでございます。

ただいま委員御指摘のとおり、しかし邦銀、日本の銀行につきましては、在米の現地法人につきましては規制の対象となりますけれども、在米支店は規制の対象とならないというのでございまして、その影響はないと考えているわけでございます。問題は、今後こうした措置がバーゼル銀行監督委員会においてどのような規制の強化が行われるかどうかということでございますが、これまでのところ、この米国の基準をひな形としていただいま申し上げましたように一〇%基準を導入したり、あるいは八%を達成しない銀行にBISで決められた以外に新たなペナルティーを科す、こ

ういうような議論は現在行われておりません。もと、BIS規制はことしの三月から八%の最終基準が初めて適用されるということとございまして、現在監督委員会ではいろいろ議論しておりますけれども、米国のやっていることをそのままひな形とするような動きは現在のところないわけでございます。

○島袋宗康君 沖縄における企業立地の促進と貿易の振興など、沖縄振興開発特別措置法によりまして一九八七年にフリーゾーンを設置されたわけですが、

このフリーゾーンは五年目を迎えておりますけれども、当初、我が国の南の貿易拠点となるというような位置づけで盛んにこれは鳴り物入りで宣伝されたわけでありまして、けれども、当初の計画どおり進んでいないというようなことがございます。参議院とか衆議院の方々もちよいちよい沖縄に行かれて、このフリーゾーンの視察に行つてこられた話を総合いたしましたけれども、当初の計画どおり行っていないというようなことで非常に残念がっているというふうな状況になっております。

したがって、この問題について、開発庁はその原因等についてどういふふう把握されているのか、その辺について伺ひしておきたいと思ひます。

○説明員(勝野堅介君) お答え申し上げます。

御質問の沖縄自由貿易地域は、沖縄振興開発特別措置法により法制化された制度でございまして、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄開発庁長官が指定する地域でございまして、この自由貿易地域は、関税法に規定する保税地域制度、すなわち指定保税地域、保税上屋、保税倉庫、保税工場、保税展示場、総合保税地域の各制度と、立地企業に対する国税及び地方税上の優遇措置を組み合わせた制度でございまして、

このようにこの制度は関税法上の保税制度と立地企業に対する税制上の優遇措置を組み合わせた制度でございまして、財政金融等に係る支援と相

まって沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資することを目的としているものでございます。

自由貿易地域は、制度の創設以来、長期間未設置であつたわけですが、昭和六十二年の十一月に至りまして、沖縄県知事から地域指定の申請が沖縄開発庁長官に対して行われまして、同年の十二月に、初めての自由貿易地域として自由貿易地域那覇地区の指定が沖縄開発庁長官により行われたところでございます。

この自由貿易地域那覇地区は、用地約三ヘクタール、施設の延べ床面積約一万平米でございまして、昭和六十三年六月、二十七社の入居企業が選定され、その後各企業におきまして順次専用設備等の設置を行い、平成元年六月に至りまして全社がそろつて操業を開始したところでござい

ます。この那覇地区につきましては、供用を開始以來四年以上経過しているわけでございますけれども、昨年来、入居企業のうち数社が撤退するなどの、先生御指摘のとおり、必ずしも予期されたような成果が上がっていないという状況にござい

ます。その要因といたしましては、施設が狭隘であること、入居企業の貿易実務に対するノウハウの蓄積が乏しいこと、あるいは入居企業が小規模であるため自由貿易地域制度の優遇措置等を十分に活用できないこと、こういったことが指摘されておりますけれども、基本的には企業ごとにそれぞれの事情があると思はれるところでござい

ます。○島袋宗康君 大体の内容はお聞きのとおりでありますけれども、いずれにいたしましても、その原因はたくさんあると思ひます。制度的な制約が不振の原因だというふうな指摘もよく聞かされるわけですが、その辺について、いわゆる制度的な欠陥があるのか、もつと改善すべきところがあるのではないかとというような点について何かございましたら御説明をお願いしたいと思います。

ます。○説明員(勝野堅介君) お答えいたします。

沖縄の自由貿易地域は、先ほど申しましたように、制度的には関税法上の保税地域制度と税制上の優遇措置を組み合わせたものでございまして、この自由貿易地域を活用する企業のメリットといたしましては、関税及び国内消費税の繰り延べによる経費節減、保税地域制度の適切な運用、税制上の優遇措置、沖縄振興開発金融公庫による長期低利の融資などが挙げられるわけでござい

ます。さらに、沖縄の自由貿易地域には、企業立地のための公的な基盤整備、地理的有利性、こういったメリットがござい

ます。また、この自由貿易地域の一層の機能の拡充を図るために、昨年三月の沖縄振興開発特別措置法の延長に当たりまして、税制上の優遇の対象とする業種が、従来の工業から道路貨物運送業、倉庫業、こん包業そして卸売業に拡大されるとともに、関税法に新たに設けられました総合保税地域の活用が認められたところでござい

ます。自由貿易地域那覇地区が現在必ずしも予期されたような成果が上がっていない理由として、先ほど御答弁申し上げましたように、施設が狭隘であることなどが指摘されているところでござい

○島袋宗康君 いろいろの問題はあつたにしても、この制度は三次振計にも引き継がれているわけですから、今後も継続、発展させるような方向にぜひ持つていってほしいと思います。

当初の計画どおり発展させるには、どのような方策が現時点で必要なのかというふうなことを再度御説明願いたいと思います。

○説明員(勝野聖介君) お答えいたします。

沖縄開発庁におきましては、昭和六十二年の自由貿易地域那覇地区の指定以来、施設整備につきまして補助を行う等自由貿易地域の支援を行ってきたところでございます。

それから、先ほど御答弁申し上げましたように、昨年の沖縄振興開発特別措置法の改正に当たりまして、国税及び地方税に係る優遇措置の対象業種の拡大あるいは総合保税地域の活用等の優遇措置の拡大を行ったところでございます。

また、沖縄県におきまして、那覇地区の状況、今後の社会経済情勢の推移等を踏まえまして、またさらに関係企業の要望等も受けまして、同地区の活性化、拡大等について検討しているところでございます。例えば、自由貿易地域の設置の趣旨に沿う企業の育成、スペースの再編、物産貿易振興資金の活用、経営指導の実施等でございます。

さらに、中長期的には中城港湾新港地区につきましても、立地特性を踏まえた自由貿易地域の設置について検討を進めていく意向を有しているところでございます。

今後の自由貿易地域の振興のためには、先ほども申し上げましたように、まずもって各種施策を重点的に活用するための関係企業や沖縄県等の主体的な努力及び創意工夫が重要であると考えるところでございますけれども、沖縄開発庁といたしましては、沖縄県の意向等も踏まえ、また関係省庁とも御相談しながら、さらに自由貿易地域の振興方策について勉強してまいりたいと考えているところでございます。

○島袋宗康君 県のこの資料によりますと、本県

経済社会が抱えている雇用失業問題、県外との所得格差の問題、それから財政依存の経済体質が非常にあるというふうなことから、さつき説明がありましたように、さらに中長期展望に立つて中城湾港にもっと積極的に拡大していくというような方向にあるわけですので、ぜひその辺を今のような形で終わらさないようにして、中城湾港にこれから立地をする場合においてもぜひ強力な国の御指導をお願いして、これが所期の目的が達成できるように要望して、時間ですので、終わりたいと思います。

○委員長(野末陳平君) 以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、国際開発協会への加盟措置法一部改正案及び関税定率法等の一部改正案に対し、反対の討論を行います。

まず、国際開発協会への加盟措置法案についてであります。

IDAは貧困国を対象とした無利子・長期の融資であり、今日世界的な貧困問題の解決に大きな役割が期待されております。ところが、近年、IDAはIMFなどと共同し、融資相手国に政策変更を迫る構造調整融資を重視してきております。IDAによる構造調整政策の基本は、市場原理と経済効率を最優先とするものであります。この考えのもとに途上国に対して、教育、保健などの公共支出の削減を迫り、また公営企業の民営化や外資の導入、賃金の引き下げ、物価引き上げなどの政策変更を行わせております。

IDAが最も力を入れていられるアフリカ諸国では、これらの政策を受け入れた結果、教育水準が切り下げられ、国民の栄養欠乏が悪化するなど、ますます貧困が拡大しているものであります。国連の調査によっても、このような構造調整融資に伴う政策変更がアフリカの貧困を一層悪化

させ、これら途上国の長期的経済発展を阻害していることをはっきりと認めているのであります。次に、関税定率法等の一部改正案についてであります。

本改正案に含まれている皮革・革靴の関税割り当ての一次税率枠の大幅拡大は、苦境に陥っている国内の零細な皮革・革靴産業に一層重大な打撃を与えるものであります。国内産業の実情を無視した毎年の大幅な枠の拡大は、関税割り当て制度の趣旨にも反するものであります。

このほか、本改正案は多くの品目の関税引き下げを図っていますが、その多くは我が国の一方的な引き下げにより国内中小企業、農業に大きな影響を与えるものであります。

以上で両案に対する反対の討論といたします。

○委員長(野末陳平君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次、両案の採決に入ります。

まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野末陳平君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

藤田雄山君から発言を求められておりますので、これを許します。藤田君。

○藤田雄山君 私は、ただいま可決されました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護国民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 世界経済における我が国の立場を踏まえ、

調和のある対外経済関係の形成に努めるとの観点から、多角的自由貿易体制の維持・強化及び世界経済の安定的成長に引き続き貢献しよう、ウルグアイ・ラウンドの成功に向けて努力すること。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民経済的な観点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務量が増大するなかで、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤、銃砲、不正商品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化が、国際的・社会的要請として一層強まっていることにかんがみ、税関業務の一層効率的、重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(野末陳平君) ただいま藤田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野末陳平君) 多数と認めます。よって、藤田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林大蔵大臣。

○国務大臣(林義郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じま

す。

○委員長(野末陳平君) 次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野末陳平君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の四」を「第二十条の五」に、

「第三十六条の五」を「第三十六条の六」に、「第五

十七条の八」を「第五十七條の九」に、「第四節 協

同組合の課税の特例(第五十九条―第六十一条)を

「第四節 協同組合の課税の特例(第五十九条―

第六十一条) 農業生産法人の課税の特例(第六

十一條の二、第六十一條の三)」に、「第六十八條

の四」を「第六十八條の五」に、「第八十七條・第八

十七條の二」を「第八十七條・第八十七條の三」に、

「第九十一條・第九十二條」を「第九十一條・第九

十二條」に、「第九十三條・第九十四條」を「第九

十三條・第九十四條」に改める。

第二條第一項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 国内又は国外 それぞれ所得税法第二條第一項第一号又は第二号に規定する国内又は国外をいう。

第二條第一項第二号中、「同法の施行地を、

第一号に規定する国内」に、「同法の施行地外」を

「同号に規定する国外」に改め、同條第二項第一号

中「同法の施行地」を「国内」に改め、同号を同項第

一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加

える。

一 国内又は国外 それぞれ法人税法第二條第

一号又は第二号に規定する国内又は国外をい

う。

第三條第一項中「所得税法の施行地」を「国内」

に、「同法第二十三條第一項」を「所得税法第二十

三條第一項」に改める。

第三條の二中「所得税法の施行地」を「国内」に、

「同法第二十四條第一項」を「所得税法第二十四條

第一項」に改める。

第三條の三第一項中「所得税法の施行地外の地

域」を「国外」に、「同法第二十三條第一項」を「所得

税法第二十三條第一項」に、「当該地域」を「国外」

に、「同法の施行地(以下この条において「国内」と

いう。)」を「国内」に改め、同條の次に次の一條を

加える。

(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税等に係

る限度額の特例)

第三條の四 国内に住所を有する個人で所得税法

第九條の二第一項に規定する老人等(次項及び

次条において「老人等」という。であるものが、

平成六年一月一日以後に預入をする同法第九條

の二第一項に規定する郵便貯金に係る同條の規定

の適用については、同項中「三百万円」とある

のは、「三百五十万円」とする。

2 国内に住所を有する個人で老人等であるもの

が、平成六年一月一日以後に所得税法第十條第

一項に規定する預入等をする同項に規定する預

貯金、合同運用信託又は有価証券に係る同條の

規定の適用については、同條第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

第四條第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法第九條の二第一項に規定する老人等(以下この項において「老人等」という。)」を「老人等」に改め、「もの(以下この項の下に「及び第三項」を加え、同條に次の一項を加える。

3 国内に住所を有する個人で老人等であるもの

が、平成六年一月一日以後に購入する公債に係

る前二項の規定の適用については、前項におい

て準用する所得税法第十條第七項第一号中「三

百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

第四條の二第七項中「五百万円」を「五百五十万

円」に改める。

第四條の三第七項中「五百万円」を「五百五十万

円」に、「三百五十万円」を「三百八十五万円」に改

める。

第六條第一項中「平成五年三月三十一日」を「平

成七年三月三十一日」に、「所得税法の施行地外の

地域」及び「当該地域」を「国外」に、「同法の施行

地」を「国内」に改める。

第八條第一項中「所得税法の施行地」を「国内」

に、「同法」を「所得税法」に改める。

第八條の二第一項中「所得税法の施行地」を「国

内」に、「同法第二十四條第一項」を「所得税法第

二十四條第一項」に改める。

第八條の三第一項中「所得税法の施行地外の地

域」を「国外」に、「同法第二十四條第一項」を「所得

税法第二十四條第一項」に、「当該地域」を「国外」

に、「同法の施行地(以下この条において「国内」と

いう。)」を「国内」に改める。

第八條の四第一項中「所得税法の施行地」を「国

内」に、「同法第二十四條第一項」を「所得税法第二

十四條第一項」に改め、同條第二項中「所得税法の

施行地外の地域」を「国外」に、「同法」を「所得税

法」に改め、同條第六項中「所得税法の施行地」を

「国内」に改める。

第九條の二第一項中「同法の施行地外の地域」及

び「当該地域」を「国外」に、「同法の施行地(以下こ

の条において「国内」という。)」を「国内」に改める。

第十條第一項中「平成五年」を「平成七年」に改

め、「多い額の下に(第四項及び第五項において「比較試験研究費の額」という。)」を、「属する年分の下に「及びその事業を廃止した日の属する年分」を加え、同條第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「所得税法の施行地」を「国内」に、「次項において」を「次項及び第

四項第一号において」に改め、「同項中「多い額」の下に「第四項及び第五項において「比較試験研究費の額」という。)」を加え、「属する年分」を開始した日の属する年分」に改め、同條第三項中「平成五年まで」を「平成七年まで」に、「第五項から第七

項まで」を「次項及び第七項から第九項まで」に、「所得税法の施行地」を「国内」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同

條第八項中「又は第三項」を、「第三項又は第四項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第七項中「第一項の下に、又は第四項」を加え、「同項に

これらの規定に、同項の」を「第一項、第四項又は第五項の」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項中「第三項」の下に「から第五項まで」を、「明細書の下に(同項の規定の適用を受ける

場合には、その適用を受ける旨の記載があるものに限る。)」を加え、同項を同條第八項とし、同條

第五項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、同

項を同條第七項とし、同條第四項中「前三項を

「この条」に改め、同項第二号中「第十三條の二」を

「第十三條の三」に改め、同項に次の一号を加え、

同項を同條第六項とする。

三 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうちエネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、国の試験研究機関と共同して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額であることにつき大蔵省令で定めるとこ

ろにより証明がされたものをいう。

第十條第三項の次に次の二項を加える。

4 青色申告書を提出する個人の平成五年から平成七年までの各年分(事業を廃止した日の属する年分を除く)において、当該各年分(第一項又は前項の規定の適用を受ける年分を除く)のうちその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のある年分がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、当該年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額の百分の六に相当する金額(当該個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合)には、当該百分の六に相当する金額と当該各号に定める金額(当該個人が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次の各号に定める金額の合計額)との合計額を控除する。ただし、当該控除する金額が、その年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十(当該個人が第一号に掲げる場合に該当する場合)には、百分の十五。以下この項において同じ。)に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該個人がその年においてその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基盤技術開発研究用資産を取得し、又は基盤技術開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合(平成七年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合に限る)。当該基盤技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額を超え、かつ、ハに掲げる金額がニに掲げる金額を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額とハに掲げる金額からニに掲げる金額を控除した金額とのいずれか少ない金額の百分の二十に相当する金額
イ 当該個人のその年(平成五年四月一日以後に事業を開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く)がある場合には、当該年を除く。以下この号において同じ。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額

後に事業を開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く)がある場合には、当該年を除く。以下この号において同じ。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額

ロ 当該個人の比較試験研究費の額
ハ 当該個人のその年の当該試験研究費の額から当該特別試験研究費の額を控除した金額

二 当該個人の当該比較試験研究費の額から当該比較試験研究費の額が支出された年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された特別試験研究費の額(当該年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の当該特別試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額)を控除した金額

5 前項の規定の適用を受ける個人が同項第二号の計算をする場合において、比較試験研究費の額のうち特別試験研究費の額が含まれていないときは、当該比較試験研究費の額から、当該比較試験研究費の額にその年の特別試験研究費の額が試験研究費の額のうち占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額をもつて同号ニに掲げる金額とすることができ、

第十條の二第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「第十三條の二」を「第十三條の三」に、「又は第十三條に掲げる減価償却資産」を若しくはハ、第三号、第五号又は第六号に掲げる減価償却資産(第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。)に、「当該取得価額」を、当該取得価額(第六号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)に改め、同項第一号

中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 廃棄物を製造工程において原材料として再生利用する機械その他の減価償却資産

第十條の二第二項に次の一号を加える。

六 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)第五条第一項に規定する承認事業者等が同法第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動に係る同法第五條第二項に規定する承認事業計画に従つて取得又は製作若しくは建設をする機械その他の減価償却資産のうちエネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの(前各号に掲げる減価償却資産に該当するものを除く)。

第十條の二第三項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「第十三條の二」を「第十三條の三」に改める。

第十條の三第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「第十三條の二」を「第十三條の三」に、「同法」を「所得税法」に改め、同条第三項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「第十三條の二」を「第十三條の三」に改め、同条第四項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

第十條の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日(第一号に掲げる個人については、平成六年六月三十日)」に、「所得税法の施行地」を「国内」に、「第十三條の二」を「第十三條の三」に、「同法」を「所得税法」に改め、「百分の三十」の下に「当該特定事業基盤強化設備が第五号に定める資産である場合には、百分の二十」を加え、同項に次の一号を加える。

五 農業を営む個人(第十條第三項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。)で農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第五条の三第二項に規定する導入計画に定められた同項第三号に規定する特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件を満たすものとして大蔵省令で定めるところにより認定を受けたもの 同法第五条の二第二項第三号に規定する特定高性能農業機械に該当する機械及び装置のうち政令で定めるもの

第十條の四第三項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「第十三條の二」を「第十三條の三」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該特定事業基盤強化設備が第一項第五号に定める資産である場合には、百分の五)に相当する金額の合計額」に改め、同条第四項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該事業基盤強化設備が第一項第五号に定める資産である場合には、百分の五)に相当する金額の合計額」に改める。

第十條の五第一項中「所得税法の施行地内」を「国内」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額」を「製品輸入増加割合(製品輸入増加額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。次項及び第四項において同じ。)の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。次項及び第四項において同じ。)が百分の二」に改め、「第十三條の二第一項」の下に、「第十三條の三第一項」を加え、「同法」を「所得税法」に改め、同条第二項中「同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。第四項において同じ。)の百分の五十を、百分の二十五(製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二・五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」に改め、同条第三項中「又は第十三條の二第一項」を、「第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項」に改め、同条第四項中「同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額」を「製品輸入増加割合が百分の二」に改め、「百分の五」の下に「(当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二の一分の一を乗じて計算した

割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加える。

第十一條第一項の表の第一号中、「百分の二十」を「百分の二十」とし、特定の物質によるオゾン層の破壊の防止に著しく資する機械その他の減価償却資産として政令で定めるものについては百分の二十とする。に改め、同表の第四号中「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第五号中「本邦を」と、本邦に、「百分の十八」を「百分の十八」とし、油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるタンカーについては百分の二十とする。に改める。

第十一條の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第十一條の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「五年以内」を「八年以内」に改め、「定める期間」の下に「(以下この項において「適用期間」という。)」を加え、「取得し、又は特定余暇利用施設を建設して」を「取得等(取得又は建設をいう。以下この項において同じ。))をして」に、「取得価額の百分の十三に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした特定余暇利用施設 百分の十三
- 二 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く) 百分の十
- 三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く) 百分の八

第十一條の四の見出し中「電波有効利用設備」を「特定電気通信設備」に改め、同条第一項中「平成二年四月一日から平成五年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで

で」に、「電波有効利用設備混信を防止」を「電気通信設備(電波の共同利用を可能と)に、「能率的」を「効率的」に、「特定電波有効利用設備」を「特定電気通信設備」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「百分の三十(平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十とし、同年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。)」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「特定電波有効利用設備」を「特定電気通信設備」に改める。

第十一條の六第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第十二條の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作後」を「製作の後」に改め、同条第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作又は建設の後」を「製作の後」に、「製作し、若しくは建設して」を「製作して」に改め、同項第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(特定医療用建物の割増償却)

第十二條の三 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、病院のうち医療法第一條の五第二項に規定する療養型病床群に収容された患者のための施設の後の事業の用に供されたことのないもの(以下この条において「特定医療用建物」という。)を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合に、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該特定医療用建物(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一條から第十二條までの規定の適用を受けるものを除く)の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九條第

一項の規定にかかわらず、当該特定医療用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の八に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定医療用建物の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該特定医療用建物の償却費として必要経費に算入した金額がその年におけるその合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定医療用建物の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定(当該特定医療用建物について第十條の五第一項、前項、次条第一項、第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。)にかかわらず、当該特定医療用建物の償却費として同法第四十九條第一項の規定により必要経費に算入する金額(その年の翌年において当該特定医療用建物につき第十條の五第一項、前項、次条第一項、第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用を受ける場合)に、当該翌年におけるこれらの規定により必要経費に算入することができ、償却費の限度額に相当する金額とする。)とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ。

3 第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三條第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の五十(当該個人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五)に、「百分の十四」を「百分の二十四」に、「百分の十九」を「百分の三十二」に改め、「(次項において「合計償却限度額」という。))」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械装置等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三條第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三條第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「次条第一項」とあるのは「第十三條の三第一項」と読み替えるものとする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。
- 二 障害者雇用割合 その年の十二月三十一日における常時雇用する従業員の数に對する雇用障害者数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。
- 三 雇用障害者数 その年の十二月三十一日における常時雇用する障害者の数(当該障害者のうちに障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二條第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度精神薄弱者(以下この号において「重度の障害者」という。)がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数)と通常の従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数をいう。

第十三條第五項中「おける同項の」を「おける当該個人に係る」に改め、同条第六項中「又は第二項」を「の規定又は第二項において準用する前条第二項」に改める。

第十三條の二の見出し中「構成員等」を「構成員」に改め、同条第一項中「第十二條の二」を「第十二條の三」に改め、「(第四号イに掲げる者が同号イに定める要件に該当する場合には、百分の三十)」を削り、同項第一号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項第二号中

「平成五年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同項第三号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「平成六年」を「平成六年」に改め、「ものとし、同項第四号に掲げる場合については第二十四条第一項の規定の適用を受ける年を除く」とを削り、同条第三項中「前条第二項」を「第十二条の三第二項」に、「次条第一項」を「第十三条の三第二項」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「第十二条の三第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却）

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が、次の各号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年（第一号に掲げる場合については、第二十四条第一項の規定の適用を受ける年を除く。）の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、その年の十二月三十一日において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一条から第十二条の三までの規定の適用を受けるものを除く。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十（第一号に掲げる者が同号イに定める要件に該当する場合には、百分の三十）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必

要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人が、平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（以下この号において「農業経営改善計画」という。）に係る同条第三項の認定を受けた者で、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれイ又はロに定める要件を満たすことについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業経営改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合、農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む）、建物及びその附属設備並びに生物（当該個人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合）は、これらの減価償却資産のうち当該農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限り、

イ 新たに農業を開始しようとする者、当該農業経営改善計画に従つて所有権若しくは使用収益権（地上権、水小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。）の取得（相続若しくは遺贈によるもの又は当該個人と政令で定める特殊の関係がある者からの贈与によるものを除く。ロにおいて同じ。）をし、又は使用収益権の設定（当該個人と政令で定める特殊の関係がある者の所有する農業経営基盤強化促進法第四十一条第一号に規定する農用地（以下この号において「農用地」という。）に係るものその他の政令で定めるものを除く。ロにおいて同じ。）を受けた農用地において農業を開始したこと。

ロ 現に農業を営む者でその規模を拡大しようとするもの、当該農業経営改善計画に従つて所有権若しくは使用収益権の取得をし、又は使用収益権の合計が政令で定める面積を超えることとなり、かつ、当該農用地において農業を営むこととなつたこと。

二 当該個人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第二項に規定する合理化計画（その申請が同項第三号に掲げる法人で政令で定めるところと共同でされたものに限る。以下この号において「合理化計画」という。）に係る同項の認定を受けた個人のうち主として素材生産業を営むものとして政令で定めるもので、当該合理化計画に従つて同項に規定する事業規模の拡大が行われていることについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置（当該個人が当該合理化計画に係る認定前に他の合理化計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合）は、当該機械及び装置のうち新たな合理化計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限り、

二 第十二条の三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十三条の三第二項」と、その合計償却限度額とあるのは「第十三条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、第十三条の三第一項とあるのは「第十二条の三第一項」と読み替へるものとする。

三 第十三条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十二条の三第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十四条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第十二条若しくは」を「第十二条の三まで、前条若しくは」に、

「百分の百十八」を「百分の百十七」に改め、同条第四項中「附属設備の下に」（第四号の三及び第四号の四に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と同時に設置される駐車場の用に供する機械及び装置で大蔵省令で定めるものを含む。）を加え、同項第四号の三イ中「掲げる駐車場の下に」（次号において「都市計画駐車場」という。）を加え、同条の次に次の一号を加える。

四の四 次に掲げる自転車駐車場の用に供される建築物

イ 都市計画駐車場として建築し、又は設置される自転車駐車場（自転車の駐車のための施設で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自転車の駐車のために供する部分を設けるもの又は大蔵省令で定める特殊の装置を用いるものをいう。以下この号において同じ。）

ロ 一般公共の用に供されるものであることその他の政令で定める要件を満たす自転車駐車場

第十四条第五項中「第十三条第二項」を「第十二条の三第二項」に改める。

第十五条第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法」を「所得税法」に改め、同条第二項及び第三項中「第十三条第二項」を「第十二条の三第二項」に改める。

第十六条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第十八条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」（第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日）に改め、同項に次の一号を加える。

九 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に關する事業活動の促進に關する臨時措置法第二十条第一項に規定する事業計画（同法第二条第四項第三号、第四号又は第七号に掲げる同項に規定する特定事業活動について計画が定められているものに限る。）に係

る同法第二十条第一項の承認を受けた同法第二十条第七項に規定する組合等 同法第二十五条第一項に規定する負担金

第二十條第一項中「所得税法の施行地内」を「国内」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百に相当する金額を「製品輸入増加割合（製品輸入増加額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。）の第二号に掲げる金額

に対する割合をいう。以下この項において同じ。）が百分の二に改め、「（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。）」を削り、「百分の二十」の下に、「（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を加える。

第二十條の二第一項中「平成五年」を「平成七年」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十三条第三項に規定するソフトウェア業（第六項において「ソフトウェア業」という。）を営む個人	
イ 同条第二項に規定するプログラム（以下この号において「プログラム」という。）で同法第三條第一項第二号に掲げるものとして政令で定めるプログラム（以下この号において「汎用プログラム」と総称する。）のうち他のプログラムの実行を制御するもの（以下この号において「制御プログラム」という。）の開発に要する費用	その年分の事業所得に係る総収入金額のうち当該個人が開発した制御プログラムとして政令で定めるものとして政令で定める収入金額として計算した金額の百分の十に相当する金額
ロ 汎用プログラム以外のものの開発に要する費用	その年分の事業所得に係る総収入金額のうち当該個人が開発した汎用プログラムで当該個人が開発したものとして政令で定めるものとして政令で定める収入金額として計算した金額の百分の二十五に相当する金額
ハ 情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する役務として政令で定めるものの開発に要する費用	その年分の事業所得に係る総収入金額のうち当該個人が開発したものとして政令で定めるものとして政令で定める収入金額として計算した金額の百分の十に相当する金額

第二十條の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第二章第二節第二款中第二十條の四の次の次の一条を加える。

（再生資源利用促進準備金）

第二十條の五 青色申告書を提出する個人でエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二條第四項第六号に掲げる特定事業活動に関する同法第五條第二項に規定する承認事業計画（以

下この項及び第三項において「承認事業計画」という。）に係る同法第四條第一項の承認を受けたものが、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及び事業を廃止した日の属する年を除く。）以下この項において「適用年」という。）において、当該承認事業計画に従つて行う再生資源（同法第二條第四項第六号に規定する再生資源をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の分別回収又は当該再生資源を利用して製造した製品の市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の百分の十五（政令で定める再生資源については、百分の五）に相当する金額以下の金額を再生資源利用促進準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該適用年における当該再生資源を利用して製造した製品の販売による収入金額として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該適用年の前年における当該再生資源を利用して製造した製品の販売による収入金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該金額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

2 前項に規定する個人のその年の十二月三十一日において、前年から繰り越された再生資源利用促進準備金の金額（その日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該再生資源利用促進準備金の金額については、その積立てをした年別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした年の事業所得の金額の計算上、前項の規定により必要経費に算入された金額の五分の一に相当する金額（当該五分の一に相当する金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額に相当する金額を、それぞれ、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。）

3 第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第五号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する再生資源利用促進準備金の金額をその積立てをした年別に区分した各金額のうち、その積立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。

一 当該再生資源を利用して製品の製造を行わないこととなつた場合 その行わないこととなつた日における再生資源利用促進準備金の金額

二 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第五條第二項の規定により承認事業計画に係る承認が取り消された場合 その取消しの日における再生資源利用促進準備金の金額

三 承認事業計画に定める計画期間が経過した場合 その経過した日における再生資源利用促進準備金の金額

四 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における再生資源利用促進準備金の金額

五 前項、前各号及び次項の場合以外の場合において再生資源利用促進準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における再生資源利用促進準備金の金額

資源利用促進準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における再生資源利用促進準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該再生資源利用促進準備金の金額については、前二項及び第八項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項第二号に掲げる金額の計算の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第二十条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の再生資源利用促進準備金に係る事業を承継した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「若でないとき」とあるのは「若しくは又はその年十二月三十一日までに当該承認事業計画につき第二十条の五第一項に規定する承認を受けた者でないとき」と読み替へるものとする。

第二十三条第一項中「行なつた」を「行つた」に改め、「の額に相当する金額」の下に「その年において探鉱の実施のために交付される国の補助金がある場合には、当該補助金に相当する金額を控除した金額」を加える。

第二十四条第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

第二十八條の三第十一項中「及び第三項を」から第四項までを、「第十二條の二」を「第十二條の三」に、「第十四條を」第十三條の三に改める。第二十八條の四第一項及び第二十九條第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。第三十條の二第一項中「平成五年」を「平成七年」に改める。

第三十一條の二第三項中「前項第七号を」前項第六号に改め、同条第四項中「第二項第七号若しくは第八号を」第二項第六号から第八号までを、「第二項第七号から」を「第二項第六号から」に改め、同条第六項中「第二項第七号を」第二項第六号に改める。

第三十一條の三第一項中「第三十七條を」から第三十七條までを、「に改め、同条第二項第一号中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。第三十三條の六第二項中「及び第三項を」から第四項までを、「第十二條の二」を「第十二條の三」に、「第十四條を」第十三條の三に改める。第三十四條第一項中「第三十七條を」から第三十七條までを、「に改める。

第三十四條の二第一項中「第三十七條を」から第三十七條までを、「に改め、同条第二項第十六号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七條第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買収取られる場合又は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に、「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体」に改め、「場合」の下に「（第三十三條第一項第二号又は前条第二項第三号の規定の適用がある場合を除く。）」を加える。

第三十四條の三第二項第二号中「農用地利用増進法第七條を」農業経営基盤強化促進法第十九

条に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第 号）第九條第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等（同法第二條第二項第一号から第三号までに掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。）の譲渡（農林業の体験のための施設その他の大蔵省令で定める施設の用に供するためのものを除く。）をした場合（前条第二項第一号の規定の適用がある場合を除く。）

第三十五條第一項中「若しくは第三十六條の五」を、「第三十六條の五若しくは第三十六條の六」に改める。

第三十六條の二の見出し中「居住用財産」を「相続等により取得した居住用財産」に改め、同条第一項中「以下次条までを」以下この条、次条及び第三十六條の六第一項を、「所得税法の施行地」を「国内」に、「除く」を「を除く。以下この条及び第三十六條の六第一項において同じ。」に改め、「第三十五條第一項の下に」又は第三十六條の六を加え、同条第二項中「年の」を「譲渡の日」の属する年の「に改める。

第三十六條の三の見出し中「居住用財産」を「相続等により取得した居住用財産」に改める。第三十六條の五の見出し中「居住用財産」を「相続等により取得した居住用財産」に改め、同条中「以下この条の下に」及び次条を加える。第二章第四節第七款の二中第三十六條の五の次に次の一条を加える。

（特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例）
第三十六條の六 個人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一條第三項に規定する所有期間が十年を超えるもののうち次に掲げるもの（以下この条において「譲渡資産」という。）の譲渡（当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額が一億円以下であるもので、かつ、当該譲渡に係る土地又は土地の上に存する権利の対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）をした場合において、平成五年四月一日（当該譲渡の日が平成七年一月一日以後であるときは、当該譲渡の日）の属する年の前年一月一日）から当該譲渡の日（属する年の十二月三十一日）までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、政令で定めるもののうち国内にあるもの（以下この条において「買換資産」という。）の取得（当該買換資産である土地又は土地の上に存する権利の取得に係る対価の額が当該取得に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）をし、かつ、当該取得の日から当該譲渡の日（属する年の翌年十二月三十一日まで）の間に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、当該個人がその年又はその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき第三十一條の三第一項、第三十五條第一項、第三十六條の二又は前条の規定の適用を受けている場合を除き、当該譲渡資産の譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあつては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一條の規定を適用する。

一 当該個人がその居住の用に供している家屋

(当該個人がその居住の用に供している期間として政令で定める期間が十年以上であるものに限り)で政令で定めるもののうち国内にあるもの

二 前号に掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの(当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限り)

三 前二号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

四 当該個人の第一号に掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家

屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一条第三項に規定する所有期間が十年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利(当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限り)

2 第三十六条の二第二項から第七項まで、第三十六条の三及び第三十六条の四の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十六条の二第二項	前項の規定は、譲渡資産の譲渡	第三十六条の六第一項の規定は、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に同項に規定する譲渡資産(以下第三十六条の四までに於いて「譲渡資産」という)の同項に規定する譲渡
第三十六条の二第三項	第一項(前項において準用する場合)	第三十六条の六第一項(同条第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定)
第三十六条の二第四項及び第五項	第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の二第六項	第四項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第四項
第三十六条の二第七項	同条第七項	第三十三条第七項
第三十六条の二第七項	第三項から前項まで	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項から第六項まで
第三十六条の三第一項	第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の三第二項	前条第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の三第二項	前条第二項において準用する同条第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定により第三十六条の六第一項

第三十六条の三第四項		の同条第二項	の同条第二項において準用する第三十六条の二第二項
第三十六条の三第一項		前条第二項に規定する	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項に規定する
第三十六条の四		第三十六条の三第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の三第一項
第三十六条の二第二項		第三十六条の二第二項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定
前条第一項		第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の三第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の三第一項
なつた者		第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の三第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の三第一項

3 第一項(前項において準用する第三十六条の二第二項の規定を含む。次項及び第五項において同じ)の規定は、譲渡資産の第一項に規定する譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年又はその年の前年若しくは前々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡(次項において「収用交換等による譲渡」という)を除く。以下この項、次項及び第八項において「前三年以内の譲渡」という)をしてい

4 第一項の規定は、譲渡資産の同項に規定する譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡(収用交換等による譲渡を除く)をした場合において、当該家屋又は土地若しくは土地の上に

5 譲渡資産の譲渡につき第一項の規定の適用を受けている者は、前項の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた譲渡をした日から四月を経過する日までに当該譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の所得税に

6 前項の規定に該当する場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7 第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあ

るのは「第三十六條の六第五項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の五第一項」とあるのは「第三十六條の六第五項」と読み替へるものとする。

8 前三項に定めるもののほか、前三年以内の譲渡が贈与によるものである場合における当該前三年以内の譲渡に係る対価の額の特例その他第三項及び第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 個人が、その有する家屋若しくは土地若しくは土地の上に存する権利で譲渡資産に該當するもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で買換資産に該當するもの（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三條の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。）を以下この項において「交換」とし、当該交換に伴い交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項及び第三項から前項まで並びに第二項において準用する第三十

十六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九條第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画（以下この号において「所有権移転等促進計画」という。）の定めるところにより譲渡をされる土地等（同法第二條第二項第一号から第三号までに掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。）

第三十七條の三第二項第一号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「第十二條の二」を「第十二條の三」に、「第十四條」を「第十三條の三」に改め

六條の二第二項から第七項まで、第三十六條の三及び第三十六條の四の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に對應するものとして政令で定める部分に限る。以下この号において同じ。）は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換譲渡資産の価額に相當する金額をもつて第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換取得資産の価額に相當する金額をもつて第一項の取得をしたものとみなす。

第三十七條第一項の表以外の部分中「第十八号」を「第十九号」に、「第十六号」を「第十七号」に改め、同表の第一号及び第十四号中「所得税法の施行地」を「農用地利用集積計画」に改め、同表の第十八号を同表の第十九号とし、同表の第十七号中「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同表の第十八号を「国内」に改め、同表の第十七号とし、同表の第十五号の次に次の一号を加える。

当該所有権移転等促進計画の定めるところにより取得をする土地等（農業又は林業の用に供されるものに限る。）

る。

第三十七條の五第一項中「第三十六條の二」の下に、「第三十六條の六」を加える。

第三十七條の六第一項第三号中「第三十七

条」を「から第三十七條まで」に改める。

第三十七條の十四第一項中「所得税法の施行地外の地域」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に、「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同条第三項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

第三十八條第一項中「所得税法の施行地外」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に、「又は同法」を「又は所得税法」に改め、同条第三項及び第五項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。第三十九條第一項中「その資産に對應する部分として及び」ところにより計算した」を削る。

第四十一條第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同条第四項中「第三十六條の五」の下に、「第三十六條の六」を加え、同条第五項中「第三十六條の二第一項の下に」若しくは「第三十六條の六第一項を」、「第三十六條の五」の下に、「第三十六條の六」を加える。

第四十一條の十第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法第七十四條第三号」を「所得税法第七十四條第三号」に改める。

第四十一條の十一中「所得税法の施行地」を「国内」に、「同法」を「所得税法」に改める。

第四十一條の十三中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「所得税法の施行地外の地域」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に改める。

第四十一條の十七を第四十一條の十八とし、第四十一條の十六の次に次の一条を加える。

（ホステス等の業務に關する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例）

第四十一條の十七 ホテル、旅館その他飲食をする場所において客に接待その他の役務の提供を行うことを業務とする者で政令で定めるもの（以下この項において「ホステス等」という。）をこれらの場所に派遣して当該業務を行わせることを内容とする事業を営む者が、当該ホステス等である居住者に対し国内においてその業務に關する報酬又は料金を支払う場合には、当該報

酬又は料金は、所得税法第二百四條第一項第六号に掲げる報酬又は料金とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第三号中「施設の経営者」とあるのは「施設の経営者及び租税特別措置法第四十一條の十七第一項ホステス等の業務に關する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例」に規定する事業を営む者と、同条第三項中「ホステス等」とあるのは「ホステス等（租税特別措置法第四十一條の十七第一項に規定するホステス等を含む。）」と、「同項」とあるのは「第一項」と読み替へるものとするほか、前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二條第一項中「所得税法の施行地（以下この項において「国内」という。）を「国内」に、「同法第六十一條第二号」を「所得税法第六十一條第二号」に、「同法の施行地外の地域」を「国外」に改める。

第四十二條の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「除く。以下この条」を「除く。以下この項」に、「昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額）のうち最も多い額を「比較試験研究費の額」に、「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に、「この項において」を「この項、第四項及び第七項において」に改め、同条第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「法人税法の施行地」を「国内」に、「次項において」を「次項及び第四項第一号において」に、「多い額」を「比較試験研究費の額」に改め、同条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七

年三月三十一日に、「次項」を「第六項」に、「第六項から第八項まで」を「次項、第九項及び第十項」に、「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条第九項中「又は第四項」を「又は第六項」に、「又は第三項（第四項において読み替えて適用する場合を含む）」を、「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第一項」の下に「又は第四項」を、「基準年度から」の下に「第一項又は第四項に規定する」を加え、「同項」を「第一項、第四項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は第三項（第四項）」を、「第三項（第六項）」に、「含む」を「含む。第十一項において同じ。」、第四項（第六項）において読み替えて適用する場合を含む。次項及び第十一項において同じ。又は第五項（第六項）において読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。」に改め、「明細書」の下に「（第五項の規定の適用を受ける場合には、その適用を受ける旨の記載があるものに限る）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項」を「第四項及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前各項」を「この条」に改め、同項第五号中「前号」を削り、同項を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項の次に次の一号を加える。

五 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうちエネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、国の試験研究機関と共同して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものをいう。

第四十二条の四第五項第二号中（第四十六條の三）を「第四十六條の四」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第七項とする。

二 比較試験研究費の額 昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（第一項

ただし書に規定する法人については、設立後最初の事業年度。第十項において「基準年度」という。）から第一項又は第四項に規定する適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額）のうち最も多い額をいう。

第四十二條の四第四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「又は前項」を「第三項から前項まで又は次項第二号」に改め、「以下この項において「特定株式」という」を削り、「試験研究費の額（当該」とあるのは「試験研究費の額に当該各事業年度において取得した特定株式の取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額（当該」と、「当該試験研究費の額」とあるのは「当該加算して得た金額」と、前項を「第三項」に、「次項」を「第六項」に、「とする」と、第四項第二号イ中「試験研究費の額」とあるのは「試験研究費の額に特定試験研究会社の株式（平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に当該特定試験研究会社の設立（合併）による設立を除く。）又は資本の増加に伴う払込みににより取得し、かつ、当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き所有している株式に限る。以下この項及び次項において「特定株式」という。）のうち当該適用年度において取得したものの取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額」と、同項ハ中「当該試験研究費の額」とあるのは「当該試験研究費の額に当該適用年度において取得した特定株式の取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額」と、次項第二号中「試験研究費の額（当該」とあるのは「試験研究費の額に、前項の規定によ

り読み替えて適用する第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、当該各事業年度において取得した特定試験研究会社の株式（昭和六十三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に当該特定試験研究会社の設立（合併）による設立を除く。）又は資本の増加に伴う払込みににより取得し、かつ、当該各事業年度終了の日まで引き続き所有している株式に限る。）の取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額（当該」と、「当該試験研究費の額」とあるのは「当該加算して得た金額」とする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 青色申告書を提出する法人の平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（第一項又は前項（第六項）において読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用年度」という。）において、当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額から、当該適用年度の当該特別試験研究費の額の百分の六に相当する金額（当該法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該百分の六に相当する金額と当該各号に定める金額（当該法人が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次の各号に定める金額の合計額）との合計額）を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の十（当該法人が第一号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五。以下この項において同じ。）に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該法人が当該適用年度においてその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基礎技術開発研究用資産を取得し、又は

基礎技術開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（平成七年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合に限る。）当該基礎技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額を超え、かつ、ハに掲げる金額がニに掲げる金額を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額とハに掲げる金額からニに掲げる金額を控除した金額とのいずれか少ない金額の百分の二十に相当する金額

イ 当該法人の当該適用年度（平成五年四月一日以後に設立をした法人（合併により設立をした法人を除く。）の設立後最初の事業年度を除く。以下この号において同じ。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額

ロ 当該法人の比較試験研究費の額

ハ 当該法人の当該適用年度の当該試験研究費の額から当該特別試験研究費の額を控除した金額

ニ 当該法人の当該比較試験研究費の額から当該比較試験研究費の額が支出された事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された特別試験研究費の額（当該支出された事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支出された事業年度の当該特別試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該支出された事業年度の月数で除して計算した金額）を控除した金額

5 前項（次項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が前項第二号ニの計算をする場合において、比較試験研究費の額のうち特別試験研究費の額が含まれていないときは、当該比較試験研究費の額から、当該比較試験研究費の額に当該適用年度の特別試験研究費の額が試験研究費の額のうち占め

る割合を乗じて計算した金額を控除した金額をもつて同号二に掲げる金額とすることができ

る。

第四十二条の五第一項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に、「又は第三号に掲げる減価償却資産」を「若しくはハ、第三号イ、第五号又は第六号に掲げる減価償却資産（第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。）に、当該取得価額を、当該取得価額（第六号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）に、」が同号ロを「が第三号ロ」に改め、同項第一号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 廃棄物を製造工程において原材料として再生利用する機械その他の減価償却資産

第四十二条の五第一項に次の一号を加える。

六 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第五条第一項に規定する承認事業者等

が同法第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動に係る同法第五条第二項に規定する承認事業計画に従つて取得又は製作若しくは建設をする機械その他の減価償却資産のうちエネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（前各号に掲げる減価償却資産に該当するものを除く。）

第四十二条の五第二項中「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に改める。

「第四十二条の六第一項及び第二項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に、「同法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「法人税法の施行地」を「国内」に改める。

第四十二条の七第一項中「平成五年三月三十一

日」を「平成七年三月三十一日（第一号に掲げる法人については、平成六年六月三十日）」に、「法人税法の施行地」を「国内」に、「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に、「同法」を「法人税法」に改め、「百分の三十」の下に「（当該特定事業基盤強化設備が第五号に定める資産である場合には、百分の二十）」を加え、同項第一号中「特定農産加工業者」の下に「（中小企業者等）」を、「農業協同組合等」の下に「（をいう。第五号において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 農業を営む法人（中小企業者等に限る。）で農業機械化促進法第五条の三第二項に規定する導入計画に定められた同項第三号に規定する特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件を満たすものとして大蔵省令で定めるところにより認定を受けたもの 同法第五条の二第二項第三号に規定する特定高性能農業機械に該当する機械及び装置のうち政令で定めるもの

第四十二条の七第二項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「同法」を「法人税法」に、「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七に相当する特定事業基盤強化設備が前項第五号に定める資産である場合には、百分の五に相当する金額の合計額」に改め、同条第三項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七に相当する特定事業基盤強化設備が第一項第五号に定める資産である場合には、百分の五に相当する金額の合計額」に改める。

第四十二条の八第一項中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、「法人」の下に「（特定国内販売会社を含む。）」を加え、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額を、製品輸入増加割合（製品輸入増加額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。

以下この項及び次項において同じ。）が百分の二」に改め、「で当該製造業」の下に「（特定国内販売会社については、当該特定国内販売会社の営む事業）」を加え、「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に、「同法」を「法人税法」に、「（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。次項において同じ。）の百分の五十」を「百分の二十五」に改め、当該製品輸入増加割合に百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二・五を乗じて計算した割合当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨て（を）に改め、同条第二項中「前項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額を、製品輸入増加割合が百分の二」に改め、「百分の五」の下に「（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二の一分の一を乗じて計算した割合当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨て（を）を加え、同条第六項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「で政令で定めるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

第四十三条第一項の表の第一号中、「百分の二十」を「百分の二十」とし、特定の物質によるオゾン層の破壊の防止に著しく資する機械その他の減価償却資産として政令で定めるものについては百分の二十一とする。に改め、同表の第四号中「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第五号中「本邦を」と、本邦に、百分の十八を「百分の十八」とし、油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるタンカーについては百分の二十とする。に改める。

第四十三条の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第四十三条の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条第五項に規定する認定法人（政令で定めるものに限る。）に該当する」を「次の表の各号の上欄に掲げる」に、「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われた同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画」を「当該各号の中欄に掲げる計画（平成三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に同欄に規定する認定が行われたものに限る。）に、」同項に規定する保全事業等（以下この項において「保全事業等」という。）の用に供される建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものを「当該各号の下欄に掲げる減価償却資産に、」保全事業用資産を「保全事業等資産」に、「保全事業等の用」を「事業の用」に改め、同項に次の表を加える。

法人		計 画		資 産	
一	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条第五項に規定する認定法人（政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	同条の認定に係る同条に規定する事業計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び

めの基盤整備の促進に關する法律第七條の認定を受けた法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。）

て「事業計画」という。

び装置のうち政令で定めるもの

第四十四條第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第四十四條の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げる法人については、平成六年六月三十日）に改め、同項の表の第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の二十一」を「百分の二十」に改め、同表の第二号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。

第四十四條の五第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「五年以内」を「八年以内」に改め、「定める期間」の下に「（以下この項において適用期間という。）」を加え、「を」を「取得し、又は特定余暇利用施設を建設して」を「取得等（取得又は建設をいう。以下この項において同じ。）をして」に、「取得価額の百分の十三に相当

する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした特定余暇利用施設 百分の十三
二 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く） 百分の十
三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く） 百分の八

第四十四條の六第一項中「その製作」の下に「又は建設」を、「又は製作」の下に「若しくは建設」を加え、同項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 電波の共同利用を可能とするための高度の機能を有する無線設備その他の設備で電波の効率的な利用に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで	当該設備でその取得価額が政令で定める金額以上のもの	百分の二十
三 電気通信事業法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者に該当する法人	平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで	電気通信業務の安定的な提供に著しく資する設備で政令で定めるもの	百分の二十

第四十四條の八第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。
第四十五條の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作後」を「製

作の後」に改め、同条第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作若しくは建設の後」を「製作の後」に、「製作し、若しくは建設して」を「製作して」に改め、同項の表の第一

号ハを削り、同条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「老人保健法第六條第四項に規定する老人保健施設の用に供される」を「次の各号に掲げる」に、「老人保健施設用建物」を「特定医療用建物」に改め、「若しくは前項」を削り、「の百分の十に相当する金額を」に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 老人保健法第六條第四項に規定する老人保健施設の用に供される建物及びその附属設備 百分の十
二 病院のうち老人保健法第四十八條第一項に規定する看護強化病床に収容された患者のための施設で政令で定めるものの用に供される建物及びその附属設備 百分の八
三 病院のうち医療法第一條の五第二項に規定する療養型病床群に収容された患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備 百分の八

第四十六條第一項第一号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成五年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同項第三号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第四十六條の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の五十（当該法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）」に、「百分の十四」を「百分の二十四」に、「百分の十九」を「百分の三十一」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 障害者 精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。
二 障害者雇用割合 当該事業年度終了の日における常時雇用する従業員の総数に対する雇用障害者数の割合として政令で定めるところ

により計算した割合をいう。
三 雇用障害者数 当該事業年度終了の日における常時雇用する障害者の数（当該障害者のうちに障害者の雇用の促進等に関する法律第二條第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度精神薄弱者（以下この号において「重度の障害者」という。）がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数と通常の従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数）をいう。

第四十六條の二第四項中「係る同項の」を「係る」に改める。
第四十六條の三第一項中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の制増償却）

第四十六條の四 青色申告書を提出する法人が、次の各号に規定する認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該法人の有する当該各号に定める減価償却資産（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條から第四十五條の二まで又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該法人が、平成五年四月一日から平成七

年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画(同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。)に係る同法第十二条第三項の認定を受けた農業生産法人(農地法第二十一条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。)で、当該農業経営改善計画に従つて所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。)の取得、贈与、出資又は合併による取得(除く)をし、又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員所有する農業経営基盤強化促進法第四十条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他政令で定めるものを除く)を受けた農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいることについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、農業用の機械及び装置(これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む)、建物及びその附属設備並びに生物(当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合に、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。)

二 当該法人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、林業等振興資金融通暫定措置法第五条第二項に規定する合理化計画(その申請が同項第二号に掲げる法人で政令で定めるものと共同でされたものに限る。以下この号において「合理化計画」という。)に係る同項の認定を受けた法人のうち主として素材生産業を営むものとして政令で定めるもので、当該合理化計画に従つて同項に規定する事業規模の拡大が行われていることについて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置(当該法人が当該合理化計画に係る認定前他の合理化計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合に、当該機械及び装置のうち新たな合理化計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。)

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十七條第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、「第四十五條の二」までの下に、「第四十六條の三を加え、百分の十八を「百分の十七」に改め、同条第四項中「附属設備」の下に、「(第四号の三及び第四号の四に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と同時に設置される駐車場の用に供する機械及び装置で大蔵省令で定めるものを含む)」を加え、同項第四号の三「中」に掲げる「駐車場」の下に、「(次号において「都市計画駐車場」という。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の四 次に掲げる自転車駐車場の用に供される建築物

イ 都市計画駐車場として建築し、又は設置される自転車駐車場(自転車の駐車のため施設で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自転車の駐車のために供する部分を設けるもの又は大蔵省令で定める特殊の装置を用いるものをいう。以下この号において同じ。)

ロ 一般公共の用に供されるものであることその他の政令で定める要件を満たす自転車駐車場

第四十八條第一項中「法人税法の施行地を「国内」に、若しくは第四十六條の三を「第四十六條の三若しくは第四十六條の四に、同法を「法人税法」に改める。

第四十九條第一項及び第五十條第一項中「平成

五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十二條第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」(第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日)に改め、同項に次の一号を加える。

九 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十条第一項に規定する事業計画(同法第二十条第四項第三号、第四号又は第七号に掲げる同項に規定する特定事業活動について計画が定められているものに限る。)に係る同法第二十条第一項の承認を受けた同法第二十条第七項に規定する組合等 同法第二十五条第一項に規定する負担金

第五十四條第一項中「法人税法の施行地内」を「国内」に改め、「定める法人」の下に、「(特定国内販売会社を除く。)」を加え、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額を、製品輸入増加割合(製品輸入増加額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。))の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。以下この項において同じ。)」が百分の二に改め、「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除

した金額をいう。を削り、「百分の二十」の下に「きは、当該製品輸入増加割合に二を乗じて計算し、同条第五項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「政令で定めるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特定国内販売会社 その発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上の数又は額の株式又は特分が製造業を営む第二十条第一項第二号に規定する外国法人により所有されている内国法人で、当該外国法人の製造した輸入促進対象製品を国内において販売しているものとして政令で定めるものをいう。

第五十五條第二項第七号中「法人税法の施行地外の地域を「国外」に、法人税法の施行地内を「国内」に改める。

第五十五條の七第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十六條の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「二十一万円」を「十九万円」に改める。

第五十六條の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十六條の五第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

情報処理の促進に関する法律第二十三条第三項に規定するソフトウエア業(第三項においてソフトウエア業という)を営む法人	イ 同条第二項に規定するプログラム(以下この号及び第三号において「プログラム」という。)で同法第二十三条第一項第二号に掲げるプログラム及び第二号に準ずるものとして政令で定めるプログラム(以下この号において「汎用プログラム」と総称するもの)のうち他のプログラムの実行を制御するもの(以下この号において「制御プログラム」という。)の開発に要する費用	当該法人が開発した制御プログラムとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る当該事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額
---	--	---

ロ 汎用プログラムのうち制御

制御プログラム以外の汎用プロ

プログラム以外のものの開発に要する費用	が開発したものとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る当該事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二十五に相当する金額
情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する業務として政令で定めるものの開発に要する費用	当該業務で当該法人が開発したものとして政令で定めるものの提供に係る当該事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額

第五十七條の五第八項第一号及び第五十七條の六第四項第一号中「法人税法の施行地」を「国内」に改める。

第三章第二節第五十七條の八を第五十七條の九とし、第五十七條の七の次に次の一条を加える。

(再生資源利用促進準備金)

第五十七條の八 青色申告書を提出する法人でエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二條第四項第六号に掲げる特定事業活動に関する同法第五條第二項に規定する承認事業計画(以下この項及び第三項において「承認事業計画」という。)に係る同法第四條第一項の承認を受けたものが、平成五年四月一日から平成七月三十一日までの間に開始する各事業年度(設立(合併)による設立を除く。)の日(法人税法第二條第四号に規定する外国法人にあつては同法第四十一條第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二條第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同法第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。)を含む事業年度、解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。において、当該承認事業計画に従つて行う再生資源(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事

業活動の促進に関する臨時措置法第二條第四項第六号に規定する再生資源をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の分別回収又は当該再生資源を利用して製造した製品の市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の百分の十五(政令で定める再生資源については、百分の五)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により再生資源利用促進準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該適用年度における当該再生資源を利用して製造した製品の販売による収入金額として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該適用年度の直前の事業年度における当該再生資源を利用して製造した製品の販売による収入金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該事業年度の月数と当該適用年度の月数が異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額)

2 前項の規定の適用を受けた法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された再生資源利用促進準備金の金額(その日まで次項の規定により益金の額に算入された、若

しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該再生資源利用促進準備金の金額については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第五号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する再生資源利用促進準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該再生資源を利用して製品の製造を行わないこととなつた場合、その行わないこととなつた日における再生資源利用促進準備金の金額

二 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第五條第二項の規定により承認事業計画に係る承認が取り消された場合、その取消しの日における再生資源利用促進準備金の金額

三 承認事業計画に定める計画期間が経過した場合、その経過した日における再生資源利用促進準備金の金額

四 解散した場合、当該解散の日における再生資源利用促進準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

五 前項、前各号及び次項の場合以外の場合において再生資源利用促進準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における再生資源利用促進準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における再生資源利用促進準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該再生資源利用促進準備金の金額については、前二項及び第八項の規定は、適用しない。

5 第一項及び第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一項に規定する法人が合併法人である場合における同項第二号に掲げる金額の計算の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第五十四條第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四條第十二項から第十四項までの規定は、第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同法第十三項中「者でないとき」とあるのは、者又は当該事業年度終了の日までに当該承認事業計画につき第五十七條

の八第一項に規定する承認を受けた者でない」と「第五十七条の八第二項」と読み替えるものとする。

第五十八条の二第二項中「法人税法の施行地内」を「国内」に、「海外の地域（同法の施行地外の地域をいう。以下次条までにおいて同じ。）を「国外」に改め、同条第三項中「海外の地域」を「国外」に改める。

第五十八条の三第一項第一号中「の額に相当する金額」の下に「（当該事業年度において採鉱の実施のために交付される国の補助金がある場合には、当該補助金に相当する金額を控除した金額）」を加え、同条第二項中「海外の地域」を「国外」に改める。

第六十一条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 農業生産法人の課税の特例（農用地利用集積準備金）

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。終了の日において農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の規定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項の特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該事業年度において、同法第四條第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分によ

り積立金として積み立てる方法を含む。）により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定の適用を受けた法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された農用地利用集積準備金の金額（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした事業年度終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した農用地利用集積準備金の金額は、その五年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第四号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農用地利用集積準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 特定農用地利用規程の認定が取り消された場合又は当該法人が特定農業法人に該当しないこととなつた場合、その取消の日又は該当しないこととなつた日における農用地利用集積準備金の金額

二 特定農用地利用規程の農業経営基盤強化促進法第二十三条第九項に規定する有効期間が経過した場合、その経過した日における農用地利用集積準備金の金額
三 解散した場合、当該解散の日における農用地利用集積準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において農用地利用集積準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における農用地利用集積準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における農用地利用集積準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該農用地利用集積準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段の規定は、第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は第六十一条の二第一項に規定する特定農業法人でないとき」と、同条第十四項前段中「第六項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

（農用地等取得した場合の課税の特例）
第六十一条の三 前条第一項の農用地利用集積準備金の金額（同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人が、各事業年度において、同条第一項に規定する特定農用地利用規程

程の定めるところに従い同項に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。）をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産で当該法人が同条第一項に規定する利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることに伴い必要となるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して、当該農用地又は特定農業用機械等（第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合には、当該事業年度において同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第一項の農用地利用集積準備金の金額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することにより引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等における損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をし

た書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限る、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第四十二条の四第二項から第四項までの規定並びに第四十二条の五から第四十二条の七まで、第四十三条から第四十五条の二まで及び第四十六条の四から第五十一条まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受けた農用地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合における当該農用地等の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第六十二条の三第二項第一号イ中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条第五項中「前項第七号」を「前項第六号」に改め、同条第六項中「第四項第七号若しくは第八号」を「第四項第六号から第八号まで」に、「同項第七号」を「同項第六号」に改め、同条第七項中「第四項第七号」を「第四項第六号」に改める。

第六十四条第六項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第六十五条の四第一項第十六号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買収される場合又は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に、「又は地方公共団体を」若しくは「地方公共団体に」改め、「場合」の下に、「（第六十四条第一項第二号又は前条第一項第三号の規定の適用がある場合を除く）」を加える。

第六十五条の五第一項中「農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合に、同法第八條第二項第一号に規定する農用地地区

域内にある土地等を農用地利用増進法第七条の規定による公告があつた同条の農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める」を「次の各号に掲げる」に、「当該該当を」当該各号に該当」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合
二 農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等（同法第二條第二項第一号又は第二号に掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。）の譲渡（農林業の体験のための施設その他の大蔵省令で定める施設の用に供するためのもので除く。）をした場合（前条第一項第一号の規定の適用がある場合を除く。）

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「第九号」を「第二十号」に、「第十七号」を「第十八号」に改め、同表の第一号及び第十五号中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同表の第十六号中「第六十五条の五第一項」を「第六十五条の五第一項第二号」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同表の第十九号を同表の第二十号とし、同表の第十八号中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同号を同表の第十九号とし、同表の第十六号の次に次の一号を加える。

十七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画（以下この号において「所」有権移転等促進計画」という。）の定めるところにより譲渡をされる土地等（同法第二條第二項第一号から第三号までに掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。）

第六十五条の七第七項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第十項第二号中「第十七号」を「第十八号」に改める。

第六十五条の八第一項中「第十七号」を「第十八号」に改める。

第六十六条第一項第三号中「同法の施行地（以下この号において「国内」という。）」を「国内」に改める。

第六十六条の五第三項中「第二條第一項第一号」を「第二條第一項第一号の二」に改め、同条第七項中「法人税法の施行地（以下この項において「国内」という。）」を「国内」に、「法人税法の施行地」を「国内」に改める。

第六十六条の六第二項中「第二條第一項第一号」を「第二條第一項第一号の二」に改める。

第六十六条の十第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日（第三号及び第六号に掲げる法人については、平成六年六月三十日）」に改め、同項に次の一号を加える。

九 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二條第七項に規定する組合等 同法第二條第一項の承認に係る同項に規定する事業計画において定められている同条第三項に規定する試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改める。

第六十七条の六第一項中「法人税法の施行地」を「国内」に改める。

第六十八条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条第二項中「法人税法の施行地」を「国内」に改める。

第六十八条の二第一項中「昭和六十年四月一日から平成二年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に、「各号に掲げる金額」を「各号に定める金額」に改め、同項第一号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号中（当該事業年度終了の前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。）及び「（次号に掲げる事業年度を除く。）」を削り、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「平成二年四月一日」を「平成七年四月一日」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「四年以前」の繰越所得税額控除限度超過額を「当該事業年度終了の前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額（以下この項において「四年以前の繰越所得税額控除限度超過額」という。）に改め、同項第二号中「と前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」と当該事業年度の事業年度から繰り越された繰越所得税額控除限度超過額（四年以前の繰越所得税額控除

限度超過額を除く。以下この項において「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。）に改める。

第三章第八節第六十八條の四の次に次の一条を加える。

（適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例）

第六十八條の五 法人税法第八十四條第三項に規定する適格退職年金契約（次項において「適格退職年金契約」という。）に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を行う同条第二項第一号から第三号までに掲げる法人が特例適格退職年金契約を締結している場合における同項に規定する退職年金等積立金額については、同項第一号イ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十八條の五第二項（適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例）に規定する特例適格退職年金契約（以下この項において「特例適格退職年金契約」という。）については、各特例適格退職年金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約を締結した当該内国法人が厚生年金基金水準相当給付（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二百三十二條第三項（年金給付の基準）に規定する相当する水準の給付の額から同条第二項に規定する額（当該契約に係る事業主が厚生年金基金の同法第一百七十七條第三項（代議員会）に規定する設立事業所の事業主である場合には、当該厚生年金基金が行う給付の額）を控除した額の給付に準じた給付をいう。以下この号及び次号イにおいて同じ。）を行うものとした場合に当該厚生年金基金水準相当給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した残額当該控除した残額のうち、当該契約に係る掛金の額（その信託財産に係るものに限る。）がある場合には、当該控除した残額からその部分の金額を控除した金額）として政令で定めるところにより計算した金額」と、同項第三号イ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（特例適格退職年金契約については、各特例適格退職年金契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち其積立金に相当する金額から、当該契約を締結した当該農業協同組合連合会が厚生年金基金水準相当給付（厚生年金保険法（昭和三十一年法律第十五号）第二百三十二條第三項に規定する相当する水準の給付の額から同条第二項に規定する額を控除した額の給付に準じた給付をいう。以下この号において同じ。）を行うものとした場合に当該厚生年金基金水準相当給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した残額（当該控除した残額のうち、当該契約に係る掛金の額（その共済金受取人が負担した部分の金額（その共済掛金積立金に係るものに限る。）がある場合には、当該控除した残額からその部分の金額を控除した金額）として政令で定めるところにより計算した金額）とする。

第五節

大蔵委員会会議録第四号

平成五年三月二十九日

【参議院】

り計算した金額」と、同項第二号イ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（特例適格退職年金契約については、各特例適格退職年金契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約を締結した当該内国法人が厚生年金基金水準相当給付を行うものとした場合に当該厚生年金基金水準相当給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した残額（当該控除した残額のうち、当該契約に係る保険料の額でその保険金受取人が負担した部分の金額（その保険料積立金に係るものに限る。）がある場合には、当該控除した残額からその部分の金額を控除した金額）として政令で定めるところにより計算した金額」と、同項第三号イ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（特例適格退職年金契約については、各特例適格退職年金契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち其積立金に相当する金額から、当該契約を締結した当該農業協同組合連合会が厚生年金基金水準相当給付（厚生年金保険法（昭和三十一年法律第十五号）第二百三十二條第三項に規定する相当する水準の給付の額から同条第二項に規定する額を控除した額の給付に準じた給付をいう。以下この号において同じ。）を行うものとした場合に当該厚生年金基金水準相当給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した残額（当該控除した残額のうち、当該契約に係る掛金の額（その共済金受取人が負担した部分の金額（その共済掛金積立金に係るものに限る。）がある場合には、当該控除した残額からその部分の金額を控除した金額）として政令で定めるところにより計算した金額）とする。

2

前項に規定する特例適格退職年金契約とは、適格退職年金契約のうち、使用人が少数である事業主その他これに類する者との契約であることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

第七十條の九第二項中「年四・八パーセント」の

下に「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に延納の許可を受けた相続税額に係る利子税で平成五年四月一日以後の期間に対応するものについては、年四・二パーセント」を加える。

第七十二條から第七十五條までの規定中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第七十七條中「平成五年十二月三十一日」を「平成七年十二月三十一日」に改める。

第七十七條の二第二項中「農地法第三條第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業」を「農業経営基盤強化促進法第四條第一項に規定す

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三條第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより、同法第八條第一項に規定する農業振興地域整備計画（政令で定めるものに限る。）において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある同法第三條第一号から第三号までに掲げる土地又は同条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地の取得をした場合

二 農業経営基盤強化促進法第四條第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二條第三項第三号に規定する農林地所有権の移転等促進事業により、政令で定める土地を取得し、当該農業を営む者の農業の用に供した場合

る農地保有合理化事業」に、「同項ただし書に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地を、同条第一項第一号に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地」に改める。

第七十七條の三「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「次の各号」を「次の表の各号の上欄」に、「当該各号」を「当該各号の上欄」に、「に掲げる日」を「の中欄に掲げる日」に、「第一号に規定する土地の所有権の移転の登記にあつては千分の三十」とし、第二号に規定する土地の所有権の移転の登記にあつては千分の二十五を「当該各号の下欄に掲げる割合」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

当該勧告、調停又はあつせんがあつた日	千分の三十五
当該利用権設定等促進事業に係る農業経営基盤強化促進法第十九條の規定による農用地利用集積計画の公告の日	千分の二十五
当該農林地所有権移転等促進事業に係る同法第九條第一項の規定による所有権移転等促進計画の公告の日	千分の三十

「平成七年三月三十一日」に改める。

第八十二條を削り、第八十二條の二を第八十二條とし、第八十二條の三を第八十二條の二とする。

第八十三條の見出し中「移転登記」を「移転登記等」に、「軽減等」を「軽減」に改め、同条第二項中「平成元年四月一日から平成五年三月三十一日ま

で「を」平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に、「ついでに」を「係る登録免許税の税率は」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする」に改める。

第八十五条第一項中「第八十七条の二」を「第八十七条の三」に改める。

第八十七条中「第三章」の下に「及び次条」を、「同章の下に」及び「同条」を加える。

第六章第二節中第八十七条の二を第八十七条の三とする。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(低アルコール分のしょうちゆう等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の二 次の表の上欄に掲げる酒類発泡性を有するものを除く。でアルコール分(酒

税法第三条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキエール類)についてはアルコール分が

十二度未満のものに限る。に對する酒税の税率は、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットル

につき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒類	品目	基準アルコール分	基準税率
しょうちゆう	しょうちゆう甲類	二十五度	十一万九千八百円
しょうちゆう	しょうちゆう乙類	二十五度	七万八千八百円
ウイスキー類	スピリッツ	四十度	九十八万二千三百円
スピリッツ類	スピリッツ	三十七度	三十三万四千四百円
リキエール類		十二度	八万五千円

2 前項に規定する算式は、次に掲げるものとし、当該算出の過程において生ずる一元未満の端数の金額及び当該酒類のアルコール分の度数の一度未満の端数は、切り捨てて計算するものとする。

※ 計算式は、
$$\frac{\text{アルコール分} \times \text{度数} \times \text{基準税率}}{100}$$
 となる。

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- しょうちゆう又はしょうちゆう甲類若しくはしょうちゆう乙類 酒税法第三条第五号に規定するしょうちゆう又は同法第四条第一項に規定するしょうちゆう甲類若しくはしょうちゆう乙類をいう。
- ウイスキー類 酒税法第三条第九号に規定

するウイスキー類をいう。

三 スピリッツ類又はスピリッツ 酒税法第三条第十号に規定するスピリッツ類又は同法第四条第一項に規定するスピリッツをいう。

四 リキエール類 酒税法第三条第十一号に規定するリキエール類をいう。

第八十八条の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第八十九条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成五年十一月三十日」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 平成五年十二月一日から平成十年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九

条及び地方道路税法第四条の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万八千六百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあつては五千二百円の税率により計算した金額とする。

第八十九条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項の規定を」第一項の規定に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 第二項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五百三十八分の五十二」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五百三十八分の四百八十六」として、これらの規定を適用する。

5 第一項の規定の適用を受けた揮発油につき、揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條第一項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成五年十二月分以後の各月分であるときは、当該揮発油については、第二項の規定の適用を受けた揮発油を揮発油の製造者がその製造場に戻し入れ、又は移入したものとみなして揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條の規定を適用する。

6 前項の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油につき、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第七條の規定の適用がある場合について準用する。

第八十九条の三第一項及び第八十九条の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「平成五年四月三十日」を「平成十年四月三十日」に改める。

第九十一条第二項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 銀行その他の政令で定める金融機関のうち、証券取引法第六十五條の二第一項の規定により、前項の規定の適用を受ける約束手形に係る業務につき大蔵大臣の認可を受けたもの

ロ 証券取引法第二條第九項に規定する証券会社のうち、同法第二十八條第二項第三号又は第四号に掲げる免許を受けたもの

第九十一条第二項第二号に次のように加える。

ハ 外国証券業者に関する法律第二條第二号に規定する外国証券会社のうち、同法第三條第三項第三号又は第四号に掲げる免許を受けたもの

第九十一条の次に次の一条を加える。

(株式分割等に係る株券の印紙税の非課税)

第九十一条の二 証券取引法第二條第十二項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第七十五條第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた商

法第二百八十八條第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議又は同法第三百四十二條第一項の規定による商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十六條

第一項に規定する一単位の株式の数(以下この項において「単位の株式の数」という。)の変更に係る株主総会の決議に基づき平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に作成する印紙税法別表第一第四号に掲げる株券(以下この条において「株券」という。)のうち、次に掲げるもの(当該株式の分割の日又は一単位の株式の数の変更の日の属する事業年度(法人税法

式)の数の変更の日の属する事業年度(法人税法

式)の数の変更の日の属する事業年度(法人税法

式)の数の変更の日の属する事業年度(法人税法

式)の数の変更の日の属する事業年度(法人税法

式)の数の変更の日の属する事業年度(法人税法

式)の数の変更の日の属する事業年度(法人税法

式)の数の変更の日の属する事業年度(法人税法

第一編第五章に規定する事業年度をいう。において作成するものに限り。については、印紙税を課さない。

一 発行済株式の総数と同数以上の新株を発行する株式の分割(当該株式の分割に併せて一単位の株式の数を増加させる株式の分割にあつては、政令で定めるものに限る。)により、その株主の有する株式の数の応じて新たに発行する株式(当該株式の分割が額面株式の一株の金額を減少させるものである場合には、当該金額の減少により、その株主から提出された株式と交換するために新たに発行する株式を含む。)

二 一単位の株式の数の変更(一単位の株式の数を二分の一以下に変更する場合に限るものとし、当該変更に伴って株式の併合を行う場合を除く。)により、その株主から提出された株式と交換するために新たに発行する株式

三 第一号に規定する株式の分割又は前号に規定する一単位の株式の数の変更により、新たに一株又は一単位の株式の数となることに伴い発行される一株の株式及び一単位の株式の数の株式

2 前項の規定は、同項各号に掲げる株式に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより、当該株式を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、大蔵省令で定める表示がされたものに限る。適用する。

第九十三条第二項中「第九十三条第一項」を「第九十三条の二第二項」に改め、同条を第九十三条の二とし、第六章第五節中同条の前に次の一条を加える。

(証券取引法の一部改正に伴う有価証券取引税の特例)

第九十三条 証券取引法第二條第一項第八号から第十一号までに掲げる証券又は証券のうち次の各号に掲げる証券又は証券については、第一号に掲げる証券又は証券にあつては有価証券取引税法第二條第一項第三号に掲げる社債券と、第二号から第四号までに掲げる証券又は証券にあつては外国社債券(外国法人の発行する有価証券で同条第二項の規定により当該社債券に含まれるものをいう。以下この条において同じ。)とみなして、同法第七條の規定を除く。同法第八條の規定の適用については、同条中「左に掲げる有価証券の譲渡」とあるのは、「左に掲げる有価証券の譲渡(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三條第一項の規定により社債券又は同項の外国社債券とみなされたものについては、政令で定めるものを除く。)」とする。

一 証券取引法第二條第一項第八号に掲げる証券又は証券

二 証券取引法第二條第一項第九号に掲げる証券又は証券で前号に掲げる証券又は証券の性質を有するもの

三 証券取引法第二條第一項第十号に掲げる証券又は証券

四 証券取引法第二條第一項第十一号に掲げる証券又は証券のうち、譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で指名債権でないものをいう。)の預金証書で外国法人の発行するもの

2 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる証券又は証券で同項の規定により同項の社債券又は外国社債券とみなされたもののうち、その発行から償還までの期間が短期であるものとして政令で定めるものの譲渡については、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の施行の日から平成七年三月三十一日までの間に発行されるものに限る。有価証券取引税を課さない。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第二十條の四)を「第二十條の五」に改める部分及び「第五十七條の八」を「第五十七條の九」に改める部分に限る。、第十條の二第二項の改正規定(又は第三号に掲げる減価償却資産)を「若しくはハ、第三号、第五号又は第六号に掲げる減価償却資産(第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。)」に改める部分(同項第六号に係る部分に限る。)、及び「当該取得価額」を「当該取得価額(第六号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)」に改める部分に限る。、同項に一号を加える改正規定、第十八條第一項に一号を加える改正規定、第二章第二節第二款第二十條の四の次に一條を加える改正規定、第四十二條の五第一項の改正規定(又は第三号に掲げる減価償却資産)を「若しくはハ、第三号、第五号又は第六号に掲げる減価償却資産(第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。)」に改める部分(同項第六号に係る部分に限る。)、及び「当該取得価額」を「当該取得価額(第六号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)」に改める部分に限る。、同項に一号を加える改正規定、第五十二條第一項に一号を加える改正規定、第五十三條第二項第五十七條の八を第五十七條の九とし、第五十七條の七の次に一條を加える改正規定及び第六十六條の十第一項に一号を加える改正規定並びに附則第六條第二項及び

第十二條第二項の規定 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行の日

二 目次の改正規定(第四節 協同組合の課税の特例(第五十九條―第六十一條)を「第四節 協同組合の課税の特例(第五十九條―第六十一條)を「第六十一條の二 農業生産法人の課税の特例(第六十一條の二、第六十一條の三)」に改める部分に限る。、第十條から第十條の四までの改正規定(第十三條の二)を「第十三條の三」に改める部分に限る。、第十條の五第一項の改正規定(第十三條の二第二項)の下に、第十三條の三第一項を加える部分に限る。、同条第三項の改正規定、第十二條の二の次に一條を加える改正規定(第十三條の三第一項の規定に係る部分に限る。、第十三條の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「第四号に掲げる者が同号に定める要件に該当する場合」は、百分の三十)を削る部分及び同項第四号を削る部分に限る。、同条第二項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定(第十三條の三第一項第一号に係る部分に限る。、第二十八條の三第十一項及び第三十三條の六第二項の改正規定(第十四條)を「第十三條の三」に改める部分に限る。、第三十三條の三第二項第二号の改正規定、第三十七條第一項の表の第十五号の改正規定、第三十七條の三第三項の改正規定(第十四條)を「第十三條の三」に改める部分に限る。、第四十二條の四から第四十二條の八までの改正規定(第四十六條の三)を「第四十六條の四」に改める部分に限る。、第四十六條の三の次に一條を加える改正規定(第四十六條の四第一項第一号に係る部分に限る。、第四十七條第三項の改正規定(第四十五條の二)の下に、第四十六條の三)を加える部分に限る。、

正規定（同条の表の第三号に係る部分に限る。）並びに附則第九条第二項、第十四条第二項並びに第十六条第四項及び第五項の規定特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第 号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」と

いう。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税に係る限度額の特例に関する経過措置)

第三条 国内に住所を有する個人で新法第三条の四第一項に規定する老人等であるものが、平成六年一月一日において、同日前に所得税法(昭

和四十年法律第三十三号 第九条の二第一項の規定によつて預入した同項に規定する郵便貯金を有する場合には、当該郵便貯金については、新法第三条の四第一項の規定により読み替えられた所得税法第九条の二第一項の規定によつて預入されたものとみなす。

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第四条 新法第四条の二第七項の規定は、同条第一項に規定する勤労者が平成六年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は同条第五項に規定する申

告書について適用する。

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第五条 新法第四条の三第七項の規定は、同条第一項に規定する勤労者が平成六年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書又は同条第五項に規定する申告書について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

る経過措置

第六条 新法第十条の二(同条第一項第六号に係る部分を除く。)の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

2 新法第十条の二(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人がエネルギー等の利用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用する。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)
第七條 新法第十条の四(同条第一項第五号に係る部分に限る。)の規定は、個人が農業機械化促進法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)
第八條 新法第十一条の表の第一号、第四号及び第五号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第十一条の二第一項の表の第二号の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産について

は、なお従前の例による。

3 新法第十一条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十一条の三第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

4 個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十一条の四第一項に規定する特定電波有効利用設備については、なお従前の例による。

5 個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十二条の二第二項第三号に掲げる同項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械装置等を有する場合における新法第十三条の規定の適用については、同条第一項中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十四(平成元年四月一日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をしたものについては百分の十五とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十四とする。)」と、「百分の三十二」とあるのは「百分の三十二(平成元年四月一日前に取得等をしたものについては百分の二十一とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十九とする。)」とする。

7 新法第十四条第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第三項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)
第九條 新法第三十一条の二第三項、第四項及び第六項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のた

めの譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧法第三十一条の二第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十七条第一項(同項の表の第十六号に係る部分に限る。)及び第三十七条の三第二項第一号の規定は、個人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う新法第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。

(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例に関する経過措置)
第十條 新法第四十一条の十七の規定は、平成五年五月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する報酬又は料金について適用する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)
第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第十二條 新法第四十二条の五(同条第一項第六号に係る部分を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

2 新法第四十二条の五(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人がエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第十三條 新法第四十二条の七(同条第一項第五号に係る部分に限る。)の規定は、法人が農業機械化促進法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)
第十四條 新法第四十三条の表の第一号、第四号及び第五号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条の表の第二号の規定は、法人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用する。

3 新法第四十四条第一項の表の第二号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

4 新法第四十四条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する産業構造転換用設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十四条の四第一項に規定する産業構造転換用設備等については、なお従前の例による。

5 新法第四十四条の五第一項の規定は、法人が

所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の平成五年旧法第六十八条の二第一項第二号に規定する前三年以内の繰越所得税額控除限度額(以下この項において「旧法の前三年以内の繰越額」という。)から

順次充てるものとした場合におけるその充てられることとなる旧法の前三年以内の繰越所得控除限度超過額の総額及び旧法の四年以前のの繰越所得税額控除限度超過額の合計額」と、同項第二号イ中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」と当該事業年度における旧法の四年以内の繰越所得税額控除限度超過額との合計額

と、同号口中「を加算した金額」とあるのは「旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額を加算した金額」と、「総額との合計額」とあるのは「総額(当該所得税額控

除限度額が当該利子配当等に係る所得税の額と当該繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額を超える場合には、当該繰越所得税額控除限度超過額の総額と当該超える部分の金額に最も新しい事業年度の旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てるとの

した場合におけるその充てられることとなる旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額
の総額との合計額」との合計額に当該事業年度
における旧法の四年以前の繰越所得税額控除限
度超過額を加算した金額」と、同号ハ中」との合

計額」とあるのは「との合計額に旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額を加算した金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金

額と当該事業年度における旧法の四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額」と、同条第三項中「を有する場合」とあるのは「又は平成五年旧法第六十八条の二第四項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額（以下この条において「旧法の繰越所得税額控除限度超過額」という。）を有する場合」と、「総額」とあるのは「総額又は旧法の繰越所得税額控除限度超過額

の総額」と、同条第五項中「同項第一号」とある

「次条から第十六条まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十三條の三第一項中「第十二條の三まで」とあるのは「第十二條の三まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」に、「平成四年新法第十四條第三項」を、「平成五年新法第十四條第三項」に、「平成四年新法第十六條第一項中「第十二條の二まで」とあるのは「第十二條の二まで」を「平成五年新法第十六條第一項中「第十二條の三まで」とあるのは「第十二條の三まで」に、「平成四年新法第二十八條の三第十一項」を「平成五年新法第二十八條の三第十一項」に、「並びに第十四條から第十六條まで」とあるのは「第十四條」を、「並びに第十三條の三から第十六條まで」とあるのは「第十三條の三」に改める。

附則第十二條第五項中「における平成四年新法」を「における平成五年新法」に、「第四十四條の八、第四十五條の二を、第四十四條の八、第四十四條の九、第四十五條の二に、「平成四年新法」を「平成五年新法」に、「平成四年新法第四十二條の四第五項第二号」を「平成五年新法第四十二條の四第七項第三号」に、「平成四年新法第四十二條の五第一項」を「平成五年新法第四十二條の五第一項」に、「平成四年新法第四十四條の六第一項」を「平成五年新法第四十四條の六第一項」に改め、「第四十四條の八第一項」の下に、「第四十四條の九第一項」を加え、「平成四年新法第四十六條第一項」を「平成五年新法第四十六條の三第一項」を「平成五年新法第四十六條の三第一項」に、「平成四年新法第四十七條第三項」を「平

成五年新法第四十七條第三項」に、「平成四年新法第四十八條第一項中「若しくは第四十六條の三」とあるのは「第四十六條の三」を「平成五年新法第四十八條第一項中「若しくは第四十六條の四」とあるのは「第四十六條の四」に、「平成四年新法第四十九條第一項」を「平成五年新法第四十九條第一項」に、「平成四年新法第五十一條第二項」を「平成五年新法第五十一條第二項」に、「平成四年新法第五十二條の二」を「平成五年新法第五十二條の二」に、「平成四年新法第六十四條第六項」を「平成五年新法第六十四條第六項」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十三條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において、改正後の昭和六十三年改正法」という。附則第五條第四項の規定は、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和六十三年改正法附則第十二條第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十四條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第十八項の表の旧法第三十七條の二第二項の項の次に次のように加える。

旧法第三十七條の三第三項	並びに第十四條から第十六條まで
租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第...号)による改正後の租税特別措置法第十條第四項、第十二條の三及び第十三條の三	、第十四條から第十六條まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第...号)による改正後の租税特別措置法第十條第四項、第十二條の三及び第十三條の三

附則第十五條第九項の表の旧法第六十五條の七第七項の項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)による改正後の租税特別措置法第四十六條の三及び同条を「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第...号)による改正後の租税特別措置法第四十六條の三及び同条の四並びに同法第四十二條の四第四項」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十五條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第...号)による」に、「平成四年新法」を「平成五年新法」に、「同条第三項」を「第十三條の二」とあるのは「第十三條の三」と、同条第三項に、「平成四年新法第十條の三」を「平成五年新法第十條の三」に、「同条第四項」を「第十三條の二」とあるのは「第十三條の三」と、同条第四項に、「平成四年新法第十條の二第三項」を「平成五年新法第十條の二第三項」に改め、同条第二項中「新法第十條」を「平成五年新法第十條」に、「新法第三十七條の五第二項」を「平成五年新法第三十七條の五第二項」に、「新法第十條第四項第二号」を「平成五年新法第十條第六項第二号」に、「新法第十條の二第三項」を「平成五年新法第十條の二第三項」に、「新法第二十八條の三第十一項」を「平成五年新法第二十八條の三第十一項」に改める。

附則第十九條第一項中「平成四年新法第四十二條の六」と「平成五年新法第四十二條の六」と、「第四十六條の二まで」とあるのは「第四十六條の二まで、第四十六條の四」とに、「平成四年新法第五十二條の三第一項」を「平成五

年新法第五十二條の三第一項」に、「平成四年新法第四十二條の四」を「平成五年新法第四十二條の四」に、「平成四年新法第四十二條の六」とを「平成五年新法第四十二條の六」と、「第四十六條の二まで」とあるのは「第四十六條の二まで、第四十六條の四」とに、「平成四年新法」を「平成五年新法」に、「又は平成四年新法」を「又は平成五年新法」に改め、同条第二項中「新法」を「平成五年新法」に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第三号」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十六條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において、改正後の平成四年改正法」という。附則第三條の規定は、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の平成四年改正法附則第十九條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

三月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。
一、不況対策の実行に関する請願(第六〇九号)
一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(第六三三号)(第六五〇号)
一、大型減税の早期実施に関する請願(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)

第六〇九号 平成五年三月十二日受理
不況対策の実行に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木二ノ一八ノ四
佐久間清子 外六十二名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第六三三号 平成五年三月十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願（二通）

請願者 福岡県直方市大字上頼野四、八〇

九 中川京子 外一名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第六五〇号 平成五年三月十六日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願（二通）

請願者 北九州市八幡西区萩原二ノ一ノ

二〇 木村裕子 外一名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第六九八号 平成五年三月十八日受理

大型減税の早期実施に関する請願

請願者 大阪府三島郡島本町青葉一ノ二四

ノ三三ノ四〇九 太田洋子 外八

十九万千六百六十二名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六九九号 平成五年三月十八日受理

大型減税の早期実施に関する請願

請願者 大阪府岸和田市土生町七二二サ

ニハイツ二〇三 中村武司 外

十二万二千六百七名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第七〇〇号 平成五年三月十八日受理

大型減税の早期実施に関する請願

請願者 北九州市小倉北区青葉二ノ四ノ一

ノ三二〇 川崎竜介 外十二万四

千四百七十三名

紹介議員 足立 良平君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第七〇一号 平成五年三月十八日受理

大型減税の早期実施に関する請願

請願者 北海道函館市人見町八ノ四〇一ノ

二〇六 笹村広子 外十二万三千

六百十名

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

平成五年四月二十三日印刷

平成五年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局